

目 次

第3部 資料編	1
第1章 総合的環境保全関係	1
(1) 岡山県環境基本条例	1
(2) 岡山県環境基本計画（エコビジョン2040）主要施策等の達成状況	6
(3) 公害防止協定に基づく協議件数の推移	14
(4) 公害苦情の受付件数の推移	14
(5) 公害調停申請件数	14
(6) 岡山県環境審議会への提言及び調停審議の状況	14
第2章 気候変動対策（緩和・適応）の推進関係	15
(1) 岡山県内の温室効果ガス排出量の状況	15
第3章 循環型社会の形成関係	16
(1) グリーン調達ガイドラインに基づく特定調達品目の調達実績について	16
(2) 岡山県エコ製品（品目別）認定状況	17
(3) 容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集量	19
(4) ごみ処理の推移	20
(5) 市町村別ごみ処理の状況	21
(6) 家庭ごみの有料化の状況	22
(7) 市町村（一部事務組合）の一般廃棄物処理施設	23
(8) し尿処理の推移	28
(9) し尿処理の状況	28
(10) 市町村一般廃棄物焼却施設概要	29
(11) 浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況	30
(12) 産業廃棄物の実態	31
(13) 産業廃棄物処理業の許可状況	31
(14) 産業廃棄物処理施設の状況	32
(15) 自動車リサイクル法登録・許可業者の状況	32
第4章 大気環境関係（安全・安心な生活環境の保全と創出）	33

(1) 大気汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源	33
(2) 環境基準による大気汚染の評価に関する用語	34
(3) 環境大気測定局配置図	35
(4) 環境大気測定局一覧	36
(5) 光化学オキシダント情報・注意報の発令日数	37
(6) 光化学オキシダント情報・注意報の発令回数	38
(7) 光化学オキシダントの1時間値が0.12ppm以上(注意報相当)の延べ時間数(一般局)	40
(8) 環境大気測定結果等	41
(9) 大気規制の概要	59
(10) 大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく設置届出等件数	62
(11) 大気汚染防止法及び岡山県環境負荷低減条例に基づく施設の設置状況	63
第5章 水環境関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)	67
(1) 水質の環境基準	67
(2) 県下水域の環境基準類型の指定概略図	71
(3) 公共用水域水質測定結果等	73
(4) 地下水質測定結果等	81
(5) 海水浴場水質調査	84
(6) 水質関係法令及び岡山県環境負荷低減条例に基づく設置届出等件数	85
(7) 水質関係法令及び岡山県環境負荷低減条例に基づく特定事業場数	85
(8) 自然海浜保全地区指定状況	86
第6章 騒音・振動・悪臭関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)	87
(1) 騒音に係る環境基準	87
(2) 騒音に係る環境基準のあてはめ地域(一般地域・道路に面する地域)	88
(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域	89
(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域	89
(5) 一般地域(道路に面する地域を除く。)の騒音測定結果	90
(6) 道路に面する地域の騒音測定結果	91
(7) 新幹線鉄道騒音・振動調査結果	93
(8) 瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定結果(評価値)の推移	94

(9) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分（自動車騒音に係るものを除く）	95
(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分	98
(11) 騒音規制法に基づく特定施設の設置状況等	101
(12) 振動規制法に基づく特定施設の設置状況等	102
(13) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準	103
(14) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準	103
(15) 要請限度（自動車騒音・道路交通振動の規制）	104
(16) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域区分	105
(17) 悪臭の規制基準	106
第7章 有害化学物質関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)	109
(1) ダイオキシン類に係る環境基準	109
(2) ダイオキシン類環境調査結果	109
(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設等の設置状況	113
(4) 有害大気汚染物質等に係る環境基準（指針値）	113
(5) 有害大気汚染物質等環境調査結果	114
(6) 岡山県環境負荷低減条例に基づくベンゼン等排出施設の設置状況	115
(7) 岡山県化学物質環境モニタリング調査	116
(8) 一般大気環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）	120
第8章 その他の環境関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)	121
(1) 人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等監視測定結果	121
(2) 中津河捨石堆積場周辺の監視測定結果	123
(3) 管理目標値	124
第9章 自然と共生した社会の形成関係	125
(1) 自然環境保全審議会開催状況	125
(2) 自然保護基礎調査の実績	125
(3) 県自然環境保全地域等の指定	126
(4) 公有化の状況	127
(5) 「岡山県版レッドデータブック 2020」選定種のカテゴリー別集計表	128
(6) 自然公園の許可申請、届出件数	128

(7) 中国自然歩道岡山県ルートに興味地点	129
(8) 狩猟免許者数の推移	130
(9) 狩猟者登録数の推移	131
(10) 鳥獣による農林水産業被害状況	131
(11) 鳥獣捕獲数(狩猟及び有害鳥獣捕獲等)	132
(12) みどりの少年隊結成状況	132
第10章 環境の未来を支える担い手づくり関係	133
(1) 岡山県景観条例に基づく届出等件数	133
第11章 環境の未来を創る経済振興関係	134
(1) 環境影響評価の審査状況	134
(2) 環境影響評価に関する処理状況	134

第3部 資料編



第1章 総合的環境保全関係

（1）岡山県環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の策定等に係る指針（第9条）
 - 第2節 岡山県環境基本計画（第10条）
 - 第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第11条—第22条）
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力の推進（第23条・第24条）
- 第3章 岡山県環境審議会への提言（第25条—第27条）
- 第4章 雑則（第28条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、

振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第九条第一号及び第十三条第四項において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全（人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、

野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。）は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動

において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（岡山県環境白書）

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多

様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第一項の規定による岡山県環境審議会（第25条及び第27条において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環

境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の創造）

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の推進）

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

（監視等の体制の整備）

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境審議会への提言

（環境の保全に関する提言）

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、審議会に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者（以下この条及び第27条において「知事等」という。）の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

（適用除外）

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき不服申立てを行っている事項
- 三 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項
- 四 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項
- 五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項
- 六 その他法令（告示を含む。）の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項

（提言及び調査審議の手続）

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

- 2 審議会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの（以下この条において「提言者」という。）に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知には、理由を付さなければならない。
- 4 審議会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。
- 5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 6 審議会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。
- 7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。
- 8 審議会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。
- 9 審議会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑 則

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 岡山県環境基本計画(エコビジョン2040) 主要施策等の達成状況

令和6(2024)年度 達成レベル一覧

基本目標 I 気候変動対策(緩和・適応)の推進							
番号	重点プログラム	項目	策定時 (R1(2019))	前年度 (R5(2023))	現況 (R6(2024))	努力目標 (R6(2024))	達成レベル
1	太陽光発電の導入促進	県内に設置された太陽光発電総設備容量 (メガワット、累計)	1,802	2,423	2,475	3,500	1
2	木質バイオマスのエネルギー利用推進						2
3	情報の発信と地域資源を活かした取組の推進	新エネルギー関係セミナーへの参加者数 (人、累計)	2,889	3,499	3,587	3,500	2
4	地域ぐるみで進めるスマートコミュニティの推進	新エネルギーの導入を核とした地域づくりに取り組む地域の数(箇所、累計)	9	11	16	19	1
5	オフィスビル等の省エネルギー化の推進						2
6	県有施設等の省エネルギー化の推進						2
7	省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大						2
8	省エネルギー型機器等の普及拡大	家庭用燃料電池の導入台数(台、累計)	2,096	—※ ¹	—※ ¹	2,600	—※ ¹
9	アースキーパーメンバーシップ制度の推進	アースキーパーメンバーシップ会員数 (人・事業所、累計)	13,537	15,535	15,726	16,000	2
10	COOL CHOICE(賢い選択)の推進	おかやまCOOL CHOICE!宣言企業・団体数 (件、累計)	272	330	—※ ²	300	—※ ²
11	エコドライブの推進	エコドライブ宣言者数(人、累計)	35,456	43,062	43,867	47,000	1
12	地球に優しい移動手段の選択						2
13	信号灯器のLED化の推進	信号灯器のLED化率(%)	67.1	82.0	88.7	87	3
14	県公用車へのエコカーの率先導入						2
15	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及促進	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及台数 (台、累計)	5,797	9,502	11,777	8,600	3
16	道路交通の円滑化の推進	主要渋滞箇所数(箇所)	50	47	47	45	2
		信号機の高性能化整備数(基、累計)	504	672	720	630	
		高度化光ビーコン整備数(基、累計)	569	669	669	790	
17	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	3,281	3,413 (R4(2022))	3,418 (R5(2023))	2,895	1
18	フロン類の排出抑制の推進						2
19	公益的機能を高めるための森林整備の推進						2

※¹ 国実施事業の終了に伴い、実績把握ができなくなったもの※² 新しい国民運動「デコ活」への移行に伴い、本県においても4月末に登録制度を終了したもの

番号	重点プログラム	項目	策定時 (R1(2019))	前年度 (R5(2023))	現況 (R6(2024))	努力目標 (R6(2024))	達成レベル
20	県民参加による森づくりの推進	森づくり活動への参加企業数(企業、累計)	26	29	29	28	3
21	都市緑化等の促進						2
22	適応計画の策定と推進						2
23	適応の推進体制の整備						2
					平均		1.95

基本目標Ⅱ 循環型社会の形成

番号	重点プログラム	項目	策定時 (R1(2019))	前年度 (R5(2023))	現況 (R6(2024))	努力目標 (R6(2024))	達成レベル
24	「おかやま・もったいない運動」の推進						2
25	プラスチック3Rの推進						3
26	食品ロス削減の推進						3
27	循環資源マッチングシステムの利用促進	循環資源登録数(件、累計)	441	574	579	470	3
28	循環型社会づくりに向けた処理システムの構築						2
29	ごみの分別収集の徹底						2
30	リサイクル関連法の周知・徹底(一般廃棄物の3Rの推進)	一般廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	96.3 (H30(2018))	96.7 (R4(2022))	96.9 (R5(2023))	97	2
31	排出事業者に対する指導・助言						2
32	リサイクル関連法の周知・徹底(産業廃棄物の3Rの推進)	産業廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	95.6 (H30(2018))	95.9 (R4(2022))	95.7 (R5(2023))	96	1
33	3Rに関する広域ネットワークの形成						2
34	公共工事に係る廃棄物の再資源化	建設廃棄物の再資源化率(%)	74.8~100	99.5	99.8	100	3
35	循環型社会形成推進モデル事業の推進						2
36	一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進						2
37	産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導						2
38	PCB廃棄物の計画的な処理の推進						2
39	農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進	農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率(%)	15.6	27.8	44.2	40	3
40	産業廃棄物の広域的な移動に関する対応						2
41	不法投棄等の防止と早期発見						2
42	海ごみ対策の推進						3
43	地域の活動の促進						2
44	円滑な処理体制づくり	災害廃棄物処理計画策定市町村数(市町村)	14	26	27	27	3
平均							2.29

基本目標Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出

番号	重点プログラム	項目	策定時 (R1(2019))	前年度 (R5(2023))	現況 (R6(2024))	努力目標 (R6(2024))	達成レベル
45	工場・事業場対策の推進 (大気環境の保全)	工場・事業場の排ガス等基準適合率(%)	98.0	100	100	100	3
46	大気汚染防止夏期対策の実施	オキシダント情報等メール配信登録者数 (人、累計)	16,894	21,288	22,147	22,000	3
47	微小粒子状物質(PM2.5)対策の 推進	PM2.5 環境基準達成率(%)	55.7 (H29~R1の平 均値)	98.8 (R3~R5の平 均値)	96.3 (R4~R6の平 均値)	85	3
48	ディーゼル自動車粒子状物質 削減対策の推進	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率(%)	72.8	86.3 (R4(2022))	84.9 (R5(2023))	80	3
49	生活排水対策の推進	汚水処理人口普及率(%)	87.3	88.6 (R4(2022))	89.0 (R5(2023))	92.1	2
50	工場・事業場対策の推進 (水環境の保全)	工場・事業場の排水基準適合率(%)	93.3	96.5	95.7	98	1
51	児島湖再生の推進	児島湖の水質目標値(GOD:mg/L)	8.1 (H29~R1の平 均値)	8.4 (R3~R5の平 均値)	8.4 (R4~R6の平 均値)	7.2	2
		児島湖の環境用水の導入量(m ³ /s)	0	0	0	2.4	
52	児島湖流域下水道事業の推進						2
53	沿岸域の環境の保全、再生及 び創出	自然海岸を活用した環境学習の回数(回)	5	5	4	5	2
54	水質の保全及び管理						2
55	瀬戸内海の自然景観及び文化 的景観の保全						2
56	水産資源の持続的な利用の確 保						2
57	道路交通、航空機、新幹線鉄道 の騒音・振動対策						2
58	騒音・振動・悪臭に係る規制地 域の適切な指定						2
59	工場・事業場対策の推進 (土壌・地下水汚染の防止)						2
60	有害大気汚染物質対策の推進	有害大気汚染物質等の環境基準及び指針値達成 項目の割合(%)	93	94	94	100	1
61	有害化学物質対策の推進						2
62	アスベスト対策の推進						2
63	環境放射線の監視測定の実施						2
平均							2.11

基本目標Ⅳ 自然と共生した社会の形成

番号	重点プログラム	項目	策定時 (R1(2019))	前年度 (R5(2023))	現況 (R6(2024))	努力目標 (R6(2024))	達成レベル
64	自然公園等の魅力向上に向けた取組	自然公園利用者数(万人)	1,100 (H30(2018))	950 (R4(2022))	1,031 (R5(2023))	1,210	1
65	自然と調和した開発の指導						2
66	レッドデータブックの充実と活用						2
67	希少野生動植物の保護						2
68	鳥獣保護対策の推進						2
69	特定鳥獣保護・管理対策の推進						2
70	狩猟者の確保						2
71	外来生物に関する普及啓発等の推進						2
72	自然環境学習等の推進	自然保護センターの利用者数(人)	32,438	37,818	30,626	40,000	1
73	自然とふれあえる体験の場や機会の充実	長距離自然歩道の利用者数(万人)	143 (H30(2018))	131 (R4(2022))	144 (R5(2023))	160	2
		身近な自然体験プログラムの参加者数(人)	28,636 (H28～R1の平均値)	38,873 (R2～R5の平均値)	47,908 (R3～R6の平均値)	30,000	
74	農地・農業用水等の保全						2
75	都市と農村との交流推進	おかやま移住候補地体感ツアー(回)	2	1	— ※	2	— ※
76	森林の整備による快適な環境の保全	少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合(%)	96.6	99.8	92.7	100	2
77	都市と近郊のみどりの創出						2
78	緑化推進体制の充実						2
79	全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成						2
平均							1.87

※ 兵庫県とはR4年度に、鳥取県とはR5年度で連携を終了したもの

横断的な視点Ⅰ 環境の未来を支える担い手づくり

番号	重点プログラム	項目	策定時 (R1(2019))	前年度 (R5(2023))	現況 (R6(2024))	努力目標 (R6(2024))	達成レベル
80	環境パートナーシップの形成促進						2
81	地域課題解決ビジネスの支援						2
82	アダプト事業の推進						2
83	イベント等のエコ化の推進	グリーンイベント登録数(件)	17	13	21	30	1
84	環境学習の機会の提供	環境学習出前講座・ 環境学習エコツアー参加人数(人)	27,593	20,988	23,425	20,000以上	2
85	子どもたちの環境活動への支援						2
86	スーパーエンバイロメントハイス クルルの指定						2
87	環境学習指導者の育成・活用	環境学習指導者登録数(人、累計)	108	154	159	130	3
88	景観行政団体となる市町村の 拡大と連携強化	景観行政団体の数(市町村)	9	9	9	12	1
89	快適な生活環境の保全						2
					平均		1.90

横断的な視点Ⅱ 環境の未来を創る経済振興

番号	重点プログラム	項目	策定時 (R1(2019))	前年度 (R5(2023))	現況 (R6(2024))	努力目標 (R6(2024))	達成レベル
90	中小企業の新エネルギー設備導入等の支援						2
91	新エネルギー分野等に関する新技術等の研究開発の支援						2
92	電気自動車等(EV・PHEV・FCV)の普及と技術開発						2
93	循環型産業クラスターの形成	循環型産業クラスター形成促進事業を活用した製品開発等への取組の数(件、累計)	40	56	60	55	3
94	木質バイオマスの活用推進						2
95	総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現						2
96	環境保全型農業の推進						2
97	魅力ある林業の実現						2
98	環境マネジメントシステムの普及拡大	エコアクション21認証・登録事業者の数(事業者、累計)	110	125	134	130	3
99	「岡山県エコ製品」の認定・周知	岡山県エコ製品の認定品目数(品目、累計)	372	363	350	380	1
100	「岡山エコ事業所」の認定・周知	岡山県エコ事業所の認定件数(件、累計)	256	274	301	260	3
101	事業者による環境コミュニケーションの推進						2
102	環境影響評価の適正な実施						2
103	「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進	岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合(%)	95	90.5	95.2	100	1
					平均		2.07

達成レベルの評価方法 (指標があるプログラム)

	指標の種類	評価の考え方	達成レベルの評価基準
①	割合や実数で表す指標	進捗率 (実績値 - 策定時)/(目標値 - 策定時) × 100	3: 進捗率が A % 以上 2: 進捗率が B % 以上 A % 未満 1: 進捗率が B % 未満 (A 及び B は表 3 の対象年度毎の値で評価)
②	①の実数で表す指標のうち、策定時に対する目標値の増減割合が極めて小さい指標	目標値/策定時の値が 0.9 以上 1.1 以下が対象	3: 目標値 ≤ 実績値 2: 策定時 ≤ 実績値 < 目標値 1: 策定時 > 実績値
③	現状維持を目的とした指標 (策定時 = 目標値)	目標値と実績値を比較	3: 目標値 < 実績値 2: 目標値 = 実績値 1: 目標値 > 実績値
④	特例指標 環境学習出前講座・ 環境学習エコツアー参加人数(人)	毎年 20,000 人以上の参加を目標としていることから、①～③の評価基準に当てはまらないため、個別に設定	3: 25,000 人以上 2: 20,000 人以上、25,000 人未満 1: 20,000 人未満
⑤	特例指標 児島湖の環境用水の導入量 (m ³ /s)	環境用水を導水することを目標としていることから、①～③の評価基準に当てはまらないため、個別に設定	3: 環境用水を導水できた 2: 導水に向けた取組等を実施した 1: 導水に向けた取組等を実施していない

(注) 目標値: 努力目標 (R6) の数値、策定時: R元の数値、実績値: R6の数値

(注) 指標がないプログラムの達成レベルの考え方は次のとおり。

- 3…計画に沿った事業等を効果的に実施した
- 2…計画に沿って事業等を実施した
- 1…事業等を実施していない

※「効果的に実施」とは、計画以上の回数や、問題点等の改善等により実施したものを指す

(注) 評価対象年度ごとの進捗率は次のとおり。

対象年度		R2	R3	R4	R5	R6
上限なし	A	20	40	60	80	100
	B	10	20	40	60	80
上限あり	A	18	36	54	72	90
	B	8	16	34	52	70

※「上限あり」とは、目標が「全市町村」や「100%」など、実績値が目標値を超えることができない指標

（3） 公害防止協定に基づく協議件数の推移（過去10年間）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)
件数	31	27	32	22	17	14	25	22	21	23

（4） 公害苦情の受付件数の推移（過去10年間）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)
大気汚染	250	189	168	131	145	152	144	180	124	151
水質汚濁	175	178	163	128	134	123	116	115	99	72
土壌汚染	1	2	1	2	0	1	1	2	2	0
騒音	193	177	174	160	157	159	163	151	151	130
振動	19	25	27	27	42	37	26	22	14	28
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	109	121	110	88	73	101	75	84	63	65
その他	321	238	223	209	251	227	243	215	226	226
計	1,068	930	866	745	802	800	768	769	679	672

（5） 公害調停申請件数（過去10年）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)
件数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

（6） 岡山県環境審議会への提言及び調査審議の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)
提言件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
調査審議回数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

第2章 気候変動対策(緩和・適応)の推進関係

(1) 岡山県内の温室効果ガス排出量の状況(令和3年度・令和4年度速報値)

区 分	基準年度 H25年度 (2013年度)	R3年度 (2021年度)	基準 年度比 増減率	構成 割合	<速報値>				
					R4年度 (2022年度)	基準 年度比 増減率	前年度比 増減率	構成 割合	
二 酸 化 炭 素	産業部門	3,202	2,286	△28.6%	56.6%	2,481	△22.5%	8.5%	58.9%
	製造業	3,165	2,251	△28.9%	55.8%	2,452	△22.5%	8.9%	58.2%
	家庭部門	386	273	△29.3%	6.8%	276	△28.5%	1.1%	6.6%
	業務部門	373	285	△23.6%	7.1%	271	△27.2%	△4.8%	6.4%
	運輸部門	445	365	△18.0%	9.0%	364	△18.1%	△0.1%	8.7%
	自動車	387	321	△17.0%	8.0%	318	△17.7%	△0.9%	7.6%
	エネルギー転換	456	533	16.9%	13.2%	526	15.3%	△1.4%	12.5%
	工業プロセス	136	113	△16.9%	2.8%	112	△17.3%	△0.4%	2.7%
	廃棄物部門	99	49	△50.0%	1.2%	48	△51.3%	△2.6%	1.1%
	計	5,097	3,905	△23.4%	96.7%	4,080	△20.0%	4.5%	96.9%
メタン	41	35	△14.7%	0.9%	34	△16.0%	△1.6%	0.8%	
一酸化二窒素	25	24	△4.6%	0.6%	24	△3.3%	1.3%	0.6%	
代替フロン類	54	74	37.0%	1.8%	73	35.5%	△1.1%	1.7%	
合 計	5,217	4,037	△22.6%	100.0%	4,211	△19.3%	4.3%	100.0%	
全 国	1,407百万t	1,164百万t	△17.3%	-	1,135百万t	△19.3%	△2.5%	-	

注) 1 桁数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

2 令和4年度数値について

暫定値として公表されている都道府県別エネルギー消費統計等の数値を用いて算定したものであり、速報値として取りまとめた。

第3章 循環型社会の形成関係

(1) グリーン調達ガイドラインに基づく特定調達品目の調達実績について

区分	特定調達品目	調達目標 (%)	単位	R6(2024)年度実績			R5(2023)年度調達実績 (%) B
				全調達数量 (特定調達品目として調達すべき量) A	特定調達品目 調達実績 B	実績 (%) (B/A)	
紙類	紙類	100%	千円	175,780	175,780	100%	100%
文具類	文具類			131,541	131,541	100%	100%
機器類	机		件	1,876	1,876	100%	100%
	椅子			3,498	3,498	100%	100%
	棚			567	567	100%	100%
制服等	制服		件	7,393	7,393	100%	100%
	作業服			5,763	5,763	100%	100%
	旗・のぼり			1,806	1,806	100%	100%
その他	プラスチック製ごみ袋		千円	12,512	12,512	100%	98.8%
資材	再生加熱アスファルト混合物		件	394	394	100%	100%
	再生骨材			743	741	99.7%	99.8%
	プレキャストコンクリート製品			472	472	100%	100%
OA機器	パソコン、プリンタ、ファクシミリ		件	3,772	3,772	100%	100%
家電製品	冷蔵庫、テレビ、エアコン、電子レンジ		件	223	223	100%	100%
自動車	自動車（特殊車両を除く）		件	3	3	100%	100%
役務	印刷		件	2,936	2,936	100%	100%
	OA機器のリース			1,100	1,100	100%	100%
	自動車のリース			70	70	100%	100%
	イベント			16	16	100%	100%
	電子manifesto			608	608	100%	100%
	印刷機能等提供業務	269		269	100%	100%	

(2) 岡山県エコ製品 (品目別) 認定状況

(令和7(2025)年3月31日現在)

品目	認定件数	備考
文具類 (13件)	ひも	1 古紙を使用した紙ひも
	バッグ	7 残布を使用したバッグ
	ペンケース	3 残布を使用したペンケース
	ファイル	2 再生紙を使用した紙製のファイル
制服等 (16件)	作業服	5 再生PET樹脂を使用した製品
	制服	6 再生PET樹脂を使用した製品
	マット	2 再生プラスチックを使用した再生品
	作業用手袋	1 再生PET樹脂を使用した製品
ブルーシート	2 再生ポリエチレンを使用した製品	
機器類 (2件)	機	2 間伐材等を使用した製品
資材 (298件)	再生加熱アスファルト混合	27 アスファルト・コンクリート塊などから製造された道路の舗装用資材
	再生骨材	65 コンクリート塊等から製造された資材 (再生砕石、再生砂、再生割栗石等)
	プレキャストコンクリート 製品	104 高炉スラグ等を使用した資材
		(8) 落ちふた式U形側溝 (本体)
		(10) 落ちふた式U形側溝 (ふた)
		(4) 上ふた式U型側溝 (本体)
		(3) 上ふた式U型側溝 (ふた)
		(5) L型側溝
		(6) 境界ブロック (歩車道境界ブロック)
		(6) 境界ブロック (地先境界ブロック)
		(3) 積みブロック
		(7) 大型積みブロック (π型ブロック)
		(5) 鉄筋コンクリート芝台ブロック
		(5) 鉄筋コンクリート側溝ふた
		(7) 鉄筋コンクリート角フリューム
		(6) 鉄筋コンクリート等厚側溝
		(2) 鉄筋コンクリート水路用L型 (勾配1:0.2型)
		(2) 鉄筋コンクリート水路用L型 (直立型)
		(7) 鉄筋コンクリート大型フリューム
		(2) 鉄筋コンクリート組立水路 (枠・板)
		(7) 鉄筋コンクリート簡易床版
		(7) 張りブロック
	(1) ボックスカルパート	
	(1) エコボックス	
	改良土	33 建設工事に伴い副次的に発生する建設発生土・建設汚泥を原材料として製造された資材
	再生処理土	5 建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	流動化処理土	2 建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材
	鉄鋼スラグ混入路盤材	2 高炉スラグを使用した資材 (上層路盤材)
	溶融スラグ	1 一般廃棄物、一般廃棄物焼却灰等の溶融固化物を使用した資材
	鉄鋼スラグ水和固化体	2 鉄鋼スラグ、高炉スラグ微粉末等を使用した資材
	土工用水砕スラグ資材	1 高炉水砕スラグを使用した資材
	地盤改良用鉄鋼スラグ資材	1 鉄鋼スラグを使用した地盤改良用等資材
	採石廃土等再生資材	1 採石廃土を使用した資材
植生シート・マット	5 間伐材を使用した資材	
緑化基盤材	12 樹皮、伐採木等を使用した資材	
たい肥	4 樹皮、枝葉等を使用した資材	
工業汚泥発酵肥料	1 食物残さ、食品汚泥等を使用した製品	
下水汚泥発酵肥料	1 下水汚泥、木材チップを使用した製品	
混合石灰肥料	1 石灰質肥料に石灰ケークを混合した製品	
浄水ケーク	5 浄水スラッジを使用した資材 (園芸用土)	
有機質被覆材	7 樹皮、枝葉等を使用した資材	
木材・建築用等資材	1 間伐材を使用した資材 (台形集成材)	
屋上緑化基盤材	1 古畳等を使用した資材	
フローリング	3 コルク粒等を使用した資材 (床材)	
壁面緑化基盤材	1 再生骨材を使用した資材	

資料編 (3 循環型社会の形成関係)

品目		認定件数	備考
資材	景観舗装材	3	廃ゴム等を使用した資材
	法面緑化吹付用安定剤	1	石炭灰（フライアッシュ）を使用した資材
	軽量盛土材	1	廃ガラスを使用した資材
	不純物ろ過資材	1	廃ガラスを使用した資材
	デニム加工用人工軽石資材	1	廃ガラスを使用した資材
	ガーデニング材	2	廃瓦を使用した資材
	擬木	1	廃プラスチックを使用した資材
	庭池底砂等	1	廃瓦を使用した資材
	PC床版	1	高炉スラグを使用した資材（簡易橋梁）
	その他 (21件)	その他紙製品	1
食品用器具・容器包装		4	再生ポリエチレン樹脂等を使用した再生品（食品トレー等）
室内装飾・芸術品		1	廃棄される備前焼を使用した陶器雑貨
測量・境界杭		1	再生プラスチックを使用した再生品
梱包材		1	古紙を使用した段ボール・段ボール箱
炭化製品		1	廃木材を使用した製品（土壌改良剤、除湿剤等）
石灰系製品		1	石灰と無機性汚泥を混合した製品
魚礁		1	餌料培養基質にカキ殻を使用した製品
着定基質		1	藻場用資材にフェロマンガンスラグを使用した製品
視線誘導標		1	支柱に間伐材を使用した製品
畳		1	畳床に廃木材を使用した製品
ごみ袋等		4	再生プラスチック等を使用した製品
バイオディーゼル燃料		1	廃食油を使用した製品
土のう袋		1	再生プラスチック等を使用した製品
樹脂タイル		1	再生ポリエチレンを使用した製品
計		350	

（3）容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集量（令和5（2023）年度実績）

（単位：トン）

市町村	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	その他 紙	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
						うち白色 トレイ					
岡山市※1	1,130.3	803.6	583.6		841.9	288.9	5.5	271.5	292.8	1,067.4	12.6
倉敷市※2	1,051.3	700.9	195.0	368.7	628.9			794.9	140.3	738.1	2.6
津山市	243.7	246.4	100.4	17.4	178.5	532.2		77.8	126.3	287.8	3.1
玉野市	134.3	133.7	28.5	283.1	155.8	483.6		65.0	30.7	150.6	6.4
笠岡市	73.3	77.4	18.6	14.9	67.0	305.3	4.3	27.6	26.4	197.3	9.1
井原市	64.2	64.3	22.1	18.8	110.2	234.7		45.6	38.8	38.7	0.7
新見市	60.2	85.0	21.1		14.0	0.2	0.2	6.6	10.7	22.8	1.6
備前市	81.5	78.1	23.6		28.4	94.2	5.0	10.2	8.9	33.5	0.8
瀬戸内市	80.2	72.9	34.9		48.4	107.6		4.2	14.4	45.3	1.1
赤磐市	77.1	61.8	20.0		51.7	100.6	1.5	29.9	9.2	62.9	2.1
真庭市	87.2	118.4	45.9		60.0	166.3		18.1	35.2	163.3	1.5
美作市	65.7	66.6	22.6	45.0	50.1	91.3		13.9	24.2	115.8	2.5
浅口市	76.3	50.8	25.4		62.7	128.3		25.5	24.8	129.9	6.3
和気町	27.3	28.0	5.0	0.6	14.6	50.9	1.0	17.7	2.1	30.1	0.6
早島町	23.7	21.0	8.4	15.7	4.9	0.9	0.9	22.7	13.1	25.2	0.9
里庄町	19.9	15.2	3.8	9.1	20.1	42.7		7.6	7.4	64.8	2.5
矢掛町	27.5	30.6	3.1	41.7	35.8	96.0		7.0	9.9	45.0	20.8
新庄村	1.2	1.4	0.4		1.0	1.6		0.2	0.6	2.8	0.0
鏡野町	25.1	25.4	10.4		10.7	26.6		5.3	7.8	6.0	
勝央町	23.0	23.2	9.5		13.7	72.7		3.6	6.7	22.6	0.8
奈義町	7.4	9.6	0.5		8.5	17.4		1.7	2.5	5.6	
西粟倉村	2.7	2.8	0.9	2.0	2.1	4.0	0.2	0.6	1.0	4.8	0.1
美咲町	24.7	24.9	10.2		28.2	36.7		8.9	13.0	52.5	
岡山市久米南町衛生施設組合※3	14.5	12.3	37.2		12.0	22.8		8.5	7.1	37.5	0.4
総社広域環境施設組合※4	163.7	133.8	52.4		85.3	1.6	1.6	20.3	36.3	132.9	3.0
高梁地域事務組合※5	96.4	99.5	39.4	55.6	91.7	152.8		36.2	47.0	172.9	2.4
収集量 合計	3,682.6	2,987.6	1,322.6	872.4	2,626.1	3,059.9	20.3	1,531.0	936.7	3,655.8	81.7
分別収集実施市町村数	27	27	27	13	27	26	9	27	27	27	24

※1 岡山市（建部町）を除く。

※2 倉敷市（真備町）を除く。

※3 岡山市（建部町）、久米南町

※4 倉敷市（真備町）、総社市

※5 高梁市、吉備中央町

(4) ごみ処理の推移

区分	年度	単位	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (2023)
総人口		(人)	1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821	1,892,683	1,880,411	1,866,595	1,850,434
計画処理区域内人口		(人)	1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821	1,892,683	1,880,411	1,866,595	1,850,434
	計画収集人口	(人)	1,939,856	1,924,745	1,923,783	1,917,285	1,909,498	1,900,755	1,892,677	1,880,405	1,866,589	1,850,428
	自家処理人口	(人)	79	78	111	110	92	66	6	6	6	6
計画処理区域外人口		(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量		(t/年)	564,378	564,915	551,119	541,561	537,408	548,618	533,560	529,494	517,225	497,389
直接搬入量		(t/年)	77,962	75,597	67,746	76,261	75,943	80,390	84,654	80,302	72,700	107,639
自家処理量		(t/年)	30	31	48	42	35	27	6	6	6	6
ごみ総排出量		(t/年)	702,222	698,368	687,543	694,655	676,618	697,297	643,235	633,566	612,305	624,945
1人1日当たりのごみ総排出量		(g/人・日)	992	991	979	993	970	1,002	931	923	899	923
計画処理量		(t/年)	642,340	640,512	618,865	617,822	613,351	629,008	618,214	609,796	589,925	605,028
ごみ処理量		(t/年)	642,048	640,216	624,580	615,295	608,316	628,933	619,020	610,644	590,752	607,175
	直接焼却	(t/年)	567,763	568,123	553,854	547,767	541,538	561,843	549,467	543,238	527,088	509,473
	中間処理	(t/年)	49,086	49,216	49,734	47,162	47,236	47,840	49,427	47,392	44,539	43,014
	直接資源	(t/年)	17,663	19,044	17,680	16,219	15,505	15,002	16,328	16,889	15,902	51,980
	直接最終処分	(t/年)	7,536	3,833	3,312	4,147	4,037	4,248	3,798	3,125	3,223	2,708
焼却量		(t/年)	576,341	576,774	562,060	556,428	550,937	571,332	559,477	553,098	535,992	517,772
最終処分量		(t/年)	36,534	34,034	30,263	29,209	29,043	30,351	28,266	27,453	25,609	23,785
資源化量		(t/年)	143,182	149,440	147,810	127,916	128,643	134,373	133,179	129,159	121,803	161,870
集団回収量		(t/年)	59,882	57,856	68,678	76,833	63,267	68,289	25,021	23,770	22,380	19,917
リサイクル率		(%)	28.9	29.7	31.2	29.6	28.6	29.1	24.6	24.1	23.5	29.0

- (注) 1 ごみ総排出量 = 計画処理量 + 集団回収量
2 計画処理量 = 計画収集量 + 直接搬入量
3 リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100
4 計画処理量とごみ処理量は、計量誤差等により一致しない。
5 中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での処理をいう。
6 焼却量 = 直接焼却量 + 中間処理残さの焼却量
7 最終処分量 = 直接埋立量 + 焼却残さ及び中間処理残さの埋立量
8 直接資源とは、中間処理を経ないで資源化されるものをいう。
9 災害廃棄物を除いた値である。

(5) 市町村別ごみ処理の状況(令和5(2023)年度実績)

(令和5(2023)年度)

市町村名	総人口 (人)	計画収集 人口 ① (人)	自家処理 人口 ② (人)	ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)(t/年)					自家 処理量 ⑧ (t)	収集量③内訳(t/年)					
				収集量 ③ (t)	直接 搬入量 ④ (t)	計画 処理量 ⑤=③+④ (t)	集団 回収量 ⑥ (t)	合計 ⑦=⑤+⑥ (t)		混合ごみ 合計 (t)	可燃ごみ 合計 (t)	不燃ごみ 合計 (t)	資源ごみ 合計 (t)	その他の ごみ合計 (t)	粗大ごみ 合計 (t)
岡山市	699,112	699,112	0	196,061	47,252	243,313	4,080	247,393	0	0	108,954	3,652	9,684	0	1,243
倉敷市	476,266	476,266	0	134,476	29,489	163,965	7,388	171,353	0	0	81,917	1,222	4,407	0	294
津山市	96,314	96,314	0	25,000	4,431	29,431	1,000	30,431	0	0	12,188	410	1,689	0	231
玉野市	55,113	55,113	0	16,801	1,724	18,525	659	19,184	0	0	9,017	445	1,645	0	57
笠岡市	44,965	44,965	0	11,939	999	12,938	457	13,395	0	0	6,259	335	1,430	0	29
井原市	36,523	36,523	0	8,273	1,883	10,156	543	10,699	0	0	4,712	269	837	0	114
総社市	69,733	69,733	0	17,756	4,679	22,435	759	23,194	0	0	9,781	200	849	16	20
高梁市	27,067	27,067	0	7,932	1,356	9,288	340	9,628	0	0	4,526	114	733	0	114
新見市	26,762	26,762	0	7,422	500	7,922	620	8,542	0	0	3,899	95	397	0	24
備前市	31,535	31,535	0	7,109	1,350	8,459	683	9,142	0	0	5,596	9	621	0	60
瀬戸内市	36,312	36,306	6	8,485	1,141	9,626	306	9,932	6	0	5,799	243	618	71	176
赤磐市	41,759	41,759	0	9,705	943	10,648	645	11,293	0	0	6,326	43	490	28	165
真庭市	41,864	41,864	0	8,098	4,647	12,745	1,010	13,755	0	0	4,868	69	858	0	29
美作市	25,235	25,235	0	5,846	1,402	7,248	0	7,248	0	0	3,873	37	676	0	0
浅口市	33,019	33,019	0	7,927	1,649	9,576	765	10,341	0	0	5,549	249	870	0	54
和気町	12,995	12,995	0	2,137	1,333	3,470	132	3,602	0	0	1,265	48	761	0	63
早島町	12,725	12,725	0	3,631	236	3,867	0	3,867	0	0	1,878	130	199	0	0
里庄町	11,008	11,008	0	2,618	411	3,029	32	3,061	0	0	1,721	83	348	0	3
矢掛町	13,296	13,296	0	2,721	503	3,224	228	3,452	0	0	1,478	120	436	0	37
新庄村	837	837	0	142	15	157	0	157	0	0	114	2	26	0	0
鏡野町	12,312	12,312	0	2,808	416	3,224	174	3,398	0	0	1,589	59	123	0	140
勝央町	10,847	10,847	0	2,579	219	2,798	0	2,798	0	0	1,182	32	276	0	27
奈義町	5,755	5,755	0	1,303	103	1,406	0	1,406	0	0	1,150	20	72	0	22
西粟倉村	1,352	1,352	0	221	99	320	0	320	0	0	185	2	34	0	0
久米南町	4,366	4,366	0	759	422	1,181	0	1,181	0	0	542	27	86	0	5
美咲町	12,963	12,963	0	2,953	243	3,196	96	3,292	0	0	1,795	87	324	0	120
吉備中央町	10,399	10,399	0	2,687	194	2,881	0	2,881	0	0	1,466	64	254	0	63
合計	1,850,434	1,850,428	6	497,389	107,639	605,028	19,917	624,945	6	0	287,629	8,066	28,743	115	3,090

市町村名	ごみ処理量(t/年)				合計 ⑪	中間処理 に伴う 資源化量 ⑫ (t/年)	1人1日 当たりの 排出量 ⑬ (g/人・日)	生活系 ごみ ⑭ (g/人・日)	事業系 ごみ ⑮ (g/人・日)	減量 処理率 ⑯ (%)	リサイクル率 ⑰ (%)
	最終処分量 ⑨ (t)	直接 焼却量 ⑩ (t)	資源化等の 中間処理量 ⑪ (t)	直接 資源化量 ⑫ (t)							
岡山市	1,401	184,062	15,245	42,605	243,313	19,825	967	517	450	99.4%	26.9%
倉敷市	137	153,664	5,991	4,173	163,965	69,464	983	580	403	99.9%	47.3%
津山市	0	26,708	4,190	388	31,286	4,465	863	518	345	100.0%	18.1%
玉野市	588	15,562	2,375	0	18,525	1,763	951	625	326	96.8%	12.6%
笠岡市	0	10,754	1,330	855	12,939	771	814	554	260	100.0%	15.5%
井原市	141	8,658	1,156	201	10,156	776	800	549	251	98.6%	14.2%
総社市	0	20,077	2,358	0	22,435	1,340	909	540	369	100.0%	9.0%
高梁市	0	7,999	1,289	0	9,288	959	972	674	298	100.0%	13.5%
新見市	0	7,170	355	397	7,922	66	872	563	309	100.0%	12.7%
備前市	3	7,587	668	242	8,500	1,003	792	688	104	100.0%	21.0%
瀬戸内市	0	8,785	1,117	0	9,902	1,077	747	627	120	100.0%	13.5%
赤磐市	116	9,461	312	742	10,631	620	739	544	195	98.9%	17.8%
真庭市	49	10,368	2,013	317	12,747	3,141	898	623	274	99.6%	32.5%
美作市	63	6,388	500	297	7,248	1,003	785	577	208	99.1%	17.9%
浅口市	158	8,210	713	495	9,576	741	856	674	181	98.4%	19.4%
和気町	48	2,539	639	244	3,470	107	757	600	157	98.6%	13.4%
早島町	0	3,470	170	227	3,867	353	830	484	347	100.0%	15.0%
里庄町	0	2,570	216	245	3,031	135	760	613	147	100.0%	13.5%
矢掛町	0	2,606	370	248	3,224	226	709	504	206	100.0%	20.3%
新庄村	0	121	14	22	157	18	512	483	29	100.0%	25.5%
鏡野町	0	2,659	565	0	3,224	449	754	538	216	100.0%	18.3%
勝央町	0	2,460	176	157	2,793	341	705	434	271	100.0%	17.8%
奈義町	0	1,341	38	8	1,387	177	668	630	38	100.0%	13.3%
西粟倉村	4	253	23	40	320	13	647	515	131	98.8%	16.6%
久米南町	0	994	121	77	1,192	190	739	611	128	100.0%	22.4%
美咲町	0	2,515	681	0	3,196	570	694	555	139	100.0%	20.2%
吉備中央町	0	2,492	389	0	2,881	297	757	517	240	100.0%	10.3%
合計	2,708	509,473	43,014	51,980	607,175	109,890	923	555	368	99.6%	29.0%

(6) 家庭ごみの有料化の状況

(令和6(2024)年3月31日現在)

区分	有料化を実施している		有料化を実施していない
	排出量単純比例型	一定量無料型	
可燃ごみ	岡山市、津山市、玉野市、井原市、 総社市、新見市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、 和気町、早島町、里庄町、矢掛町、 新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、 西粟倉村、久米南町、美咲町、 吉備中央町	笠岡市	倉敷市、高梁市
不燃ごみ	岡山市、津山市、玉野市、井原市、 総社市、新見市、備前市、赤磐市、 真庭市、美作市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、 西粟倉村、久米南町、美咲町、 吉備中央町	笠岡市	倉敷市、高梁市、 瀬戸内市、和気町、勝央町、奈義町

(注) 市町村内の地域によって有料化の状況が異なる場合には、主たる地域が有料化している場合を有料化とした。

(7) 市町村（一部事務組合）の一般廃棄物処理施設

焼却施設

(令和7(2025)年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 当新田環境センター	岡山市南区当新田486-1	300	H6	岡山市
	岡山市 東部クリーンセンター	岡山市東区西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市槌ヶ原3072-5	150	S53	玉野市
	備前市 クリーンセンター備前	備前市八木山859-4	39	H10	備前市
	瀬戸内市 クリーンセンターかもめ	瀬戸内市牛窓町牛窓228	43	H9	瀬戸内市
	赤磐市 赤磐市環境センター	赤磐市津崎197-1	44	H26	赤磐市
	和気町 和気町クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H30	和気町
備中	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	倉敷市（早島町）
	新見市 クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	180	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	200	H11	笠岡市、浅口市、里庄町
	岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市、矢掛町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 クリーンセンターまにわ	真庭市樫西290	30	H11	真庭市
	美作市 美作クリーンセンター	美作市杉原340	34	H26	美作市（西粟倉村）
	岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H5	岡山市、久米南町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	30	H6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	128	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合	計	18	2,143		

(備考) 構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

粗大ごみ処理施設

(令和7(2025)年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	58	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	26	H26	岡山市
	玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設	玉野市槌ヶ原3072-5	35	H5	玉野市
備中	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	36	H9	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H7	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	30	S55	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市榎西290	5	H11	真庭市
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市宮地631-3	10	H6	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	16	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合	計	10	336		

(備考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出施設

再生処理施設

(令和7(2025)年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市東区西大寺新地453-5	27	H13	岡山市
	岡山市 西部リサイクルプラザ	岡山市北区野殿西町428-2	17	H26	岡山市
	玉野市 リサイクルプラザ	玉野市槌ヶ原3072-1	7	H15	玉野市
	備前市 日生清掃工場選別施設	備前市日生町寺山680-1	8	S53	備前市
備中	倉敷市 資源選別所	倉敷市水島川崎通1-18	15	H8	倉敷市
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	倉敷市真備町箭田481	10	H9	倉敷市、総社市
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H12	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市榎西290	6	H11	真庭市
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター	津山市領家1446	18.05	H27	津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町
合	計	10	149.65		

(備考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出施設

し尿処理施設

(令和7(2025)年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
備前	岡山市 一宮浄化センター	岡山市北区一宮217	300	R3	岡山市
	岡山市 当新田浄化センター	岡山市南区当新田488-4	170	S60	岡山市
	岡山市 犬島浄化センター	岡山市東区犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉野市 西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	H6	玉野市
	備前市 備前市衛生センター	備前市穂浪2459-1	34	H28	備前市
	瀬戸内市 長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	神崎衛生施設組合 神崎処理場	岡山市東区神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市北区御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町、吉備中央町
	和気・赤磐環境衛生施設組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	72	H14	赤磐市、和気町
備中	倉敷市 倉敷衛生センター	倉敷市白楽町424	158	R6	倉敷市
	倉敷市 倉敷衛生センター	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市
	倉敷市 玉島衛生センター	倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
	新見市 衛生センター	新見市金谷252	43	H28	新見市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路	総社市窪木1101-1	90	H19	倉敷市、総社市
	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町
	高梁地域事務組合 クリーンセンター	高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
美作	真庭市 真庭市くらしの循環センター	真庭市赤野1205-1	104	R6	真庭市
	津山圏域衛生処理組合 汚泥再生処理センター	津山市川崎458	170	H31	津山市、鏡野町、美咲町
	勝英衛生施設組合 滝川苑	勝央町小矢田31-2	74	S61	美作市、勝央町、美咲町、西粟倉村、奈義町
合 計		20	2105.35		

最終処分施設

(令和7(2025)年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	埋立物							埋立開始年	
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	粗大	中間残渣	焼却残渣		その他
備前	岡山市 三手最終処分場	岡山市北区三手108-1	平地	○		12,600	59,700			○			○	○		埋立前
	岡山市 山上新最終処分場	岡山市北区山上152	山間	○		36,900	450,000			○			○	○		2006
	岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場	岡山市北区建部町大田4204-5	山間	○		5,354	10,800						○			1985
	玉野市 一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200			○			○	○		1992
	備前市 備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	94,550			○			○	○		1983
	備前市 日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河855-2	山間	○		4,390	15,554						○	○		1996
備中	倉敷市 東部最終処分場(2期)	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000						○	○	○	2002
	総社市 新一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3740	山間	○		13,265	114,000			○			○	○		2018
	井原市 一般廃棄物埋立処分場	井原市高屋町5090外	山間	○		7,095	32,980			○				○	○	1990
	新見市 新見市処理センター	新見市哲多町宮河内1940-24	山間	○		4,200	27,400			○			○	○		2007
	浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○						2000
	早島町 一般廃棄物埋立処分場	早島町矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○		○			○	1981
	高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5318	山間	○		22,000	126,000			○				○		1980
	岡山県西部衛生施設組合 一般廃棄物埋立処分場	井原市高屋町字野々迫地内	山間	○		12,800	104,600			○			○	○	○	2022
美作	真庭市 ガレキ処分場	真庭市榎東1379-18外	山間	○		5,629	36,485								○	1996
	美作市 一般廃棄物最終処分場	美作市杉原325外	山間	○		800	3,400			○			○		○	2019
	津山圏域資源循環施設組合 津山圏域クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	津山市領家1411-1外	山間	○		2,530	30,000			○			○		○	2016
合	計	17			263,363	2,032,369										

(8) し尿処理の推移

区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (2023)
		総人口 (人)	1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821	1,892,683	1,880,411	1,866,595
計画処理区域内人口 (人)	1,939,935	1,924,823	1,923,894	1,917,395	1,909,590	1,900,821	1,892,683	1,880,411	1,866,595	1,850,434	
水洗化人口	下水道 (人)	1,102,562	1,116,847	1,130,511	1,141,163	1,155,865	1,170,375	1,179,474	1,188,509	1,193,445	1,196,535
	浄化槽 (人)	587,204	576,410	567,675	563,267	549,770	539,485	529,263	478,720	467,498	458,350
	コミュニティ・プラント (人)	0	0	740	0	0	0	0	0	0	0
	集落排水施設等 (人)	-	-	-	-	-	-	-	32,729	32,016	31,516
	小計 (人)	1,689,766	1,693,257	1,698,926	1,704,430	1,705,635	1,709,860	1,708,737	1,699,958	1,692,959	1,686,401
計画収集人口 (人)	238,338	223,330	217,549	205,751	194,723	181,485	175,639	171,455	163,842	153,136	
自家処理人口 (人)	11,831	8,236	7,419	7,214	9,232	9,476	8,307	8,998	9,794	10,897	
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画収集処理量 (kL/年)	625,188	625,536	607,211	593,477	580,088	570,465	567,940	561,914	558,897	546,066	
し尿処理施設	し尿処理施設 (kL/年)	598,258	595,531	584,380	569,329	555,537	529,371	529,854	524,323	523,715	509,467
	下水道投入 (kL/年)	26,930	30,005	22,831	24,148	24,551	41,094	38,086	37,591	35,182	36,599
	農村還元 (kL/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (kL/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自家処理量 (kL/年)	4,577	1,886	1,554	1,553	1,745	1,388	1,377	1,290	1,287	1,879	
計 (kL/年)	629,765	627,422	608,765	595,030	581,833	571,853	569,317	563,204	560,184	547,945	

(9) し尿処理の状況

市区町村名	総人口(非水洗化人口+水洗化人口)								し尿処理施設処理量 (kL/年)			下水道投入等その他処理量 (kL/年)			合計 (kL/年)		
	合計 (人)	非水洗化人口		水洗化人口				し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	合計 (kl)	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	合計 (kl)	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	合計 (kl)	
		し尿収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	下水道人口 (人)	浄化槽人口 (人)	合併 (人)	コミュニティプラント人口 (人)										集落排水施設等人口 (人)
岡山市	699,112	51,190	3	448,613	192,975	113,963	0	6,331	34,150	144,643	178,793	0	0	0	34,150	144,643	178,793
倉敷市	476,266	17,744	8,823	365,929	82,969	61,908	0	801	15,507	73,402	88,909	3,913	8,155	12,068	19,420	81,557	100,977
津山市	96,314	13,852	0	30,241	51,229	38,259	0	992	14,960	16,836	31,796	0	22,720	22,720	14,960	39,556	54,516
玉野市	55,113	2,184	0	50,583	2,346	1,455	0	0	2,326	4,206	6,532	0	0	0	2,326	4,206	6,532
笠岡市	44,965	8,858	0	23,990	11,981	10,209	0	136	8,279	12,558	20,837	0	0	0	8,279	12,558	20,837
井原市	36,523	6,970	108	17,670	11,775	8,385	0	0	7,941	13,055	20,996	0	0	0	7,941	13,055	20,996
総社市	69,733	2,856	0	42,762	18,721	16,973	0	5,394	3,376	17,627	21,003	0	0	0	3,376	17,627	21,003
高梁市	27,067	2,518	280	11,963	12,253	10,315	0	53	4,194	8,543	12,737	0	0	0	4,194	8,543	12,737
新見市	26,762	4,625	0	14,794	6,146	5,567	0	1,197	4,244	6,253	10,497	0	0	0	4,244	6,253	10,497
備前市	31,535	3,589	249	22,963	3,877	3,442	0	857	2,688	5,354	8,042	0	0	0	2,688	5,354	8,042
瀬戸内市	36,312	6,340	50	13,200	13,924	12,289	0	2,798	8,614	15,034	23,648	0	0	0	8,614	15,034	23,648
赤磐市	41,759	2,915	0	32,127	6,124	4,682	0	593	5,147	5,288	10,435	0	0	0	5,147	5,288	10,435
真庭市	41,864	8,405	8	11,915	17,655	15,703	0	3,881	8,354	20,151	28,505	0	0	0	8,354	20,151	28,505
美作市	25,235	2,558	0	19,725	803	803	0	2,149	1,492	2,903	4,395	0	0	0	1,492	2,903	4,395
浅口市	33,019	6,770	22	21,196	5,031	3,845	0	0	6,212	4,832	11,044	0	0	0	6,212	4,832	11,044
和気町	12,995	0	431	11,933	87	87	0	544	303	372	675	0	0	0	303	372	675
早島町	12,725	98	0	12,235	392	204	0	0	136	285	421	0	0	0	136	285	421
里庄町	11,008	2,766	0	5,869	2,373	2,046	0	0	2,541	1,740	4,281	0	0	0	2,541	1,740	4,281
矢掛町	13,296	1,267	684	10,014	1,331	695	0	0	1,711	1,417	3,128	0	0	0	1,711	1,417	3,128
新庄村	837	33	0	594	210	197	0	0	55	187	242	0	0	0	55	187	242
鏡野町	12,312	1,613	3	6,499	2,594	2,242	0	1,603	1,276	1,700	2,976	0	1,811	1,811	1,276	3,511	4,787
勝央町	10,847	504	0	9,423	259	211	0	661	593	803	1,396	0	0	0	593	803	1,396
奈義町	5,755	0	0	4,198	1,557	1,557	0	0	880	1,260	2,140	0	0	0	880	1,260	2,140
西粟倉村	1,352	0	85	0	13	3	0	1,254	23	42	65	0	0	0	23	42	65
久米南町	4,366	900	21	2,066	1,379	1,214	0	0	675	1,219	1,894	0	0	0	675	1,219	1,894
美咲町	12,963	2,501	0	4,317	4,771	4,211	0	1,374	2,358	5,247	7,605	0	0	0	2,358	5,247	7,605
吉備中央町	10,399	2,080	130	1,716	5,575	4,479	0	898	2,474	4,001	6,475	0	0	0	2,474	4,001	6,475
合計	1,850,434	153,136	10,897	1,196,535	458,350	324,944	0	31,516	140,509	368,958	509,467	3,913	32,686	36,599	144,422	401,644	546,066

（10）市町村一般廃棄物焼却施設概要

市町村名	施設名称	炉の構造	排ガス 処理方式	炉 番号	処理能力 (t/日)	処理能力 t/時	排ガス	
							測定年月日	測定値 (ng-TEQ/m ³)
玉野市	東清掃センター	全連続	バグフィルタ	1	75	3.125	2024/4/15	0.098
				2	75	3.125	2024/7/23	0.33
新見市	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	23	2.8	2024/8/14	1.2
				2	23	2.8	2024/8/15	3.9
備前市	クリーンセンター備前	准連続	バグフィルタ	1	19.5	1.488	2025/2/21	0.14
				2	19.5	1.488	2025/2/21	0.53
瀬戸内市	クリーンセンターかもめ	准連続	バグフィルタ	1	21.5	1.6538	2024/11/26	0.0063
				2	21.5	1.6538	2024/11/26	0.013
赤磐市	赤磐市環境センター	准連続	バグフィルタ	1	22	1.37	2024/11/28	0.044
				2	22	1.37	2024/11/29	0.087
真庭市	真庭北部クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	2024/5/23	0.0052
				2	10	1.25	2024/5/24	0.0026
	クリーンセンターまにわ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	2024/7/18	0.000063
				2	15	1.875	2024/7/19	0.0033
美作市	美作クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	17	1.0625	2024/5/30	0.0012
				2	17	1.0625	2024/5/31	0.026
和気町	和気町クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	1.25	2024/9/5	0.15
岡山県西部環境 整備施設組合	里庄清掃工場	准連続	バグフィルタ	1	100	6.25	2024/7/23	0.15
				2	100	6.25	2024/6/18	0.12
岡山市久米南町 衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	13	1.625	2024/5/31	0.12
岡山県中部環境 施設組合	コスモスクリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	1.875	2024/7/11	0.036
				2	15	1.875	2024/9/12	0.14
岡山県井原地区 清掃施設組合	井原クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	45	2.81	2024/6/27	0.12
				2	45	2.81	2024/5/17	0.2
高梁地域事務組合	クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	28	1.75	2024/8/8	0.27
				2	28	1.75	2024/8/20	0.14
津山圏域資源循環 施設組合	津山圏域クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	64	2.67	2025/1/21	0.00000097
				2	64	2.67	2025/1/22	0.00063

(注)対象期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。

(11) 浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

(令和7(2025)年3月31日現在)

登録番号	事業者	住所	営業区域に係る市町村名
1-3	妹尾産業(株)	岡山市南区箕島1306-26	早島町
2-2	牛窓環境開発(有)	瀬戸内市牛窓町牛窓2485-5	瀬戸内市 (旧牛窓町)
2-4	(株)邑久環境整備事業所	瀬戸内市邑久町尻海2855-45	瀬戸内市 (旧邑久町、旧牛窓町)
2-5	(株)カロスアウラ	岡山市南区当新田444-7	瀬戸内市 (旧邑久町、旧長船町)
3-1	(株)玉野民生公社	玉野市玉原3-20-1	玉野市
4-1	(有)日生環境	備前市日生町寒河282-22	備前市 (旧日生町)
4-2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139	備前市 (旧吉永町)、和気町 (旧和気町)
4-6	(株)備前浄化槽管理センター	備前市香登本48-9	備前市 (旧備前市)
4-8	昭和開発(株)	備前市大内454-1	備前市 (旧備前市)、瀬戸内市 (旧長船町)
4-9	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)	大阪府茨木市西駅前5-26	備前市 (旧備前市)
4-10	(有)カナカエコシステム	備前市東片上1776-2	備前市 (旧備前市)
4-11	(有)岩元清掃舎	備前市伊部1280-3	備前市 (旧備前市)
4-13	(有)クリーンセンター瀬戸内	備前市東片上624-3	備前市 (旧備前市)
5-1	キョクトウ(有)	岡山市東区瀬戸町瀬戸646	赤磐市、和気町 (旧佐伯町)
8-1	(株)クリーン・システム	倉敷市玉島783-2	浅口市、里庄町
9-1	(有)中央クリーン	倉敷市真備町辻田149-5	総社市 (旧山手村、旧清音村)
9-2	(有)フレヴァン	総社市井尻野552-3	総社市 (総社市昭和地区、旧山手村及び旧清音村を除く。)
10-1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	笠岡市
10-2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市下稲木町1762-2	井原市 (旧井原市、旧芳井町)、里庄町
10-3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	井原市 (旧井原市、旧芳井町)
10-4	柏本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508-1	矢掛町
10-5	矢掛美環産業(株)	小田郡矢掛町中47-1	矢掛町
10-6	(有)中国水道	笠岡市相生1107-2	笠岡市
10-7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市南区山田291-2	津山市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、赤磐市、真庭市、浅口市 (旧鴨方町)、吉備中央
10-8	ライフセンター(株)	笠岡市拓海町133-2	笠岡市
11-1	縄手商事(株)	高梁市落合町阿部802-1	高梁市 (旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町)、吉備中央町 (旧賀陽町)
12-1	(株)三美産業	高梁市川上町三沢4342-2	総社市 (総社市昭和地区)、井原市 (旧美星町)、高梁市 (旧川上町、旧備中町)
13-1	環境管理(有)	新見市西方1558-1	新見市 (旧大佐町を除く)
14-1	真庭環境衛生管理(株)	真庭市下河内328-1	新見市 (旧大佐町)、真庭市、新庄村、鏡野町 (旧富村)、美咲町 (旧旭町)
14-3	(有)エコライフ商友	真庭市惣84-7	真庭市 (旧久世町)
15-1	(株)大環	津山市東一宮73-1	津山市 (旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧久米町)、鏡野町 (旧鏡野町、旧奥津町、旧上斎原村)、美咲町 (旧中央町)
16-2	(有)旭川環境	岡山市北区建部町宮地518-1	久米南町
16-4	(株)十字屋	加賀郡吉備中央町上田東2286-1	吉備中央町 (旧加茂川町)
17-2	(有)アイビー産業	美作市三倉田572-1	美作市 (旧作東町 (粟井地区を除く)、旧英田町)、美咲町 (旧柵原町)
17-3	(有)近藤清掃	美作市林野224	美作市 (旧大原町、旧東粟倉村、旧美作町)、西粟倉村
18-1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24-3	津山市 (旧勝北町)、勝央町
18-2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554-5	奈義町
18-4	(有)作州清掃	美作市真加部1756-3	美作市 (旧勝田町、旧作東町粟井地区)

(12) 産業廃棄物の実態

産業廃棄物排出量等の推移

(単位：千t/年)

区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5(2023)
排出量	5,661	5,645	5,691	5,583	5,661	5,455	5,342	5,308
再生利用量	2,483	2,513	2,606	2,625	2,708	2,494	2,426	2,552
減量化量	2,855	2,820	2,780	2,683	2,657	2,665	2,627	2,450
最終処分量	323	312	305	273	294	289	287	303
その他量	0	0	0	3	3	3	2	2

産業廃棄物の業種別の排出量等（令和5（2023）年度）

(単位：千t/年)

区分	合計	業種										
		鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	サービス業	その他の業種
排出量	5,308	14	917	2,861	1,453	1	6	27	4	13	10	3
再生利用量	2,552	10	780	1,602	124	0	5	22	1	2	4	1
最終処分量	303	0	105	166	21	0	1	3	0	2	3	1
その他量	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0

産業廃棄物の種類別の排出量等（令和5（2023）年度）

区分	合計	産業廃棄物の種類																	
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不棄物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	その他産業廃棄物
排出量	5,308	29	2,730	116	102	80	213	14	200	2	43	1	0	48	90	337	722	545	36
再生利用量	2,552	176	478	67	30	14	112	10	171	1	25	0	0	47	57	288	646	419	11
最終処分量	303	62	38	0	0	0	34	3	10	0	0	0	0	1	26	26	69	18	15
その他量	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

(13) 産業廃棄物処理業の許可状況（令和6（2024）年度）

産業廃棄物処理業の種類別		許可業者数	
産業廃棄物	収集運搬業	4,151 (259)	
	処分業	中間処理	130 (1)
		最終処分	3 (0)
		中間処理・最終処分	1 (0)
	計	4,285 (260)	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	629 (46)	
	処分業	中間処理	3 (0)
		最終処分	1 (0)
		中間処理・最終処分	0 (0)
計	633 (46)		
総計		4,918 (306)	

(注) 1()は、令和6年度の新規許可件数
2岡山市、倉敷市内の許可業者数は除く。

（14）産業廃棄物処理施設の状況（令和6（2024）年度末）

区分	種類	施設数
中間処理施設	汚泥の脱水施設	7
	汚泥の乾燥施設	4
	汚泥の焼却施設	3
	廃油の油水分離施設	2
	廃油の焼却施設	3
	廃プラスチック類の破碎施設	8
	廃プラスチック類の焼却施設	3
	木くず、がれき類の破碎施設	98
	廃PCB等の焼却施設	3
	産業廃棄物の焼却施設	5
	小計	136
最終処分場	安定型処分場	4
	管理型処分場	8
	小計	12
合計		148

（注）岡山市、倉敷市内の施設は除く。

（15）自動車リサイクル法登録・許可業者の状況（令和6（2024）年度末）

区 分		登録・許可業者数
登録	引取業者	147
	フロン類回収業者	63
許可	解体業者	28
	破碎業者	9
計		247

（注）岡山市、倉敷市内分の登録・許可業者数は除く。

第4章 大気環境関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)

(1) 大気汚染に係る環境基準達成の評価の方法及び主たる発生源

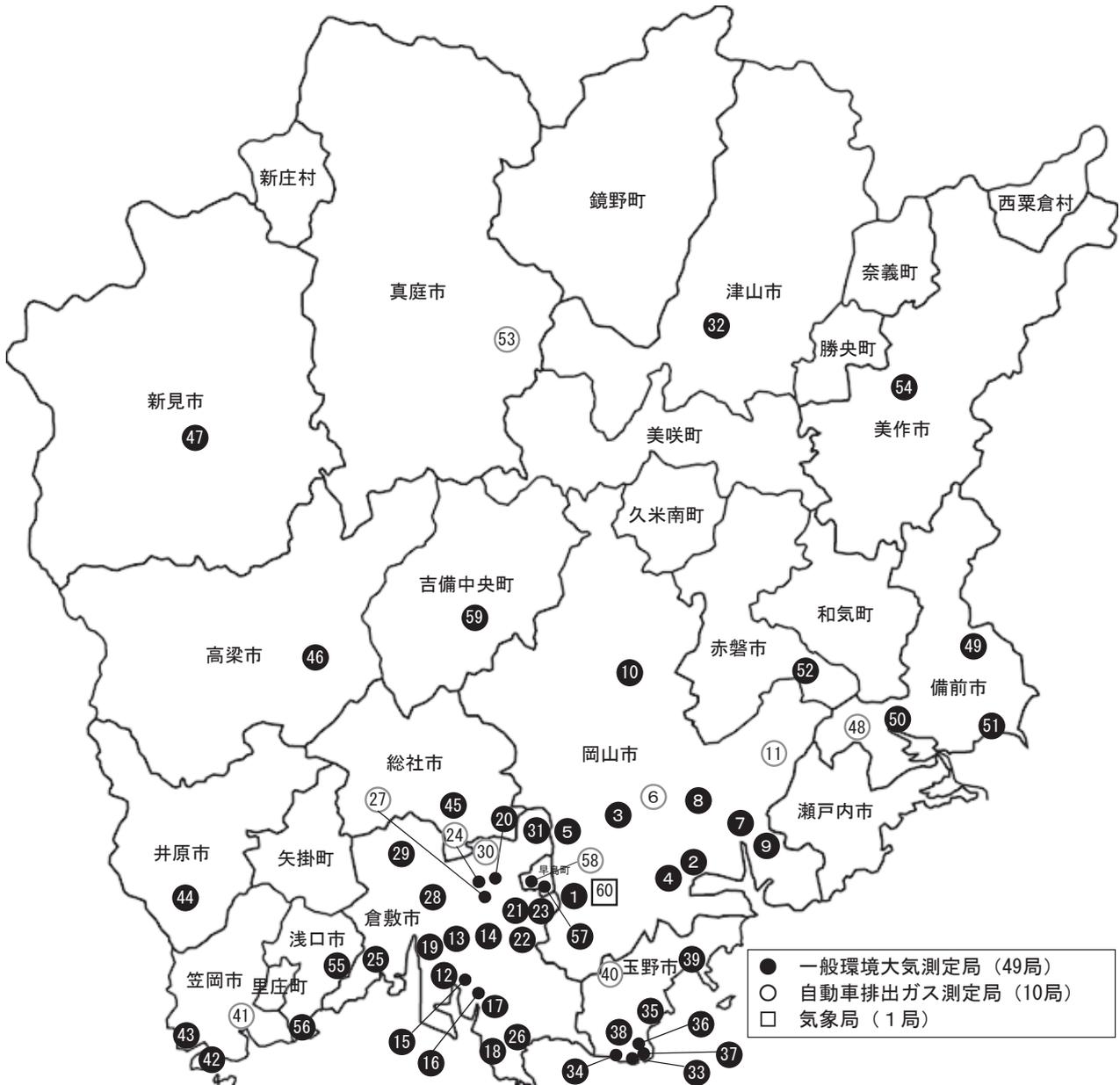
対象物質	環境基準達成の評価の方法	主たる発生源
二酸化硫黄 (SO ₂)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 ○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
一酸化炭素 (CO)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 ○長期的評価 日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
浮遊粒子状物質 (SPM)	○短期的評価 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 ○長期的評価 日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は環境基準達成としない。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壌の飛散等の自然発生源がある。
光化学オキシダント (Ox)	○短期的評価 昼間(6時から20時まで)の1時間値が全て0.06ppm以下であること。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO ₂)	○長期的評価 日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	○長期的評価 1年平均値(長期基準)が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値の年間98%値(短期基準)が35μg/m ³ 以下であること。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成される。また、土壌粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたる。

（2）環境基準による大気汚染の評価に関する用語

用語	説明
1時間値	1時間の平均濃度
1日平均値(日平均値)	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有効測定日数	1日のうち20時間以上測定が行われた日数
1年平均値(年平均値)	1年間の1時間値の平均値(1年間は平均で8,760時間)。ただし、微小粒子状物質については、1年間の1日平均値の平均値
日平均値の年間2%除外値	1年間に得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の1日平均値がある場合は7日分の測定値)を除外した残りのうち、最も高い1日平均値をいう。
日平均値の98%値	1年間に得られた1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する(365日分の1日平均値があれば358番目の)1日平均値をいう。
長期的評価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するためのものであり、日平均値の年間2%除外値が基準に適合しており、かつ、2日以上連続して基準超過がない場合に環境基準を達成したと評価する。一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は、長期的評価を指す。
短期的評価	1時間値又は1日平均値の測定結果を環境基準と比較する評価方法で、短時間の高濃度状態について評価する必要がある場合に利用される。

(備考)「年平均値」、「日平均値の年間2%除外値」及び「日平均値の年間98%値」については、年間の測定時間が6,000時間(PM2.5については有効測定日数が250日)未満の測定局のデータは、参考値として扱う。

(3) 環境大気測定局配置図



岡山市	1	興除	倉敷市	17	宇野津	津山市	32	津山	備前市	48	伊部(自)		
	2	江並		18	塩生	玉野市	33	日比		49	三石		
	3	出石		19	連島		34	洪川		50	東片上		
	4	南輝		20	倉敷美和		35	宇野		51	日生		
	5	吉備		21	豊洲		36	向日比1		赤磐市	52	熊山	
	6	南方(自)		22	天城		37	向日比2		真庭市	53	久世(自)	
	7	西大寺		23	茶屋町		38	日比2		美作市	54	美作	
	8	東岡山		24	駅前(自)		39	後閑		浅口市	55	金光	
	9	五明		25	玉島		40	用吉(自)		56	寄島		
	10	御津		26	児島		笠岡市	41		大磯(自)	早島町	57	早島
	11	西祖(自)		27	大高(自)			42		寺間		58	長津(自)
倉敷市	12	監視センター	28	船穂	井原市		43	茂平	吉備中央町	59	吉備高原		
	13	春日	29	真備	総社市	44	井原	60		県センター(気)			
	14	福田	30	西坂(自)	高梁市	45	総社	合計60局 (自) 自動車排出ガス測定局 (気) 気象局					
	15	松江	31	庄	新見市	46	高梁						
	16	呼松				47	新見						

(4) 環境大気測定局一覧

(令和7(2025)年3月31日現在)

市町	番号	測定局		用途 地域 ※1	測定項目													
					SO ₂	SPM	PM2.5	CO	Ox	NO ₂ NO NOx	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A,B	
岡山市	1	興除	市	未	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎						
	2	江並	市	工	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎						
	3	出石	市	商	◎	◎			◎	◎		◎						
	4	南輝	市	住	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎		
	5	吉備	市	未		◎	◎		◎	◎		◎						
	6	南方	市・自	商		◎	◎	◎		◎	◎	◎						
	7	西大寺	市	住	◎	◎	◎		◎	◎		◎						
	8	東岡山	市	住		◎	◎		◎	◎		◎						
	9	五明	市	未	◎	◎			◎	◎	◎	◎						
	10	御津	市	未		◎			◎	◎	◎	◎						
	11	西祖	市・自	未		◎		◎		◎	◎	◎						
計 11局					6	11	7	2	9	11	5	11	1		1	1		
倉敷市	12	監視センター	市	商	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13	春日	市	商		◎			◎	◎		◎						
	14	福田	市	住	◎	◎			◎	◎		◎						
	15	松江	市	工	◎	◎	◎		◎	◎		◎						
	16	呼松	市	住		◎												
	17	宇野津	市	住	◎													
	18	塩生	市	準工	◎	◎	◎		◎	◎		◎						
	19	連島	市	住	◎				◎	◎		◎						
	20	倉敷美和	市	商	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
	21	豊洲	市	未	◎					◎		◎						
	22	天城	市	住	◎	◎			◎	◎		◎						
	23	茶屋町	市	未	◎	◎	◎		◎	◎		◎						
	24	駅前	市・自	商				◎		◎	◎							
	25	玉島	市	住	◎	◎	◎		◎	◎		◎						
26	児島	市	商	◎	◎	◎		◎	◎		◎							
27	大高	市・自	住		◎	◎	◎		◎		◎							
28	船穂	市	商	◎	◎			◎	◎		◎							
29	真備	市	未			◎		◎	◎		◎							
30	西坂	市・自	未		◎		◎		◎		◎							
31	庄	市	未		◎	◎		◎	◎		◎							
計 20局					13	15	10	4	14	18	3	17	1	1	1	1		
玉野市	32	日比	市	住	◎	◎			◎	◎		◎						
	33	渋川	市	商	◎	◎				◎		◎						
	34	宇野	市	商	◎	◎	◎		◎	◎		◎						
	35	向日比1丁目	市	住	◎					◎		◎						
	36	向日比2丁目	市	準工	◎	◎						◎						
	37	日比2丁目	市	住	◎	◎						◎						
	38	後閑	市	未	◎	◎						◎						
	39	用吉	市・自	商				◎	◎		◎	◎						
計 8局					7	6	1	1	3	4	1	8						
笠岡市	40	大磯	市・自	準工		◎		◎	◎	◎	◎							
	41	寺間	市	未	◎	◎				◎		◎						
	42	茂平	市	住		◎	◎		◎	◎		◎						
計 3局					1	3	1	1	2	3	1	2						

市町	番号	測定局			用途地域 ※1	測定項目													
						SO ₂	SPM	PM2.5	CO	Ox	NO ₂ NO NOx	NMHC CH ₄ THC	WV WD	温度 TEMP	湿度 HUM	日射 SUN	放射 収支	紫外線 A,B	
総社市	43	総社	県	商		◎	◎			◎	◎		◎						
備前市	44	伊部	県・自	住		◎					◎	◎							
	45	三石	県	商	◎	◎	◎			◎	◎		◎						
	46	東片上	県	住	◎	◎				◎	◎		◎						
	47	日生	県	未		◎				◎			◎						
	計 3局					2	4	1		3	3	1	3						
津山市	48	津山	県	住	◎	◎	◎			◎	◎		◎						
井原市	49	井原	県	住						◎			◎						
新見市	50	新見	県	準工		◎	◎			◎			◎						
赤磐市	51	熊山	県	未						◎	◎		◎						
早島町	52	早島	県	未		◎	◎			◎	◎		◎						
	53	長津	県・自	準工		◎	◎				◎	◎	◎						
浅口市	54	金光	県	住		◎				◎	◎		◎						
	55	寄島	県	未	◎					◎			◎						
真庭市	56	久世	県・自	未		◎				◎	◎	◎	◎						
高梁市	57	高梁	県	住			◎			◎			◎						
美作市	58	美作	県	未						◎			◎						
吉備中央町	59	吉備高原	県	住			◎			◎			◎						
合計 59局					31	46	27	8	43	46	13	54	2	1	2	2			
県センター(参考)		県・気	未										◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

(凡例)

SO ₂	二酸化硫黄	WV	風速
SPM	浮遊粒子状物質	WD	風向
PM2.5	微小粒子状物質	県	県設置測定局
CO	一酸化炭素	市	市設置測定局
Ox	光化学オキシダント	自	自動車排出ガス測定局
NO ₂	二酸化窒素	移	移動測定局
NO	一酸化窒素	気	気象局
NOx	窒素酸化物	◎	テレメーター化されているもの
NMHC	非メタン炭化水素	○	データロガーを経由して収集しているもの
CH ₄	メタン		
THC	全炭化水素		

※1 都市計画法第8条に規定する用途地域の区分を以下のとおり示す。

住	同法第8条第1項第1号に規定する「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」又は「準住居地域」に該当する地域
商	同法に規定する「近隣商業地域」又は「商業地域」に該当する地域
準工	同法に規定する「準工業地域」に該当する地域
工	同法に規定する「工業地域」に該当する地域
未	都市計画法第8条第1項第1号、第7号(風致地区)又は第9号(臨港地区)のいずれにも該当しない地域

(5) 光化学オキシダント情報・注意報の発令日数(過去10年)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
情報	11	9	8	4	9	5	3	3	4	5
注意報	9	7	8	12	6	4	1	1	4	5
計	20	16	16	16	15	9	4	4	8	10

（6）光化学オキシダント情報・注意報の発令回数（過去10年）

地域	年度 区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
		岡山市	情報	4	1	1	3	1	3	1	0
	注意報	2	0	1	1	2	2	0	0	1	1
	計	6	1	2	4	3	5	1	0	2	1
倉敷市	情報	7	7	3	2	5	2	0	0	1	4
	注意報	2	3	4	8	3	2	1	1	2	4
	計	9	10	7	10	8	4	1	1	3	8
津山市	情報	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
玉野市	情報	2	1	1	1	3	3	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	1	1	1	3	3	0	0	0	0
笠岡市	情報	5	6	0	4	5	0	0	2	0	1
	注意報	2	1	0	0	1	0	0	0	1	0
	計	7	7	0	4	6	0	0	2	1	1
井原市	情報	6	2	2	9	5	1	1	0	0	1
	注意報	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	計	6	3	2	9	6	2	1	0	0	1
総社市	情報	3	1	3	3	5	2	1	0	1	1
	注意報	1	2	2	8	2	1	0	1	1	0
	計	4	3	5	11	7	3	1	1	2	1
高梁市	情報	1	0	0	1	2	0	1	0	0	0
	注意報	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	1	4	0	1	0	0	0
新見市	情報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
備前市	情報	2	1	4	1	3	0	0	0	0	0
	注意報	4	0	0	1	1	0	0	0	1	0
	計	6	1	4	2	4	0	0	0	1	0
瀬戸内市	情報	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1
赤磐市	情報	3	1	2	0	3	1	1	1	2	1
	注意報	2	0	1	2	1	0	0	0	1	0
	計	5	1	3	2	4	1	1	1	3	1
真庭市	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
美作市	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
浅口市	情報	8	4	4	6	6	3	1	1	2	2
	注意報	1	5	2	3	4	1	1	0	1	2
	計	9	9	6	9	10	4	2	1	3	4

年度 地域	区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
		和気町	情報	3	1	3	1	3	1	1	1
	注意報	2	0	1	2	1	0	0	0	1	0
	計	5	1	4	3	4	1	1	1	2	1
早島町	情報	6	2	3	3	3	3	0	0	0	1
	注意報	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0
	計	7	2	3	6	4	3	0	0	0	1
里庄町	情報	5	4	0	3	3	1	1	0	0	0
	注意報	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1
	計	5	5	0	3	4	1	1	0	1	1
矢掛町	情報	1	0	0	6	2	0	0	0	0	0
	注意報	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	計	1	1	0	6	2	1	0	0	0	0
新庄村	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
鏡野町	情報	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
勝央町	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
奈義町	情報	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	計	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0
西栗倉村	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
久米南町	情報	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
美咲町	情報	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0
吉備中央町	情報	1	2	2	0	2	2	0	0	0	1
	注意報	1	0	2	2	2	1	0	0	0	0
	計	2	2	4	2	4	3	0	0	0	1
合計	情報	60	33	36	43	54	22	8	5	8	14
	注意報	18	14	14	30	33	9	2	2	14	8
	計	78	47	50	73	87	31	10	7	22	22

（7）光化学オキシダントの1時間値が0.12ppm以上(注意報相当)の延べ時間数（一般局）

地域 \ 年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
岡山市 (9)	2	4	0	0	4	1
倉敷市 (14)	10	12	1	3	5	16
津山市 (1)	5	0	0	0	0	0
玉野市 (2)	0	0	0	0	0	0
笠岡市 (1)	1	0	0	0	2	0
井原市 (1)	2	1	0	0	1	0
総社市 (1)	8	1	0	3	4	0
高梁市 (1)	3	0	1	0	0	0
新見市 (1)	0	0	0	0	0	0
備前市 (3)	13	0	0	0	3	0
赤磐市 (1)	4	0	0	0	2	0
美作市 (1)	3	0	0	0	1	0
浅口市 (2)	12	2	3	0	2	2
早島町 (1)	2	0	0	0	0	0
吉備中央町 (1)	9	2	0	0	0	0
合計 (40)	74	22	5	6	24	19

※ 地域欄のカッコ内は測定局数

（8）環境大気測定結果等

二酸化硫黄（SO₂）

①環境基準の達成状況

測定した31局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。

表 3-1 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（長期的評価）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
測定局	局 数	41	41	36	36	31
	達成局数	41	41	36	36	31
達成率	岡山県	100%	100%	100%	100%	100%
	全 国	99.7%	99.8%	99.5%	99.8%	—

- (注) 1 年間測定時間が6,000時間未満の測定局を除く。
2 全国達成率は一般局に係るもの。

表 3-2 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（短期的評価）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
日平均値が0.04ppmを超えた測定局数	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppmを超えた測定局数	0	0	0	0	0

- (注) 年間測定時間が6,000時間未満の測定局を除く。

②年平均値の経年変化

過去10年間継続して測定している一般局31局における年平均値は、低下傾向であった。また、地域別の一般局における年平均値の推移は、多くの地域が低下状況にある。

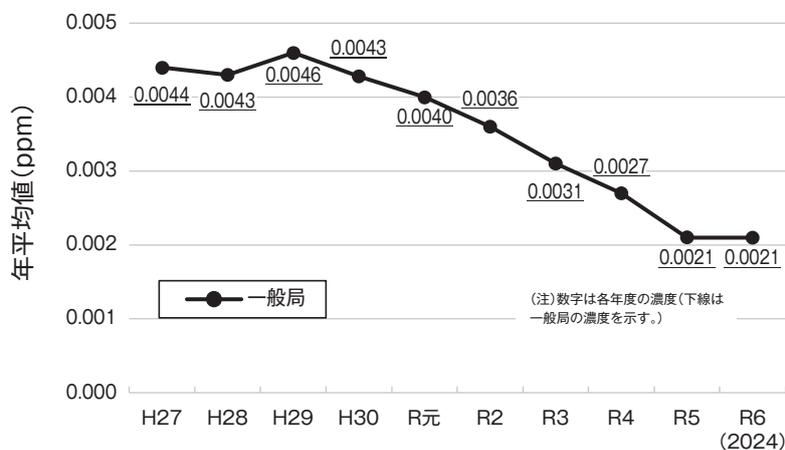


図 3-1 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移

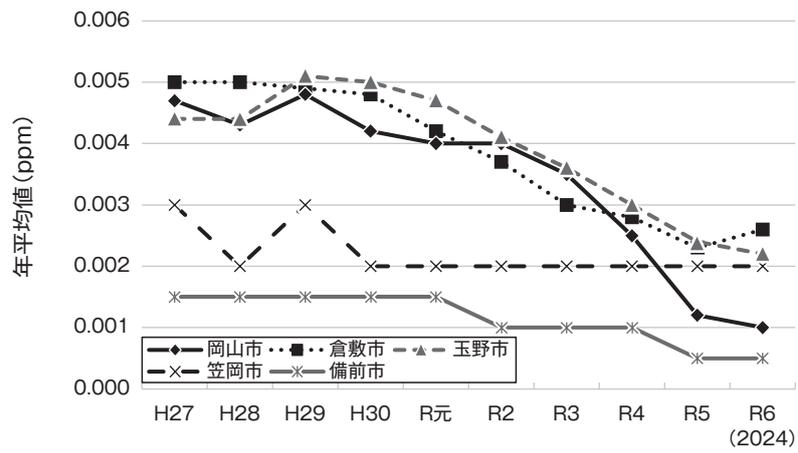


図 3-2 二酸化硫黄濃度の地域別年平均値の推移（一般局）

③令和6(2024)年度 二酸化硫黄測定結果

測定局の種類	市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				1時間値の最高値	長期的評価		
						1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合			日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	日平均値が0.04ppmを超えた日数
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
一般局	岡山市	江並	363	8673	0.001	0	0	0	0	0.025	0.003	○	0
		南輝	363	8674	0.001	0	0	0	0	0.023	0.004	○	0
		西大寺	363	8673	0.001	0	0	0	0	0.015	0.003	○	0
		出石	363	8675	0.001	0	0	0	0	0.012	0.003	○	0
		興除	363	8674	0.001	0	0	0	0	0.022	0.004	○	0
	倉敷市	五明	363	8674	0.001	0	0	0	0	0.012	0.004	○	0
		松江	365	8732	0.004	0	0	0	0	0.033	0.009	○	0
		宇野津	365	8731	0.004	0	0	0	0	0.028	0.008	○	0
		塩生	365	8714	0.002	0	0	0	0	0.016	0.005	○	0
		連島	365	8726	0.003	0	0	0	0	0.021	0.006	○	0
		倉敷美和	365	8724	0.003	0	0	0	0	0.018	0.005	○	0
		豊洲	360	8633	0.001	0	0	0	0	0.023	0.003	○	0
		天城	364	8720	0.002	0	0	0	0	0.028	0.008	○	0
		茶屋町	365	8714	0.003	0	0	0	0	0.026	0.009	○	0
		玉島	365	8715	0.001	0	0	0	0	0.018	0.003	○	0
		児島	365	8726	0.003	0	0	0	0	0.023	0.006	○	0
		監視センター	365	8710	0.004	0	0	0	0	0.025	0.008	○	0
	福田	365	8724	0.003	0	0	0	0	0.027	0.007	○	0	
	船穂	365	8703	0.001	0	0	0	0	0.019	0.004	○	0	
	津山市	津山	364	8716	0.003	0	0	0	0	0.010	0.004	○	0
	玉野市	日比	353	8438	0.002	0	0	0	0	0.019	0.004	○	0
		向日比1丁目	363	8639	0.002	0	0	0	0	0.024	0.004	○	0
		洗川	365	8718	0.004	0	0	0	0	0.030	0.007	○	0
		宇野	363	8643	0.001	0	0	0	0	0.014	0.003	○	0
		日比2丁目	365	8661	0.002	0	0	0	0	0.037	0.005	○	0
		向日比2丁目	353	8463	0.004	0	0	0	0	0.057	0.012	○	0
後閑		363	8650	0.001	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0	
笠岡市	寺間	356	8484	0.002	0	0	0	0	0.027	0.005	○	0	
備前市	東片上	363	8631	0.000	0	0	0	0	0.006	0.002	○	0	
	三石	361	8626	0.001	0	0	0	0	0.015	0.003	○	0	
浅口市	寄島	365	8716	0.004	0	0	0	0	0.021	0.007	○	0	

一酸化炭素（CO）

①環境基準の達成状況

測定した8局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、全ての測定局で環境基準を達成した。

表 3-3 一酸化炭素の環境基準の達成状況（長期的評価）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
測定局	局 数	7	7	7	8	8
	達成局数	7	7	7	8	8
達成率	岡 山 県	100%	100%	100%	100%	100%
	全 国	100%	100%	100%	100%	—

(注) 年間測定時間が6,000時間未満の測定局を除く。

表 3-4 一酸化炭素の環境基準の達成状況（短期的評価）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
日平均値が10ppmを 超えた測定局数	0	0	0	0	0
1時間値の8時間 平均値が20ppmを 超えた測定局数	0	0	0	0	0

(注) 年間測定時間が6,000時間未満の測定局を除く。

②令和6(2024)年度 一酸化炭素測定結果

測定局 の種類	市町村	測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	短期的評価				長期的評価						
						8時間値が 20ppmを 超えた回数 とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた日数 とその割合		1時間値が 30ppm以上 となった ことがある 日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを 超えた日数
						(回数)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)					
一般局	倉敷市	倉敷美和	365	8756	0.2	0	0	0	0	0	0	1.9	1.1	0.7	○	0
自排局	岡山市	南方	363	8673	0.3	0	0	0	0	0	0	1.1	0.6	0.5	○	0
		西祖	363	8677	0.2	0	0	0	0	0	0	0.9	0.5	0.4	○	0
	倉敷市	駅前	329	7911	0.3	0	0	0	0	0	0	2.0	1.3	0.8	○	0
		大高	365	8713	0.3	0	0	0	0	0	0	1.7	1.0	0.5	○	0
		西坂	365	8715	0.2	0	0	0	0	0	0	1.5	0.8	0.4	○	0
	玉野市	用吉	362	8630	0.2	0	0	0	0	0	0	1.2	0.6	0.4	○	0
	笠岡市	大磯	363	8651	0.3	0	0	0	0	0	0	2.0	0.9	0.6	○	0

浮遊粒子状物質（SPM）

①環境基準の達成状況

測定した46局について、長期的評価では全ての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は11局であった。

表 3-5 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況（長期的評価）

区 分		R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
測定局	局 数	55	55	50	49	46
	達成局数	55	55	50	49	46
達成率	岡山県	100%	100%	100%	100%	100%
	全 国	99.9%	100%	100%	100%	—

(注) 1 年間測定時間が6,000時間未満の測定局を除く。
2 全国達成率は一般局に係るもの。

表 3-6 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況（短期的評価）

区 分	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた測定局数	0	0	0	0	10
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた測定局数	6	7	1	1	2
日平均値及び1時間値ともに達成した測定局数	49	48	49	48	35

(注) 年間測定時間が6,000時間未満の測定局を除く。

②年平均値の経年変化

過去10年間継続して測定している一般局34局及び自排局8局における年平均値は、減少傾向にある。また、地域別の一般局における年平均値の推移についても、全ての地域で低下傾向にある。

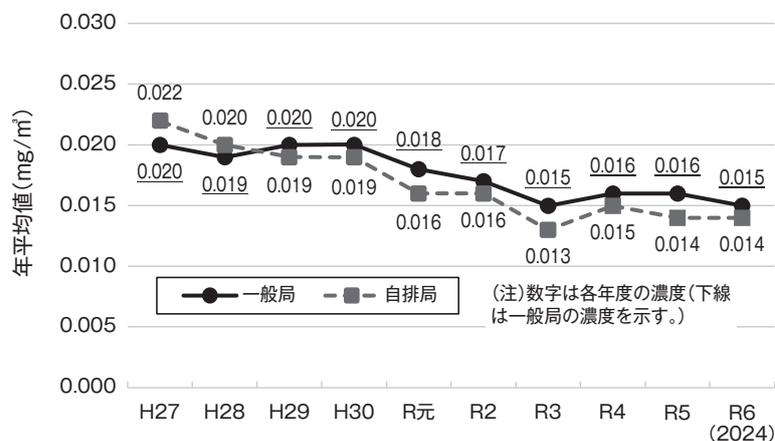


図 3-3 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移

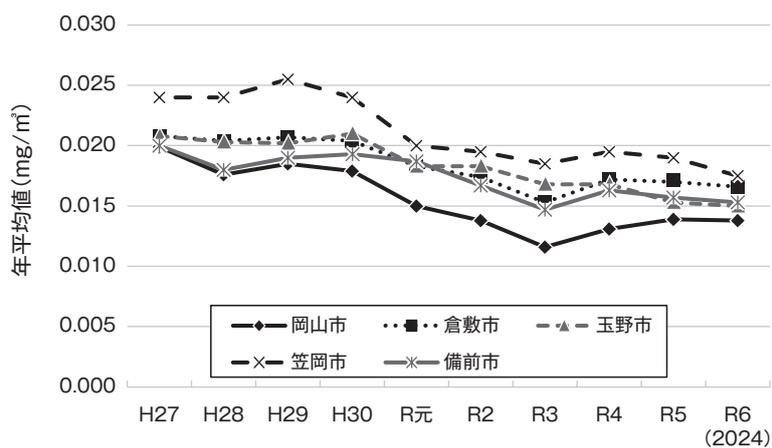


図 3-4 浮遊粒子状物質濃度の地域別年平均値の推移 (一般局)

③令和6(2024)年度 浮遊粒子状物質測定結果

測定局の種類	市町村	測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	短期的評価				1時間値の 最高値	長期的評価		
						1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 とその割合			日平均値 の2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
						(時間)	(%)	(日)	(%)				
一般局	岡山市	江並	361	8702	0.015	3	0	0	0	0.233	0.036	○	0
		南輝	362	8706	0.014	0	0	0	0	0.150	0.035	○	0
		西大寺	363	8710	0.014	0	0	0	0	0.088	0.035	○	0
		東岡山	363	8718	0.013	0	0	0	0	0.123	0.033	○	0
		出石	363	8714	0.013	0	0	0	0	0.106	0.031	○	0
		興除	362	8712	0.013	0	0	0	0	0.149	0.033	○	0
		吉備	363	8726	0.014	0	0	0	0	0.128	0.035	○	0
		五明	363	8721	0.014	0	0	0	0	0.131	0.034	○	0
	御津	363	8717	0.012	0	0	0	0	0.102	0.029	○	0	
	倉敷市	春日	365	8728	0.015	0	0	0	0	0.152	0.039	○	0
		松江	352	8570	0.018	0	0	1	0.3	0.168	0.051	○	0
		呼松	363	8605	0.017	0	0	0	0	0.148	0.045	○	0
		塩生	352	8570	0.019	0	0	1	0.3	0.163	0.042	○	0
		倉敷美和	363	8716	0.015	0	0	0	0	0.099	0.036	○	0
		天城	359	8687	0.015	0	0	0	0	0.120	0.036	○	0
		茶屋町	353	8573	0.018	0	0	0	0	0.143	0.043	○	0
		玉島	353	8590	0.017	0	0	0	0	0.139	0.041	○	0
		児島	365	8734	0.015	0	0	0	0	0.194	0.035	○	0
		監視センター	353	8573	0.018	0	0	1	0.3	0.163	0.047	○	0
		福田	365	8743	0.015	0	0	0	0	0.108	0.038	○	0
		庄	365	8742	0.011	0	0	0	0	0.110	0.028	○	0
	船穂	365	8751	0.016	0	0	0	0	0.135	0.038	○	0	
	津山市	津山	363	8704	0.010	0	0	0	0	0.087	0.026	○	0
	玉野市	日比	355	8522	0.016	0	0	1	0.3	0.155	0.038	○	0
		渋川	363	8708	0.016	0	0	1	0.3	0.154	0.038	○	0
		宇野	363	8708	0.015	0	0	1	0.3	0.155	0.038	○	0
		日比2丁目	365	8735	0.014	0	0	0	0	0.109	0.030	○	0
		向日比2丁目	355	8515	0.016	0	0	0	0	0.130	0.037	○	0
		後閑	365	8738	0.013	0	0	0	0	0.107	0.033	○	0
	笠岡市	寺間	356	8511	0.020	1	0	1	0.3	0.403	0.046	○	0
茂平		356	8545	0.015	0	0	0	0	0.137	0.039	○	0	
総社市	総社	363	8702	0.014	0	0	1	0.3	0.176	0.039	○	0	
新見市	新見	363	8703	0.013	0	0	1	0.3	0.166	0.034	○	0	
備前市	東片上	363	8697	0.013	0	0	0	0	0.095	0.032	○	0	
	三石	362	8704	0.020	0	0	1	0.3	0.170	0.044	○	0	
	日生	361	8680	0.013	0	0	0	0	0.142	0.031	○	0	
浅口市	金光	312	7580	0.015	0	0	0	0	0.118	0.038	○	0	
早島町	早島	363	8699	0.018	0	0	0	0	0.152	0.043	○	0	
自排局	岡山市	南方	363	8724	0.013	0	0	0	0	0.122	0.034	○	0
		西祖	363	8719	0.015	0	0	0	0	0.135	0.035	○	0
	倉敷市	大高	365	8745	0.014	0	0	0	0	0.146	0.033	○	0
		西坂	365	8745	0.013	0	0	0	0	0.094	0.031	○	0
	笠岡市	大磯	363	8708	0.014	0	0	0	0	0.180	0.035	○	0
	備前市	伊部	362	8690	0.013	0	0	0	0	0.106	0.034	○	0
	真庭市	久世	363	8702	0.013	0	0	0	0	0.122	0.028	○	0
	早島町	長津	353	8508	0.016	0	0	0	0	0.139	0.042	○	0

光化学オキシダント（O_x）

①環境基準の達成状況

測定した43局について、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

表 3-7 光化学オキシダントの環境基準の達成状況

区 分		R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
測定局	局 数	45	45	45	45	43
	達成局数	0	0	0	0	0
達成率	岡 山 県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	全 国	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	—

(注) 全国達成率は一般局に係るもの。

②年平均値の経年変化

過去10年間継続して測定を実施している一般局36局及び自排局3局における『光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値（光化学オキシダントの環境改善効果を適切に示すための新指標）』の県内最高値の推移は、概ね横ばいの状況である。

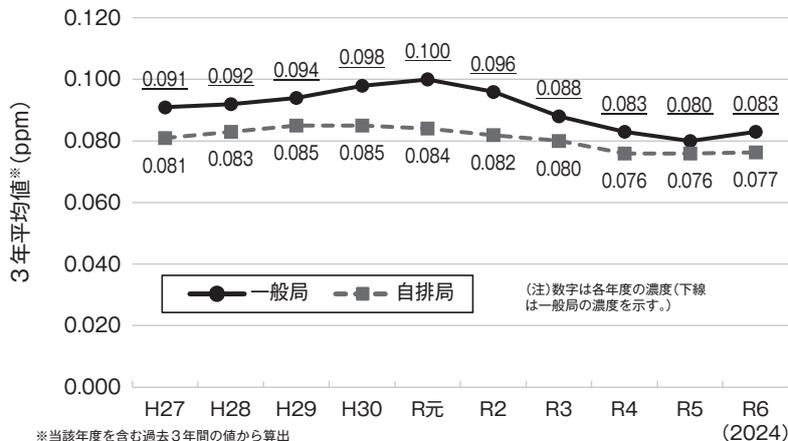


図 3-5 光化学オキシダントの新指標の推移

③光化学オキシダント情報及び注意報の発令状況

光化学オキシダント情報（1時間値が0.10ppm以上で継続が予想される場合等）のみの発令は14回（5日）、光化学オキシダント注意報（1時間値が0.12ppm以上で継続が予想される場合）の発令は8回（5日）の計22回（10日）であった。

④令和6(2024)年度 光化学オキシダント測定結果

測定局の種類	市町村	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	日最高8時間値の年間99%タイル値	8時間値有効測定日数	3年移動平均値
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(ppm)
一般局	岡山市	江並	365	5443	0.034	51	241	0	0	0.098	0.047	0.076	361	0.075
		南輝	365	5449	0.034	57	246	0	0	0.105	0.048	0.076	362	0.076
		西大寺	360	5357	0.036	61	280	0	0	0.109	0.048	0.075	356	0.072
		東岡山	365	5445	0.033	43	198	0	0	0.103	0.046	0.069	362	0.068
		出石	365	5441	0.036	62	268	0	0	0.109	0.048	0.074	362	0.073
		興除	365	5449	0.034	52	227	0	0	0.112	0.048	0.071	363	0.069
		吉備	365	5448	0.033	38	169	0	0	0.106	0.045	0.069	363	0.067
		五明	365	5448	0.038	77	401	0	0	0.111	0.051	0.078	362	0.076
	倉敷市	御津	365	5448	0.032	63	253	1	1	0.121	0.048	0.079	362	0.075
		春日	365	5458	0.042	114	620	1	1	0.138	0.056	0.089	363	0.078
		松江	353	5265	0.033	42	164	1	1	0.131	0.047	0.078	349	0.067
		塩生	365	5441	0.038	84	380	1	2	0.134	0.052	0.082	361	0.073
		連島	364	5434	0.042	95	553	2	3	0.128	0.055	0.086	361	0.080
		倉敷美和	363	5390	0.038	92	494	0	0	0.117	0.053	0.084	357	0.076
		天城	365	5443	0.034	60	235	1	2	0.138	0.049	0.082	361	0.072
		茶屋町	364	5445	0.040	109	563	2	2	0.135	0.055	0.082	361	0.077
		玉島	365	5452	0.035	77	381	1	1	0.126	0.050	0.081	362	0.075
		児島	363	5408	0.037	72	349	1	1	0.123	0.051	0.086	358	0.078
		監視センター	365	5435	0.034	38	161	0	0	0.109	0.046	0.070	361	0.064
		福田	365	5455	0.036	58	261	1	1	0.132	0.049	0.077	362	0.072
		庄	365	5460	0.031	43	182	0	0	0.115	0.046	0.074	363	0.070
		船穂	365	5457	0.040	103	540	1	1	0.127	0.054	0.084	363	0.078
	真備	365	5471	0.036	96	445	1	1	0.126	0.053	0.084	364	0.080	
	津山市	津山	365	5422	0.033	58	230	0	0	0.109	0.047	0.073	361	0.073
	玉野市	日比	357	5302	0.030	22	132	0	0	0.091	0.043	0.077	352	0.075
		宇野	365	5399	0.035	46	208	0	0	0.097	0.047	0.082	359	0.076
	笠岡市	茂平	360	5296	0.034	78	361	0	0	0.117	0.050	0.081	350	0.079
	井原市	井原	365	5400	0.035	94	402	0	0	0.109	0.051	0.078	359	0.075
	総社市	総社	365	5412	0.037	88	412	0	0	0.108	0.051	0.081	360	0.079
	高梁市	高梁	365	5400	0.031	58	246	0	0	0.108	0.047	0.076	359	0.074
	新見市	新見	365	5405	0.030	43	231	0	0	0.093	0.045	0.071	360	0.070
	備前市	東片上	365	5364	0.033	72	317	0	0	0.088	0.048	0.078	353	0.078
		三石	365	5374	0.030	50	220	0	0	0.099	0.047	0.077	356	0.077
		日生	365	5395	0.035	67	319	0	0	0.101	0.049	0.081	358	0.077
	赤磐市	熊山	365	5416	0.035	73	308	0	0	0.104	0.050	0.080	360	0.078
	美作市	美作	365	5379	0.030	49	195	0	0	0.092	0.045	0.072	358	0.074
	浅口市	金光	322	4695	0.035	70	333	0	0	0.100	0.049	0.077	308	0.077
		寄島	365	5404	0.039	87	418	2	2	0.146	0.052	0.088	359	0.083
	早島町	早島	365	5422	0.034	62	282	0	0	0.118	0.049	0.076	361	0.074
	吉備中央町	吉備高原	365	5416	0.037	67	300	0	0	0.113	0.049	0.078	359	0.077
自排局	玉野市	用吉	365	5405	0.033	45	233	0	0	0.097	0.047	0.074	360	0.072
	笠岡市	大磯	365	5395	0.035	77	376	0	0	0.113	0.050	0.079	358	0.077
	真庭市	久世	365	5420	0.029	30	129	0	0	0.095	0.043	0.068	361	0.068

二酸化窒素（NO₂）

①環境基準の達成状況

測定した46局について、全ての測定局で環境基準を達成した。

表 3-8 二酸化窒素の環境基準の達成状況

区 分		R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
測定局	局 数	57	56	49	48	46
	達成局数	57	56	49	48	46
達成率	岡山県	100%	100%	100%	100%	100%
	全 国	100%	100%	100%	100%	—

(注) 1 年間測定時間が6,000時間未満の測定局を除く。
2 全国達成率は一般局に係るもの。

②地域評価

昭和 52（1997）年度において、環境基準のゾーン内にあると判定された地域の動向は、令和 6（2024）年度も前年度に続いて両地域ともゾーン未満であった。

表 3-9 二酸化窒素の地域区分別の評価 (単位：ppm)

地域	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
岡山市	0.022	0.020	0.021	0.018	0.017
倉敷市	0.027	0.027	0.030	0.032	0.026

(注) 一般局における日平均値年間98%値の上位3局の平均値

③年平均値の経年変化

過去10年間継続して測定している一般局33局及び自排局9局における年平均値の推移は、低下傾向にある。また、地域別の一般局における年平均値の推移は、多くの地域が低下傾向にある。

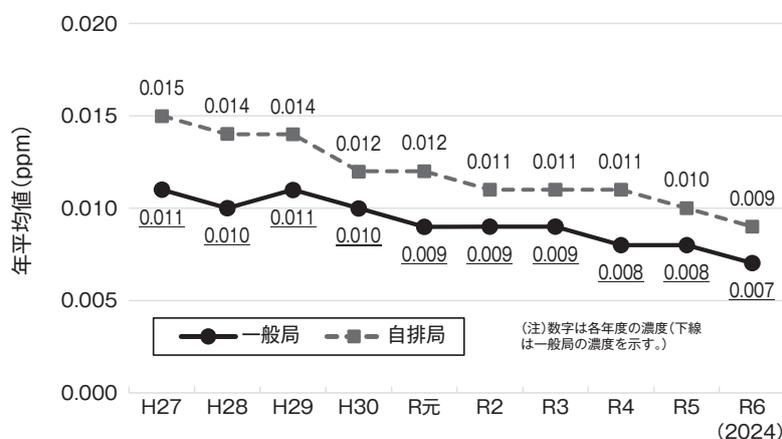


図 3-6 二酸化窒素の年平均値の推移

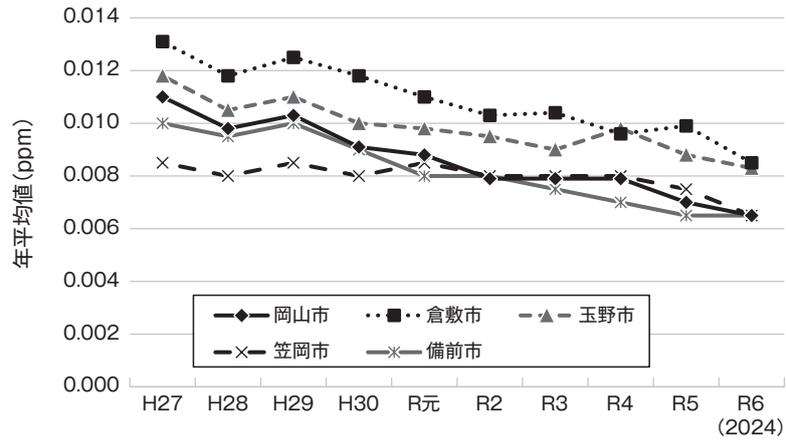


図 3-7 二酸化窒素濃度の地域別年平均値の推移 (一般局)

④令和6(2024)年度 窒素酸化物測定結果

7. 二酸化窒素

測定局の種類	市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
一般局	岡山市	江並	363	8669	0.008	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0
		南輝	363	8675	0.008	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		西大寺	363	8672	0.006	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0
		東岡山	363	8671	0.005	0.039	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0
		出石	363	8673	0.007	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0
		興除	363	8671	0.007	0.039	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0
		吉備	363	8674	0.006	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0
		五明	363	8672	0.005	0.030	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0
		御津	363	8672	0.004	0.031	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0
	倉敷市	春日	362	8664	0.007	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		松江	364	8710	0.011	0.063	0	0	0	0	0	0	0	0	0.024	0
		塩生	365	8708	0.011	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0
		連島	365	8715	0.008	0.062	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0
		倉敷美和	361	8677	0.007	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		豊洲	364	8700	0.008	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0
		天城	356	8614	0.007	0.045	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0
		茶屋町	365	8714	0.007	0.038	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
		玉島	365	8707	0.007	0.038	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
		児島	365	8708	0.009	0.060	0	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0
		監視塔	363	8684	0.014	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0	0.032	0
		福田	363	8694	0.008	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0
		庄	365	8715	0.006	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
		船穂	364	8706	0.006	0.049	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0
	真備	365	8707	0.005	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0	
	津山市	津山	363	8633	0.003	0.019	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0
	玉野市	日比	351	8390	0.009	0.073	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0
		向日比1丁目	363	8629	0.008	0.072	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
		渋川	363	8635	0.008	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0
		宇野	363	8636	0.008	0.064	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
	笠岡市	寺間	340	8148	0.006	0.052	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0
		茂平	352	8434	0.007	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0
	総社市	総社	363	8639	0.005	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0
	備前市	東片上	356	8524	0.006	0.032	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0
三石		362	8630	0.007	0.029	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	
赤磐市	熊山	363	8637	0.004	0.026	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0	
浅口市	金光	311	7513	0.006	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	
早島町	早島	363	8629	0.007	0.042	0	0	0	0	0	0	0	0	0.017	0	
自排局	岡山市	南方	363	8673	0.008	0.055	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0
		西祖	363	8667	0.008	0.034	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0
	倉敷市	駅前	365	8724	0.009	0.052	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0
		大高	365	8708	0.010	0.057	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0
	西坂	365	8715	0.008	0.043	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	
	笠岡市	大磯	362	8624	0.009	0.044	0	0	0	0	0	0	0	0	0.019	0
	備前市	伊部	362	8613	0.012	0.053	0	0	0	0	0	0	0	0	0.023	0
真庭市	久世	358	8528	0.004	0.024	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0	
早島町	長津	355	8457	0.014	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026	0	

1. 一酸化窒素

測定局の種類	市町村	測定局	一酸化窒素 (NO)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	
一般局	岡山市	江並	363	8669	0.002	0.087	0.007	
		南輝	363	8675	0.001	0.049	0.007	
		西大寺	363	8672	0.001	0.037	0.003	
		東岡山	363	8671	0.001	0.032	0.003	
		出石	363	8673	0.001	0.047	0.005	
		興除	363	8671	0.002	0.082	0.010	
		吉備	363	8674	0.002	0.035	0.005	
		五明	363	8672	0.001	0.028	0.002	
		御津	363	8672	0.001	0.019	0.003	
	倉敷市	春日	362	8664	0.001	0.041	0.004	
		松江	364	8710	0.002	0.107	0.009	
		塩生	365	8708	0.003	0.069	0.009	
		連島	365	8715	0.001	0.038	0.004	
		倉敷美和	361	8677	0.001	0.040	0.005	
		豊洲	364	8700	0.002	0.088	0.011	
		天城	356	8614	0.001	0.037	0.005	
		茶屋町	365	8714	0.001	0.071	0.007	
		玉島	365	8707	0.001	0.038	0.004	
		児島	365	8708	0.002	0.122	0.007	
		監視センター	363	8684	0.002	0.048	0.006	
		福田	363	8694	0.002	0.032	0.005	
		庄	365	8715	0.001	0.022	0.004	
		船穂	364	8706	0.001	0.027	0.002	
	真備	365	8707	0.001	0.033	0.004		
	津山市	津山	363	8633	0.000	0.018	0.003	
	玉野市	日比	351	8390	0.002	0.192	0.010	
		向日比1丁目	363	8629	0.002	0.372	0.014	
		渋川	363	8635	0.002	0.056	0.006	
		宇野	363	8636	0.001	0.084	0.005	
	笠岡市	寺間	340	8148	0.001	0.135	0.003	
		茂平	352	8434	0.001	0.054	0.006	
	総社市	総社	363	8639	0.001	0.019	0.003	
	備前市	東片上	356	8524	0.001	0.027	0.003	
		三石	362	8630	0.002	0.048	0.009	
	赤磐市	熊山	363	8637	0.000	0.026	0.002	
	浅口市	金光	311	7513	0.001	0.037	0.004	
	早島町	早島	363	8629	0.001	0.050	0.010	
	自排局	岡山市	南方	363	8673	0.002	0.037	0.004
			西祖	363	8667	0.004	0.048	0.010
		倉敷市	駅前	365	8724	0.003	0.053	0.009
大高			365	8708	0.003	0.042	0.009	
西坂			365	8715	0.002	0.036	0.007	
笠岡市		大磯	362	8624	0.003	0.054	0.008	
備前市		伊部	362	8613	0.007	0.108	0.017	
真庭市		久世	358	8528	0.001	0.040	0.006	
早島町	長津	355	8457	0.007	0.116	0.029		

ウ. 窒素酸化物

測定局の種類	市町村	測定局	窒素酸化物 (NO + NO ₂)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)
			(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
一般局	岡山市	江並	363	8669	0.010	0.125	0.022	80.1
		南輝	363	8675	0.009	0.079	0.023	85.6
		西大寺	363	8672	0.007	0.064	0.018	88.6
		東岡山	363	8671	0.006	0.058	0.016	83.4
		出石	363	8673	0.009	0.082	0.020	85.2
		興除	363	8671	0.009	0.096	0.026	81.6
		吉備	363	8674	0.007	0.066	0.018	78.7
		五明	363	8672	0.006	0.050	0.014	87.8
		御津	363	8672	0.005	0.034	0.010	79.2
	倉敷市	春日	362	8664	0.008	0.085	0.021	86.4
		松江	364	8710	0.013	0.133	0.031	81.9
		塩生	365	8708	0.013	0.120	0.030	80.6
		連島	365	8715	0.009	0.077	0.022	88.8
		倉敷美和	361	8677	0.008	0.065	0.021	86.0
		豊洲	364	8700	0.010	0.112	0.031	83.7
		天城	356	8614	0.009	0.055	0.020	83.0
		茶屋町	365	8714	0.009	0.093	0.022	83.1
		玉島	365	8707	0.007	0.060	0.019	87.4
		児島	365	8708	0.011	0.158	0.026	81.8
		監視センター	363	8684	0.016	0.101	0.036	90.2
		福田	363	8694	0.009	0.074	0.022	82.7
		庄	365	8715	0.008	0.042	0.017	84.2
		船穂	364	8706	0.007	0.076	0.016	90.0
	真備	365	8707	0.006	0.057	0.014	83.8	
	津山市	津山	363	8633	0.004	0.030	0.010	87.1
	玉野市	日比	351	8390	0.011	0.265	0.025	78.0
		向日比1丁目	363	8629	0.011	0.443	0.031	76.4
		渋川	363	8635	0.010	0.099	0.022	82.8
		宇野	363	8636	0.010	0.124	0.023	85.9
	笠岡市	寺間	340	8148	0.007	0.187	0.016	85.7
		茂平	352	8434	0.008	0.089	0.020	86.0
	総社市	総社	363	8639	0.006	0.044	0.014	87.0
	備前市	東片上	356	8524	0.006	0.044	0.014	90.4
三石		362	8630	0.009	0.068	0.020	73.4	
赤磐市	熊山	363	8637	0.004	0.034	0.009	89.1	
浅口市	金光	311	7513	0.007	0.056	0.017	84.9	
早島町	早島	363	8629	0.009	0.073	0.024	84.4	
自排局	岡山市	南方	363	8673	0.009	0.065	0.019	81.2
		西祖	363	8667	0.012	0.074	0.025	65.9
	倉敷市	駅前	365	8724	0.013	0.081	0.026	73.8
		大高	365	8708	0.012	0.085	0.030	78.0
		西坂	365	8715	0.010	0.058	0.023	79.2
	笠岡市	大磯	362	8624	0.012	0.087	0.027	76.7
	備前市	伊部	362	8613	0.019	0.152	0.038	64.5
	真庭市	久世	358	8528	0.005	0.052	0.014	73.2
	早島町	長津	355	8457	0.021	0.147	0.055	65.6

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

①環境基準の達成状況

県下では、平成22年度から測定を開始しており、令和6（2024）年度に測定した27局について、25局で環境基準を達成した。

表3-10 微小粒子状物質の環境基準達成状況

区 分		R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
測定局	局 数	27	27	27	27	27
	達成局数	19	27	26	27	25
	長期基準 達成局数	26	27	27	27	27
	短期基準 達成局数	19	27	26	27	25
達成率	岡山県	70.3%	100%	96.3%	100%	92.6%
	全 国	98.3%	100%	99.9%	100%	—

(注) 1 年間測定日数が250日未満の局を除く。

2 長期基準と短期基準の両基準を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

②年平均値の経年変化

過去10年間継続して測定している一般局12局及び自排局3局における年平均値の推移は、低下傾向にある。

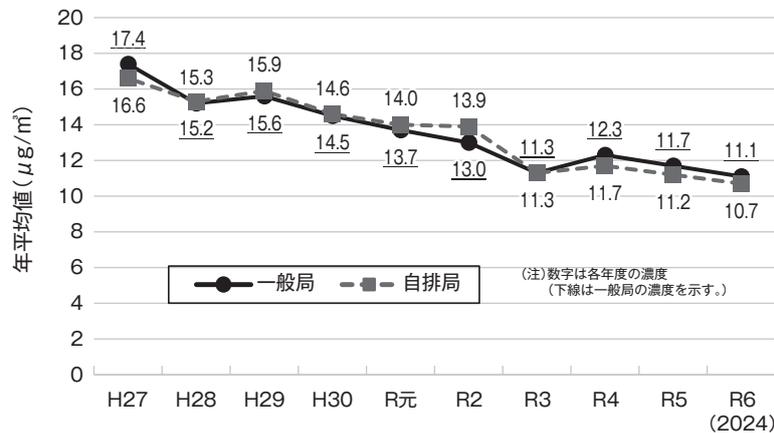


図 3-8 微小粒子状物質濃度の年平均値の推移

③令和6(2024)年度 微小粒子状物質測定結果

測定局の種類	市町村	測定局	有効測定 日数	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) ※3											
				年平均值	日平均値の 年間98%値	日	%	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
				(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)
一般局	岡山市	江並	361	11.0	○	35.5	×	8	2.2	13.9	10.6	10.8	9.1	8.1	8.3	7.4	10.3	9.6	13.2	12.7	18.2
		南輝	362	10.8	○	30.2	○	3	0.8	13.0	10.6	11.5	11.4	9.3	9.0	7.7	9.6	9.1	11.9	10.7	15.3
		西大寺	362	9.8	○	27.3	○	3	0.8	11.3	9.0	10.2	10.9	11.2	10.3	7.1	8.3	7.0	9.9	9.1	13.5
		東岡山	362	10.9	○	30.9	○	4	1.1	13.9	10.8	11.4	10.5	9.5	9.8	8.0	9.3	8.8	12.3	11.4	15.6
		興除	363	10.8	○	29.0	○	1	0.3	13.1	11.2	11.2	12.0	10.2	11.0	8.4	10.7	8.5	10.2	9.6	13.9
		吉備	361	9.6	○	27.6	○	1	0.3	11.7	9.4	10.3	10.1	9.7	9.3	6.9	8.4	7.4	9.9	9.1	12.6
	倉敷市	松江	352	12.6	○	37.5	×	12	3.4	16.7	12.0	13.3	13.0	9.8	9.1	7.4	10.7	10.6	14.1	13.5	21.4
		塩生	352	11.5	○	31.1	○	4	1.1	15.0	10.5	10.1	8.3	8.1	7.7	6.7	10.5	13.5	15.4	16.0	17.0
		倉敷美和	353	11.1	○	30.5	○	3	0.8	15.1	11.9	11.1	8.9	8.9	9.0	7.0	9.7	9.7	12.6	12.0	17.1
		茶屋町	353	10.9	○	29.8	○	3	0.8	15.0	11.0	11.1	9.1	8.0	8.4	8.4	11.2	9.7	11.7	11.5	15.6
		玉島	353	10.4	○	30.3	○	4	1.1	14.8	10.9	10.4	7.3	8.3	8.6	7.4	8.9	8.8	12.4	12.1	15.6
		児島	353	10.5	○	27.4	○	4	1.1	13.3	9.8	10.4	9.7	9.7	9.1	6.1	9.0	9.4	12.1	12.7	14.7
		監視センター	353	10.2	○	31.1	○	4	1.1	15.2	10.1	10.5	8.9	8.0	7.3	5.8	9.3	8.5	11.6	11.6	16.3
		庄	351	11.4	○	30.3	○	3	0.9	15.1	10.8	13.4	12.1	10.5	10.8	6.7	10.2	9.6	11.6	11.5	14.9
	真備	353	10.2	○	29.3	○	3	0.8	14.0	8.5	10.3	9.0	9.2	9.6	7.1	9.6	8.8	11.7	10.7	14.2	
	津山市	津山	363	9.0	○	23.5	○	1	0.3	11.0	9.0	9.2	8.9	8.1	8.3	7.4	8.5	7.2	9.8	9.0	11.4
	玉野市	宇野	363	10.5	○	29.3	○	2	0.6	15.1	10.0	10.0	8.6	9.2	9.0	7.2	9.2	9.4	12.0	12.6	14.5
	笠岡市	茂平	357	12.4	○	28.7	○	5	1.4	16.5	14.0	15.3	12.7	12.8	12.6	9.3	10.1	8.5	11.4	10.3	15.3
	総社市	総社	364	10.7	○	27.1	○	3	0.8	14.3	11.9	12.2	11.2	11.3	11.1	8.6	9.1	7.6	9.5	8.9	12.6
	高梁市	高梁	363	9.3	○	24.5	○	1	0.3	13.5	10.3	10.0	7.3	7.7	8.1	6.7	7.6	7.4	10.1	10.3	12.6
新見市	新見	361	6.6	○	17.1	○	0	0	9.4	7.8	8.2	6.4	6.3	6.7	4.9	5.2	4.2	6.5	5.3	7.8	
備前市	三石	363	11.2	○	26.1	○	1	0.3	13.5	11.4	11.6	11.4	10.6	11.3	9.6	10.5	9.4	11.5	10.5	13.2	
早島町	早島	363	11.5	○	31.8	○	7	1.9	15.2	12.1	11.5	9.7	9.2	9.4	8.5	10.9	9.6	13.0	12.8	16.4	
吉備中央町	吉備高原	363	9.6	○	26.8	○	1	0.3	12.8	9.8	9.6	8.2	9.2	9.9	7.6	8.1	7.2	10.2	10.1	12.9	
自排局	岡山市	南方	363	9.0	○	26.5	○	0	0	11.3	8.9	10.1	9.5	9.4	8.6	5.9	7.5	6.6	9.3	8.7	12.1
	倉敷市	大高	351	10.8	○	31.7	○	7	2.0	16.2	10.7	10.2	7.7	7.7	7.8	7.0	10.6	9.8	11.9	12.4	18.2
	早島町	長津	364	12.2	○	29.3	○	3	0.8	15.1	13.4	13.8	12.8	12.9	12.8	9.9	11.6	9.0	10.5	10.2	14.3

※1 「○」は各基準を達成した測定局を、「×」は各基準を達成しなかった測定局を示す。
 ※2 長期基準と短期基準の両基準を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。
 ※3 月平均値：1月間の1時間値の平均値

非メタン炭化水素 (NMHC)

①測定結果の評価

非メタン炭化水素の環境基準は定められていないが、大気中の非メタン炭化水素濃度に係る国の指針値と比較すると、測定を行った13局のうち、8局において指針値の上限値 (0.31ppmC) を超える日が出現した。

②年平均値の経年変化

非メタン炭化水素の年平均値の推移は、減少傾向にある。

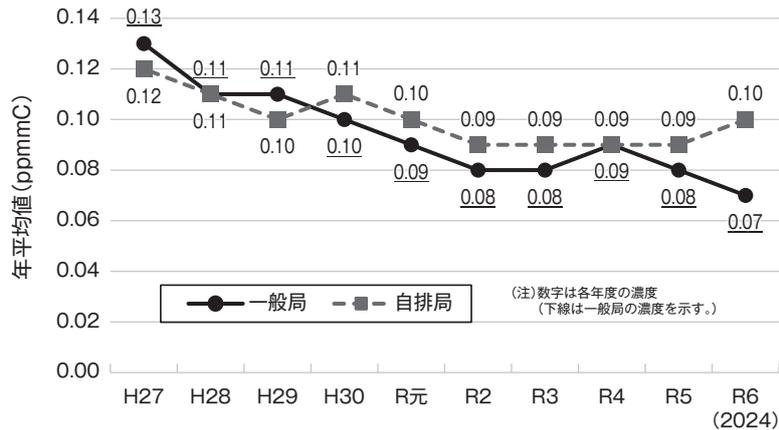


図 3-9 非メタン炭化水素の年平均値の推移

③令和6(2024)年度 非メタン炭化水素測定結果

測定局の種類	市町村	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時測定日数 (日)	6~9時3時間平均値		6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
一般局	岡山市	江並	8469	0.10	0.12	356	0.50	0.00	33	9.3	5	1.4
		五明	8641	0.05	0.06	364	0.16	0.02	0	0	0	0
		御津	8643	0.10	0.17	363	2.36	0.02	72	19.8	38	10.5
	倉敷市	倉敷美和	8611	0.08	0.10	359	0.58	0.02	15	4.2	2	0.6
		監視センター	8651	0.09	0.09	361	0.24	0.01	7	1.9	0	0.0
自排局	岡山市	南方	8557	0.08	0.10	358	0.38	0.02	22	6.1	3	0.8
		西祖	8507	0.08	0.09	356	0.35	0.01	6	1.7	1	0.3
	倉敷市	駅前	8692	0.10	0.11	361	0.25	0.04	13	3.6	0	0
	玉野市	用吉	8662	0.08	0.10	365	0.26	0.02	5	1.4	0	0
	笠岡市	大磯	8618	0.10	0.15	364	0.85	0.01	68	18.7	14	3.8
	備前市	伊部	8600	0.06	0.09	362	0.86	0.00	20	5.5	8	2.2
	真庭市	久世	8613	0.07	0.06	363	0.31	0.00	12	3.3	0	0
早島町	長津	8367	0.21	0.24	354	4.10	0.03	110	31.1	38	10.7	

④令和6(2024)年度 メタン及び全炭化水素測定結果

測定局の種類	市町村	測定局	メタン						全炭化水素					
			測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値		測定時間	年平均値	6～9時 における 年平均値	6～9時 測定日数	6～9時 3時間平均値	
							最高値	最低値					最高値	最低値
							(時間)	(ppmC)					(ppmC)	(日)
一般局	岡山市	江並	8469	2.09	2.11	356	2.58	1.89	8469	2.18	2.23	356	2.86	1.94
		五明	8641	2.05	2.06	364	2.51	1.91	8641	2.10	2.12	364	2.61	1.94
		御津	8643	2.02	2.02	363	2.15	1.88	8643	2.12	2.19	363	4.37	1.93
	倉敷市	倉敷美和	8611	2.02	2.03	359	2.23	1.89	8611	2.10	2.13	359	2.66	1.95
		監視センター	8651	2.02	2.03	361	2.24	1.88	8651	2.10	2.12	361	2.38	1.90
自排局	岡山市	南方	8557	2.03	2.04	358	2.14	1.91	8557	2.11	2.13	358	2.47	1.95
		西祖	8507	2.06	2.08	356	2.36	1.92	8507	2.14	2.17	356	2.45	1.97
	倉敷市	駅前	8692	2.04	2.05	361	2.22	1.90	8692	2.14	2.15	361	2.38	1.96
	玉野市	用吉	8662	2.01	2.03	365	2.29	1.85	8662	2.09	2.13	365	2.43	1.90
	笠岡市	大磯	8618	2.00	2.01	364	2.23	1.86	8618	2.10	2.16	364	2.85	1.92
	備前市	伊部	8600	1.98	2.00	362	2.11	1.84	8600	2.04	2.09	362	2.88	1.90
	真庭市	久世	8614	1.95	1.96	363	2.07	1.82	8613	2.02	2.02	363	2.28	1.86
早島町	長津	8367	2.00	2.02	354	2.32	1.88	8367	2.22	2.26	354	6.10	1.97	

(9) 大気規制の概要

硫黄酸化物対策

<p>排出規制</p>	<p>硫黄酸化物の排出規制については、大気汚染防止法に基づいて施設単位の排出基準及び工場単位の総量規制が実施されている。</p> <p>施設単位の排出基準による規制は、K値規制と呼ばれ、地域ごとに定められた定数Kの値(Kの値が小さいほど厳しい。)に応じて硫黄酸化物排出量の許容限度が定められており、県内については、3.5～17.5の範囲で地域ごとに5段階のK値が設定されている。</p> <p>なお、倉敷市水島地区については昭和49(1974)年4月1日以降に設置された施設には、大気汚染防止法第3条第3項の規定による特別排出基準(K値1.75)が適用される。また、ベンガラ製造の用に供する焙焼炉については、環境負荷低減条例で県下一律にK値17.5を設定している。</p> <p>大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、施設単位の排出基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域を総量規制地域として指定することとなっている。</p> <p>県内では、倉敷市及び備前市が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定され、昭和53(1978)年3月31日から燃料・原料使用能力が0.5kℓ/h以上の工場・事業場については総量規制、0.5kℓ/h未満の工場・事業場については燃料使用規制(使用燃料中の硫黄含有率規制)が行われている。</p> <p>なお、県では昭和52(1977)年に倉敷市及び備前市の硫黄酸化物総量削減計画を策定し、地域別の1時間当たりの硫黄酸化物排出許容総量(倉敷市水島地区2,226N^m、水島地区以外の旧倉敷市内の地区約290N^m、備前市片上地区約85N^m、三石地区約21N^m)を設定し、削減を指導している。</p> <p>また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和52(1977)年5月6日に笠岡・福山地域の地区別硫黄酸化物排出許容総量(笠岡市243N^m/h、福山市2,139N^m/h)を設定し、昭和53(1978)年度から総量管理を行っている。</p>
<p>低減対策</p>	<p>法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、重油などの燃料や原料(鉄鉱石、コークス等)について低硫黄のものを使用することなどの燃・原料対策及び排ガス中の硫黄酸化物を除去する排煙脱硫装置の設置など、硫黄酸化物対策が着実に進められた。</p> <p>これにより、県内のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の排出量は、法令の規定が十分に整備される前の昭和48(1973)年度(142千t/年)と比較して、昭和53(1978)年度で約28%、令和2(2020)年度には約2%(3千t/年)(大気汚染物質排出量総合調査(令和2年度実績 [確定値]))にまで減少するなど、大幅に低下している。</p>

窒素酸化物対策

排出規制	<p>窒素酸化物の排出規制については、大気汚染防止法に基づいて、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出基準(濃度)が定められている。(排出基準は、全県一律に適用される。)</p> <p>また、ピクリン酸製造施設のうち反応施設及び金属の表面処理施設については、環境負荷低減条例で排出基準(濃度)を設定している。</p> <p>倉敷市内については、大規模な工場が立地することから、昭和49(1974)年度から県及び市が公害防止協定等に基づく行政指導により、主要な工場に対して暫定的な排出抑制指導を行ってきた。</p> <p>しかし、昭和53(1978)年7月に二酸化窒素に係る環境基準が改定されたことなどを契機に、昭和56(1981)年6月に県独自の対策として「倉敷地域窒素酸化物排出総量削減計画」を策定し、昭和60(1985)年度当初に水島地区の大規模工場等が達成すべき窒素酸化物の排出許容総量を、1時間当たり約2,900N^mと設定している。</p> <p>これに基づいて、主要工場においては、年次的な排出量削減計画を作成し、初期の削減目標を達成し、現在に至っている。</p> <p>また、笠岡市については、広島県との協議に基づいて、昭和56(1981)年2月24日に笠岡・福山地域の地区別窒素酸化物排出許容総量(笠岡市：337Nm³/h、福山市：2,427Nm³/h)を設定し、昭和60(1985)年度末から総量管理を実施している。</p>
低減対策	<p>法令等に基づく排出規制及び排出抑制指導により、ガス燃料などの良質燃料や低窒素原料(コークス等)の使用などの燃・原料対策、低NO_x 燃焼技術(多段燃焼法、排ガス再循環、低NO_xバーナー等)、排ガス中の窒素酸化物を除去する排煙脱硝装置(接触還元法、無触媒脱硝法)の設置など、窒素酸化物対策が着実に進められた。</p> <p>これにより、県下のばい煙発生施設から排出される窒素酸化物の排出量は、環境基準が設定された昭和53(1978)年度(42千t/年)と、昭和60(1985)年度を比較すると7年で約24%削減され、その後も緩やかな減少傾向にあり、令和2(2020)年度13千t/年(大気汚染物質排出量総合調査(令和2年度実績 [確定値]))にまで低下している。</p>

ばいじん対策

排出規制	<p>浮遊粒子状物質の発生源のうち、工場・事業場から発生するものについては、大気汚染防止法に基づき、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する物質は「ばいじん」として規制されている。</p> <p>ばいじんについては、大気汚染防止法に基づいて施設の種類及び規模ごとに排出基準(濃度)が定められており、昭和57(1982)年度に大幅な強化が行われ、さらに、平成10(1998)年には廃棄物焼却炉の基準が強化された。</p> <p>また、施設が密集し汚染の著しい地域においては、新設の施設に対して、より厳しい特別排出基準が定められており、倉敷市水島地区においては、特別排出基準が適用されるほか、昭和46(1971)年6月23日以前に設置された施設については、県条例による上乘せ基準が適用される。</p> <p>なお、小規模なベンガラ製造の用に供する焙焼炉について、環境負荷低減条例に基づき排出基準(濃度)を設定している。</p>
低減対策	<p>法令等に基づく排出規制により、ばいじんの発生源対策として、良質燃料への転換、適切な燃焼管理などのほか、集じん装置(電気集じん機、バグフィルター、スクラバー等)の設置が進められている。</p>

粉じん対策

排出規制	<p>浮遊粒子状物質の発生源のうち、工場・事業場から発生するものについては、大気汚染防止法に基づき、物の破碎、選別その他の機械的処理などに伴い発生する物質は「粉じん」として規制されている。</p> <p>一般粉じん(「粉じん」のうち「特定粉じん(石綿)」以外のもの)については、大気汚染防止法により堆積場、コンベアなどの一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められ、散水、施設の密閉化、集じん装置の設置などの対策が行われているほか、環境負荷低減条例においても、セメントサイロ等に対して法と同様に管理基準を定めている。</p> <p>特定粉じん(石綿)については、大気汚染防止法により、石綿の除去や石綿が使用されている建築物等の解体などを行う場合は、特定粉じん排出等作業の届出や作業基準の順守が義務付けられている。また、建築物等の解体、改修等を行う場合は、事前に石綿使用の有無を調査すること等が義務付けられている。</p>
------	--

有害物質対策

排出規制	<p>大気汚染防止法において、有害物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の8種類の物質が定められ、排出基準(濃度)が有害物質の種類及びばい煙発生施設の種類ごとに定められている。</p> <p>大気汚染防止法の対象とならない小規模な施設については、環境負荷低減条例により有害物質の種類及び施設の種類ごとに排出基準(濃度)を定めている。</p> <p>また、石油コンビナートが存在する倉敷市水島地区において大気汚染防止法の規制対象とならない有害ガスの排出規制を実施する必要があったことなどから、昭和48(1973)年度から県条例により有害ガスに係る特定施設を定め、10種類の有害ガス(ホルムアルデヒド、シアン、塩化ビニル、ベンゼン等)について排出基準(濃度)を設定している。</p>
-------------	--

（10）大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく設置届出等件数

(令和6(2024)年度)

施設の種類		設置届	使用届	変更届	その他届出	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	33	0	19	87	139
	VOC排出施設	1	0	3	0	4
	一般粉じん発生施設	11	0	8	25	44
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0
	水銀排出施設	0	0	3	4	7
	小計	45	0	33	116	194
県条例	ばい煙発生施設	1	0	0	3	4
	粉じん発生施設	2	0	1	10	13
	有害ガス発生施設	24	0	81	62	167
	小計	27	0	82	75	184
合計		72	0	115	191	378

(注) 岡山市及び倉敷市の処理件数を除く。

(11) 大気汚染防止法及び岡山県環境負荷低減条例に基づく施設の設置状況

所管別設置状況 (大防法・県条例)

(令和7(2025)年3月31日現在)

施設の種類の種類		岡山県	岡山市	倉敷市	合計	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	事業場数	574	396	243	1,213
		施設数	1,412	953	1,091	3,456
	VOC排出施設	事業場数	10	9	15	34
		施設数	23	42	64	129
	一般粉じん発生施設	事業場数	109	56	38	203
		施設数	749	295	1,480	2,524
	特定粉じん発生施設	事業場数	0	0	0	0
		施設数	0	0	0	0
	水銀排出施設	事業場数	22	16	18	56
		施設数	42	31	24	97
合計	事業場数	715	477	314	1,506	
	施設数	2,226	1,321	2,659	6,206	
県条例	ばい煙発生施設	事業場数	6	1	9	16
		施設数	23	1	20	44
	粉じん発生施設	事業場数	52	20	15	87
		施設数	127	48	49	224
	有害ガス発生施設	事業場数	141	82	63	286
		施設数	2,538	639	766	3,943
合計	事業場数	199	103	87	389	
	施設数	2,688	688	835	4,211	

種類別設置状況（大防法）

①ばい煙発生施設

（令和7(2025)年3月31日現在）

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1 ボイラー	812	475	370
2 ガス発生炉・加熱炉	1	0	4
3 金属等の焼結炉	1	9	10
4 金属の溶鉱炉	0	0	10
5 金属、鑄造の溶解炉	41	19	35
6 金属の加熱炉	58	21	104
7 石油製品等の加熱炉	17	0	166
8 石油精製の触媒再生炉	0	0	1
9 硫黄回収装置の燃焼炉	0	0	5
10 窯業の焼成炉	42	5	5
11 無機、食品の直火炉	24	0	14
12 乾燥炉	72	41	63
13 製鉄、製鋼等の電気炉	2	0	5
14 廃棄物焼却炉	41	32	28
15 銅等の精錬の溶鉱炉等	8	0	0
16 Cd顔料等の乾燥施設	0	0	0
17 塩素急速冷却施設	0	0	0
18 塩化第2鉄の溶解槽	0	0	1
19 活性炭の反応炉	0	0	0
20 塩素等の反応施設	1	0	41
21 アルミニウム電解炉	0	0	0
22 燐等の反応施設	1	0	0
23 弗酸の凝縮施設等	0	0	0
24 トリポリリン酸Na反応施設等	0	0	0
25 鉛の第2次精錬等の溶解炉	1	0	0
26 鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0
27 鉛顔料の溶解炉等	0	0	0
28 硝酸の吸収施設等	0	0	0
29 コークス炉	0	0	12
30 ガスタービン	18	68	20
31 ディーゼル機関	266	272	195
32 ガス機関	6	11	2
33 ガソリン機関	0	0	0
合計	1412	953	1091

②一般粉じん発生施設

（令和7(2025)年3月31日現在）

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1 コークス炉	0	0	12
2 堆積場	139	53	51
3 ベルト・バケットコンベア	343	142	1230
4 破砕機・摩砕機	170	75	57
5 ふるい	97	25	130
合計	749	295	1480

③揮発性有機化合物排出施設

（令和7(2025)年3月31日現在）

施設種類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0	1	10
2	塗装施設	5	0	14
3	塗装の用に供する乾燥施設	0	8	9
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	8	0	3
5	接着の用に供する乾燥施設	0	12	0
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	0	0	0
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	8	21	0
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	2	0	2
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	26
合計		23	42	64

④水銀排出施設

（令和7(2025)年3月31日現在）

施設種類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1	小型石炭混焼ボイラー	0	1	1
2	石炭専焼ボイラー等	1	0	1
3	一次精錬の用に供する施設（銅又は工業金）	6	0	0
4	一次精錬の用に供する施設（鉛又は亜鉛）	0	0	0
5	二次精錬の用に供する施設（銅、鉛又は亜鉛）	1	0	0
6	二次精錬の用に供する施設（工業金）	0	0	0
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	0	0	0
8	廃棄物焼却炉	34	30	22
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等	0	0	0
合計		42	31	24

種類別設置状況（県条例）

①ばい煙発生施設

（令和7(2025)年3月31日現在）

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1 ベンガラのばい焼炉	1	0	0
2 ガラス等の熔融炉	0	0	0
3 Cd顔料等の乾燥施設	0	0	0
4 塩素等の反応施設等	6	0	9
5 燐等の反応施設等	0	0	0
6 弗酸の凝縮施設等	0	0	0
7 鉛の第2次精錬等の溶解炉	10	0	0
8 鉛顔料の溶解炉等	0	0	0
9 繊維製品の漂白施設	0	0	2
10 パルプ等の漂白施設	0	0	0
11 クレー粉の漂白施設	0	0	0
12 メタキシレン抽出施設	0	0	1
13 ピクリン酸の反応施設	0	0	0
14 金属の表面処理施設	6	1	8
合計	23	1	20

②粉じん発生施設

（令和7(2025)年3月31日現在）

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1 セメントサイロ	76	31	39
2 バッチャープラント	51	17	10
合計	127	48	49

③有害ガス発生施設

（令和7(2025)年3月31日現在）

施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1 繊維製品の樹脂加工施設	21	3	5
2 木材等の蒸解施設	7	10	3
3 化学工業品等の反応施設	937	185	616
4 出版等のグラビア印刷施設	60	73	11
5 ゴム製品製造施設	912	224	16
6 鉄鋼等の鋳物製造施設	109	26	4
7 金属製品等の表面処理施設	492	118	111
合計	2,538	639	766

第5章 水環境関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)

(1) 水質の環境基準

健康項目の環境基準と超過状況 (令和6(2024)年度)

項目名	環境基準※	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数
カドミウム	0.003mg/L 以下	84 (河川 46, 湖沼 2, 海域 36)	0
全シアン	検出されないこと	〃	0
鉛	0.01mg/L 以下	85 (河川 47, 湖沼 2, 海域 36)	0
六価クロム	0.02mg/L 以下	84 (河川 46, 湖沼 2, 海域 36)	0
ひ素	0.01mg/L 以下	85 (河川 47, 湖沼 2, 海域 36)	0
総水銀	0.0005mg/L 以下	84 (河川 46, 湖沼 2, 海域 36)	0
アルキル水銀	検出されないこと	19 (河川 5, 海域 14)	0
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	84 (河川 46, 湖沼 2, 海域 36)	0
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃	0
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃	0
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	〃	0
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	〃	0
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	〃	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	〃	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	〃	0
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	〃	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	〃	0
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	〃	0
チウラム	0.006mg/L 以下	〃	0
シマジン	0.003mg/L 以下	〃	0
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃	0
ベンゼン	0.01mg/L 以下	〃	0
セレン	0.01mg/L 以下	〃	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	106 (河川 59, 湖沼 4, 海域 43)	0
ふっ素	0.8mg/L 以下	47 (河川 45, 湖沼 2)	0
ほう素	1mg/L 以下	〃	0
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	84 (河川 46, 湖沼 2, 海域 36)	0

※令和7年3月31日時点

要監視項目^{※1}の指針値超過状況 (令和6(2024)年度)

項目名		指針値	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数
人の健康の保護に関する項目	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	31(河川 15, 海域 16)	0
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	〃	0
	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	〃	0
	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	〃	0
	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	〃	0
	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	〃	0
	フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	〃	0
	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	〃	0
	オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	〃	0
	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	〃	0
	プロピザミド	0.008 mg/L 以下	〃	0
	o-エチル=o-4-ニトロフェニル= フェニルホスホノチオアート(EPN)	0.006 mg/L 以下	33(河川 15, 海域 18)	0
	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	31(河川 15, 海域 16)	0
	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	〃	0
	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下	〃	0
	クロルニトロフェン(CNP)	指針値なし	〃	-
	トルエン	0.6 mg/L 以下	〃	0
	キシレン	0.4 mg/L 以下	〃	0
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	22(河川 13, 海域 9)	0
	ニッケル	指針値なし	〃	-
	モリブデン	0.07 mg/L 以下	〃	0
	アンチモン	0.02 mg/L 以下	〃	0
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	〃	0
	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	24(河川 13, 海域 11)	0
全マンガン	0.2 mg/L 以下	〃	0	
ウラン	0.002 mg/L 以下	26(河川 13, 海域 13)	11 ^{※2}	
ペルフルオロオクタンスルホン酸及び ペルフルオロオクタン酸	0.000050mg/L 以下 ^{※3}	27(河川14, 海域13)	0	
水生生物の保全に関する項目	クロロホルム(再掲)	0.006~3 mg/L 以下	31(河川 15, 海域 16)	0
	フェノール	0.01~2 mg/L 以下	22(河川 13, 海域 9)	0
	ホルムアルデヒド	0.03~1 mg/L 以下	〃	0
	4-t-オクチルフェノール	0.0004~0.004 mg/L 以下	〃	0
	アニリン	0.02~0.1 mg/L 以下	〃	0
	2,4-ジクロロフェノール	0.003~0.03 mg/L 以下	〃	0

※1 令和7年3月31日時点

※2 検出濃度の最大値は0.0029mg/L(検出地点は全て海域)

※3 指針値(暫定)

生活環境の保全に関する環境基準

①河川

7. 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

4. 湖沼

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2・3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1・2・3級(特殊なものを除く。)、水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

項目 累計	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底質溶存酸素量 (底質 DO)
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧 2.0mg/L 以上 酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

②海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

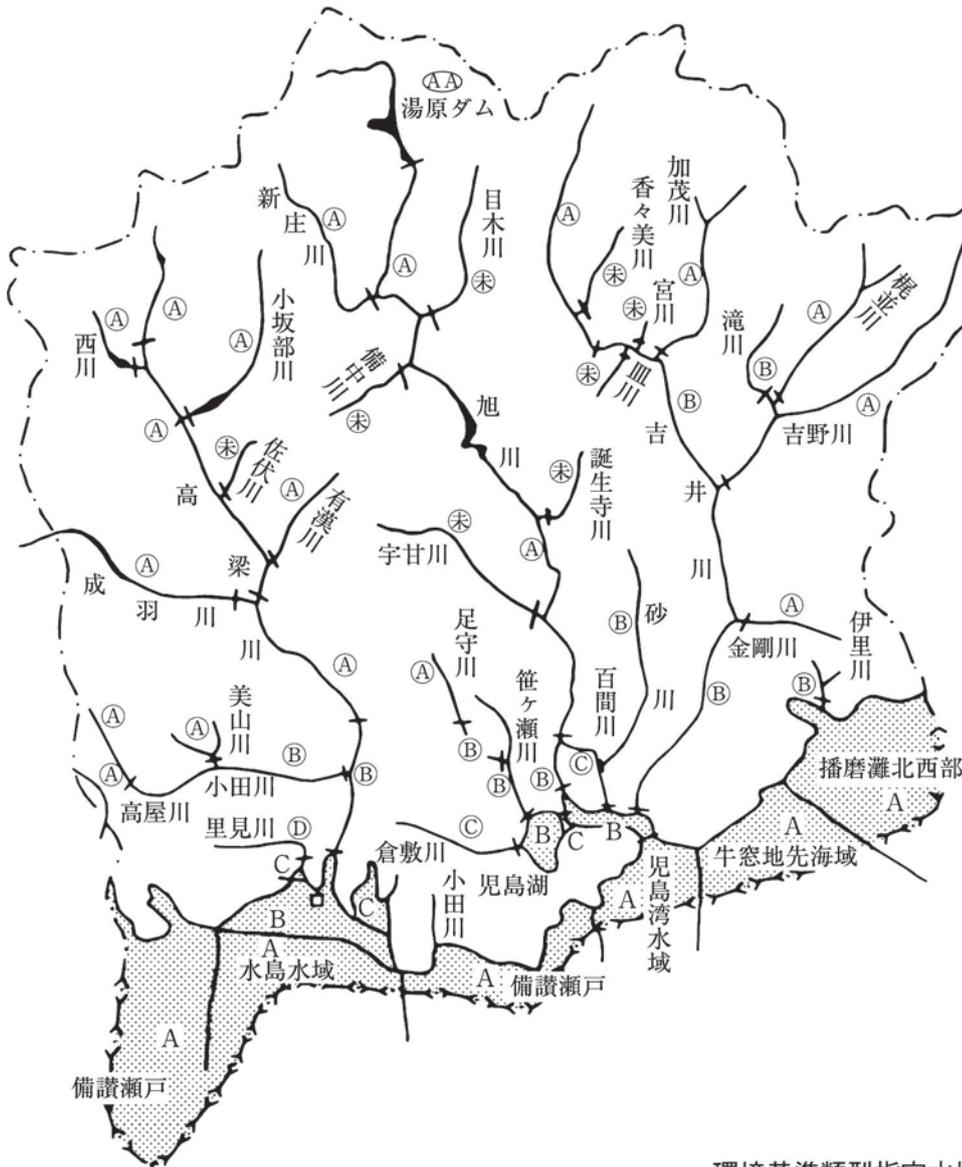
項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.0001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

項目 累計	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底質溶存酸素量 (底質 DO)
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧 2.0mg/L 以上 酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

(2) 県下水域の環境基準類型の指定概略図

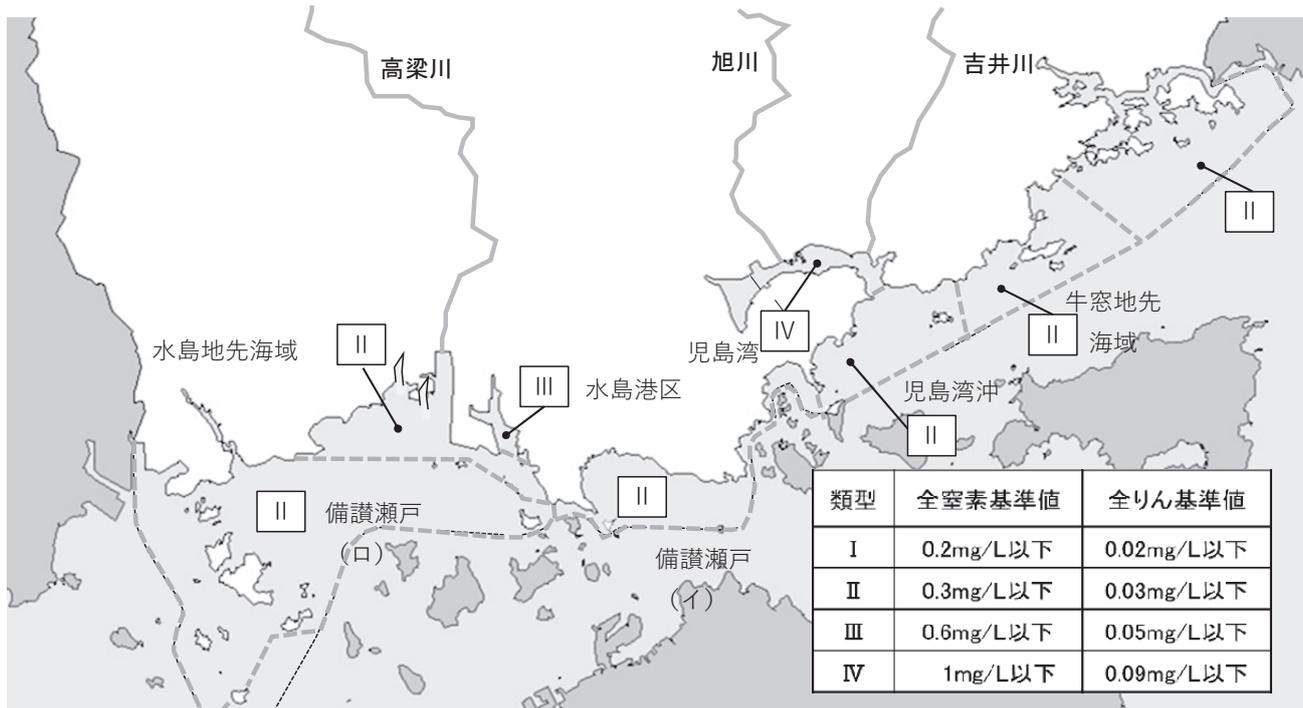
BOD又はCOD等に係る環境基準類型



環境基準類型指定水域数

類型	河川	湖沼	海域	計
AA	1	-	/	1
A	18	-	5	23
B	9	1	2	12
C	2	-	3	5
D	1	/	/	1
計	31	1	10	42

全窒素及び全りんに係る環境基準類型

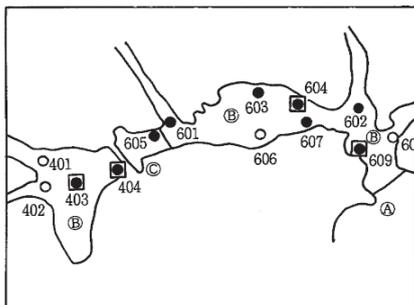


(3) 公共用水域水質測定結果等

公共用水域測定地点位置図



児島湾拡大図



●は、BOD又はCOD等に係る環境基準点

□は、全窒素及び全りんに係る環境基準点

△は、全亜鉛等に係る環境基準点

○は、補助測定点

番号は地点番号

A～Dはそれぞれ環境基準のA～D類型

未は環境基準の類型未設定

生活環境項目の環境基準達成状況

①BOD、COD、全窒素、全りん

水域区分	項目	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
河川	BOD	100%	96.8%	93.5%	96.8%	96.8%
湖沼	COD	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	全窒素	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	全りん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
海域	COD	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%
	全窒素	100%	100%	100%	100%	100%
	全りん	50.0%	62.5%	87.5%	87.5%	75.0%

②その他項目

水域区分	項目	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)
河川	pH	91.1%	89.2%	89.8%	91.9%	93.3%
	SS	99.9%	99.9%	99.9%	99.6%	99.8%
	DO	97.4%	98.2%	96.6%	97.8%	98.5%
湖沼	pH	58.3%	56.9%	65.3%	58.3%	61.7%
	SS	40.3%	69.4%	36.1%	43.1%	51.7%
	DO	98.6%	100%	100%	100%	100%
海域	pH	93.6%	91.6%	93.0%	94.2%	95.5%
	DO	80.2%	80.2%	83.9%	79.8%	80.3%
	油分等	100%	100%	100%	100%	100%

（注）「環境基準適合状況」とは、環境基準の類型指定を行った水域における「環境基準に適合する検体数／総検体数」を表す。（検体数には、水域内の類型指定のある補助地点の検体数も含まれる。）

環境基準点における水質の経年変化

①BOD、CODの測定結果

7. 河川 (31 水域、33 環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水質 (BOD : 75%値) (mg/L)						環境基準 (mg/L)	
			R2	R3	R4	R5	R6(2024)			
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	1.4	1.0	0.8	1.2	1.1	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	1.2	1.2	1.0	0.8	1.0	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.2	1.5	1.8	1.8	1.6	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	1.2	1.0	0.8	0.8	0.8	○	2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	1.0	1.0	1.2	0.8	1.2	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.3	1.4	1.0	0.8	0.8	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.2	1.4	0.8	1.0	1.0	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	1.2	0.8	0.6	0.8	0.8	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	2.0	2.1	2.7	2.5	1.5	○	3以下
美山川	栄橋	矢掛町	1.2	1.4	1.6	1.2	1.2	○	2以下	
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.0	1.4	1.0	2.0	1.2	×	1以下
	旭川中流	落合大橋	真庭市	1.0	1.2	1.0	1.0	0.9	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6		
	旭川下流	桜橋	岡山市	1.1	1.8	4.2	1.2	1.2	○	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	1.2	1.0	0.8	0.8	1.2	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	2.5	3.8	4.1	2.9	2.3	○	5以下
砂川	新橋	岡山市	2.0	1.0	1.4	1.2	1.5	○	3以下	
吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	1.2	1.4	1.1	1.0	1.2	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝橋	赤磐市	1.6	1.5	1.0	1.2	1.2	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	0.7	0.8	0.9	0.9	0.7		
	加茂川	加茂川橋	津山市	1.4	1.2	1.2	1.2	0.8	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	1.6	1.0	1.0	1.1	1.2	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.6	1.2	1.2	1.2	1.0	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.6	1.2	0.8	1.2	1.0	○	2以下
金剛川	宮橋	和気町	0.7	0.7	1.0	0.9	0.6	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	2.0	3.0	3.2	2.8	2.4	○	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	1.4	1.6	1.0	1.6	1.7	○	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.4	1.6	1.2	1.2	1.6	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	2.8	3.6	2.8	3.4	2.8	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	1.4	1.6	1.2	0.9	1.2	○	2以下
里見川水域	里見川	鴨方川合流点	浅口市	3.0	3.6	3.4	3.0	2.6	○	8以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.6	1.2	1.6	1.2	1.4	○	3以下

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目 (整数でない場合は端数を切り上げた整数番目) に

くるデータを表す。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

4. 湖沼 (児島湖 1 水域、2 環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		R2	R3	R4	R5	R6(2024)			
児島湖 水 域	児 島 湖	湖心	8.1	8.2	8.1	8.6	7.4	×	5以下
		樋門	7.8	8.0	8.3	8.6	8.2		

7. 海域 (10 水域、27 環境基準点)

水 域 名		地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)	
			R2	R3	R4	R5	R6(2024)		
水島海域	玉島港区	玉島港奥部	4.0	3.7	3.6	4.6	3.2	○	8 以下
	水島港区	水島港口部	2.9	2.5	2.8	3.0	2.8	○	8 以下
	水島地先海域(甲)	玉島港沖合	2.5	2.5	2.8	2.6	2.7	○	3 以下
		上水島北	2.5	2.2	2.7	2.4	2.9		
		濃地諸島東	2.2	2.1	2.4	2.2	2.6		
水島地先海域(乙)	網代諸島沖	2.2	2.1	2.5	2.2	2.6	×	2 以下	
児島湾水域	児島湾(甲)	海岸通沖	5.1	5.4	6.1	5.5	5.2	○	8 以下
	児島湾(乙)	旭川河口部	4.7	4.1	4.6	4.6	4.4	×	3 以下
		吉井川河口部	3.4	3.9	4.3	4.1	3.6		
		横樋沖	4.0	4.1	4.5	4.8	4.3		
		九幡沖	4.3	3.9	4.5	4.8	4.0		
		阿津沖	4.4	4.4	5.2	4.9	4.2		
		向小串沖	3.7	3.6	3.1	3.7	3.7		
	児島湾(丙)	別荘沖	2.6	2.9	3.1	3.9	2.2	×	2 以下
		児島湾口沖	2.6	3.2	2.8	3.2	1.7		
		波張崎南	2.4	2.2	2.1	2.3	2.2		
出崎東沖		2.2	2.2	2.2	2.8	2.4			
備讃瀬戸	備讃瀬戸	神島御崎沖	2.8	3.1	2.6	2.8	2.8	×	2 以下
		青佐鼻沖	2.9	2.9	2.8	2.4	2.9		
		北木島布越崎北	2.7	2.4	2.5	2.1	2.4		
		久須美鼻東	2.0	2.0	2.3	2.0	2.5		
		大槌島北	1.9	2.0	2.1	2.1	2.1		
牛窓地先海域	牛窓地先海域	錦海湾	2.4	2.3	2.1	2.3	2.4	×	2 以下
		前島南西	2.1	2.2	2.1	2.1	2.2		
播磨灘北西部	播磨灘北西部	長島西南沖	2.3	2.3	2.0	2.5	2.4	×	2 以下
		大多府島東南沖	2.3	2.5	2.1	2.5	2.2		
		鹿久居島東沖	2.7	3.0	2.5	2.6	2.7		

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間の n 個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目 (整数でない場合は端数を切り上げた整数番目) にくるデータを表す。
- 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
- 3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

②全窒素、全りんの測定結果

7. 全窒素 (湖沼 1 水域 2 環境基準点、海域 8 水域 21 環境基準点)

水域名	地点名	水質 (全窒素：年間平均値) (mg/L)											環境基準 (mg/L)
		R2		R3		R4		R5		R6(2024)			
児島湖	湖心	1.2		1.1		1.1		1.1		1.2		×	1 以下
	樋門	1.1		1.1		1.2		1.2		1.3			
水島港区	水島港口部	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.24	0.24	0.27	0.27	○	0.6 以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.22		0.21		0.19		0.21		0.22		○	0.3 以下
	上水島北	0.20	0.20	0.20	0.19	0.20	0.19	0.26	0.23	0.25	0.22		
	濃地諸島東	0.19		0.17		0.18		0.21		0.20			
児島湾	九幡沖	0.45	0.42	0.52	0.52	0.52	0.47	0.58	0.56	0.60	0.57	○	1 以下
	向小串沖	0.39		0.52		0.42		0.54		0.54			
児島湾沖	児島湾口沖	0.24	0.22	0.43	0.26	0.30	0.22	0.43	0.28	0.30	0.24	○	0.3 以下
	出崎東沖	0.20		0.18		0.19		0.22		0.20			
	銚島沖合	0.22		0.17		0.17		0.20		0.23			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.16	0.17	0.17	0.17	0.17	0.18	0.17	0.17	0.18	0.18	○	0.3 以下
	大槌島北	0.18		0.17		0.18		0.17		0.17			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.17	0.22	0.17	0.20	0.17	0.19	0.17	0.20	0.21	0.20	○	0.3 以下
	神島御崎沖	0.25		0.24		0.21		0.23		0.22			
	青佐鼻沖	0.26		0.21		0.20		0.22		0.21			
	北木島布越崎北	0.21		0.17		0.16		0.17		0.17			
牛窓地先海域	錦海湾	0.18	0.16	0.17	0.16	0.19	0.17	0.19	0.17	0.17	0.16	○	0.3 以下
	前島南西	0.16		0.15		0.17		0.16		0.16			
	前島東南	0.15		0.15		0.15		0.16		0.15			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.16	0.16	0.15	0.16	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.17	○	0.3 以下
	大多府島東南沖	0.16		0.16		0.16		0.16		0.15			
	鹿久居島東沖	0.17		0.16		0.17		0.17		0.19			

1. 全りん (湖沼 1 水域 2 環境基準点、海域 8 水域 21 環境基準点)

水域名	地点名	水質 (全りん：年間平均値) (mg/L)										環境基準 (mg/L)	
		R 2		R 3		R 4		R 5		R 6 (2024)			
児島湖	湖 心	0.21		0.20		0.17		0.18		0.19		×	0.1 以下
	樋 門	0.19		0.19		0.17		0.17		0.18			
水島港区	水島港口部	0.033	0.033	0.035	0.035	0.030	0.030	0.030	0.030	0.033	0.033	○	0.05 以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.036		0.036		0.028		0.031		0.030		○	0.03 以下
	上水島北	0.033	0.034	0.035	0.034	0.030	0.028	0.032	0.030	0.033			
	濃地諸島東	0.032		0.031		0.027		0.026		0.028			
児島湾	九幡沖	0.061		0.066		0.064		0.064		0.066		○	0.09 以下
	向小串沖	0.050	0.056	0.052	0.059	0.054	0.059	0.044	0.054	0.055			
児島湾沖	児島湾口沖	0.031		0.044		0.035		0.037		0.041		×	0.03 以下
	出崎東沖	0.034	0.033	0.030	0.034	0.033	0.032	0.035	0.035	0.032			
	銚島沖合	0.034		0.028		0.029		0.033		0.036			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.030		0.032		0.028		0.027		0.029		○	0.03 以下
	大槌島北	0.031	0.031	0.028	0.030	0.028	0.028	0.029	0.028	0.029			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.033		0.033		0.027		0.027		0.029		×	0.03 以下
	神島御崎沖	0.038	0.035	0.038	0.034	0.033	0.030	0.034	0.030	0.036			
	青佐鼻沖	0.039		0.034		0.031		0.032		0.034			
	北木島布越崎北	0.031		0.030		0.028		0.028		0.028			
牛窓地先海域	錦海湾	0.033		0.031		0.029		0.028		0.030		○	0.03 以下
	前島南西	0.031	0.030	0.027	0.028	0.027	0.027	0.026	0.026	0.026			
	前島東南	0.027		0.025		0.025		0.025		0.025			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.030		0.027		0.028		0.027		0.027		○	0.03 以下
	大多府島東南沖	0.028	0.029	0.027	0.027	0.025	0.026	0.025	0.026	0.024			
	鹿久居島東沖	0.029		0.027		0.025		0.026		0.026			

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

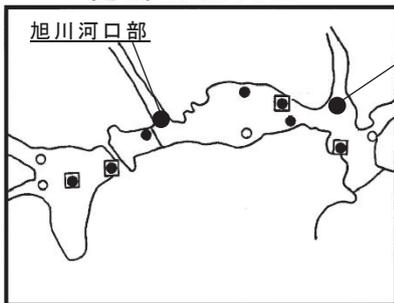
2) 全窒素及び全りんについては、水域内に複数の環境基準点がある場合、湖沼については全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、海域については各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

PFOS・PFOAの測定結果等

① PFOS・PFOA測定地点位置図



児島湾拡大図



● 水質汚濁防止法に基づく公共用水域の調査 (令和6年度)
 河川：14地点 湖沼：0地点 海域：13地点
 ※下線を付した地点は海域
 ※ゴシックは環境基準点

②PFOS・PFOAの測定結果

7. 河川 (14地点)

水域名		地点名	市町村	ペルフルオロオクタン sulfonate (PFOS)(ng/L)	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)(ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値 (暫定) (ng/L)
高梁川水系	高梁川上流	一中橋	新見市	<2.5	<2.5	<5.0	50
	高梁川中流 (1)	中井橋	高梁市	<2.5	2.7	5.2	
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	<2.5	<2.5	<5	
旭川水系	旭川上流	湯原ダム	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	
	旭川中流	落合大橋	真庭市	<2.5	<2.5	<5.0	
		乙井出堰	岡山市	<2.5	3.3	5	
宇甘川	常盤橋	岡山市	<2.5	31	33		
吉井川水系	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	<2.5	<2.5	<5.0	
	吉井川中・下流	周匝橋	赤磐市	<2.5	<2.5	<5.0	
		鴨越堰	岡山市	<2.5	<2.5	<5	
笹ヶ瀬川水系	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	<2.5	6.6	9.1	
倉敷川水系	倉敷川	盛綱橋	倉敷市	<2.5	2.9	5	
		倉敷川橋	岡山市	<2.5	10	12	
小田川水系	小田川	御仮屋橋	倉敷市	3.7	12	15	

※測定値は、各自治体からの報告に基づき記載しており、有効数字の桁数は統一していない。

4. 海域 (13地点)

水域名		地点名	ペルフルオロオクタン sulfonate (PFOS)(ng/L)	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)(ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	指針値 (暫定) (ng/L)	
水島海域	玉島港区	玉島港奥部	<2.5	<2.5	<5	50	
	水島地区	水島港口部	<2.5	<2.5	<5		
	水島地先(甲)	水島地先(甲)	玉島港沖合	<2.5	<2.5		<5
			上水島北	<2.5	<2.5		<5
			濃地諸島東	<2.5	<2.5		<5
	水島地先(乙)	網代諸島沖	<2.5	<2.5	<5		
児島湾水域	児島湾(乙)	旭川河口部	<2.5	3.1	5.6		
		吉井川河口部	<2.5	<2.5	<5.0		
	児島湾(丙)	別荘沖	<2.5	<2.5	<5.0		
備讃瀬戸	備讃瀬戸	神島御崎沖	<2.5	<2.5	<5.0		
		久須美鼻東	<2.5	<2.5	<5		
牛窓地先	牛窓地先	錦海湾	<2.5	<2.5	<5.0		
播磨灘北西部	播磨灘北西部	大多府島東南沖	<2.5	<2.5	<5.0		

※測定値は、各自治体からの報告に基づき記載しており、有効数字の桁数は統一していない。

（4）地下水質測定結果等

調査地点数

調査機関名		岡山県	岡山市	倉敷市	計
調査地点数	概況調査	19	6	6	31
	継続監視調査	2	1	1	4
	計	21	7	7	35

測定項目

区分	項目
健康項目	カドミウム等の重金属類、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬類等（28項目）
要監視項目	クロロホルム、トルエン、ニッケル等（25項目）

地下水質の測定項目別検出状況

①令和6(2024)年度概況調査の測定結果

番号	メッシュ番号	所在地	用途	検 査 項 目													要 監 視 項 目	測定 機関													
				カ ド ミ ウ ム	金 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	砒 素	亜 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	(通 化 化 ビ ロ エ ル モ チ ノ マ レ シ ン)	1,1,1,2,2,2-ジクロロエタン	1,1,1,2,2,2-トリクロロエタン			1,1,1,2,2,2-トリクロロエタン	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	テ ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1,3-ジクロロプロペン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル プ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	研 究 性 薬 品 及 び 重 研 究 性 薬 品	心 っ 業	ほ う 業	1,4-シオキサン
1	O-21	玉野市沼	環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	0.02	0.002	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.001	0.01	0.005	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05	岡山県
2	U-16	備前市日生町堀河	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
3	R-17	瀬戸市長島町磯上	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
4	O-12	赤松市中勢美	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
5	R-15	和気町大中山	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
6	F-19	笠岡市走出	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
7	D-18	井原市井野吉井	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
8	K-17	井原市赤浜	使用無	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
9	H-12	高梁市有漢町有漢	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
10	B-11	新倉市折野町矢田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
11	G-21	浅口市幡方町六条院裏	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
12	F-22	庄原市大字新庄	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
13	G-18	安芸町安掛	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
14	P-05	津山市加茂町宇野	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
15	K-03	真庭市藤山下和	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
16	U-08	美作市宮原	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
17	Q-09	勝央町湯本	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
18	N-09	美咲町打六下	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
19	V-05	西条市村大茅	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
20	L-19	岡山市南区荒島	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
21	L-20	岡山市南区川張	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
22	L-21	岡山市南区瀬岡町片岡	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
23	M-19	岡山市南区東庄	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
24	M-20	岡山市南区瀬岡町西高島	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
25	M-21	岡山市南区迫川	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	岡山県
26	I-19	倉敷市殿後町殿後	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	倉敷市
27	I-20	倉敷市玉島長尾	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	倉敷市
28	J-20	倉敷市通島町実柄	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	倉敷市
29	K-18	倉敷市二子	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	倉敷市
30	K-19	倉敷市中津江	生活用水	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	倉敷市
31	K-21	倉敷市林	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005	0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.002	1.9	0.38	0.03	0.005	倉敷市

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を越えている検体値は太字(太体)で示す。

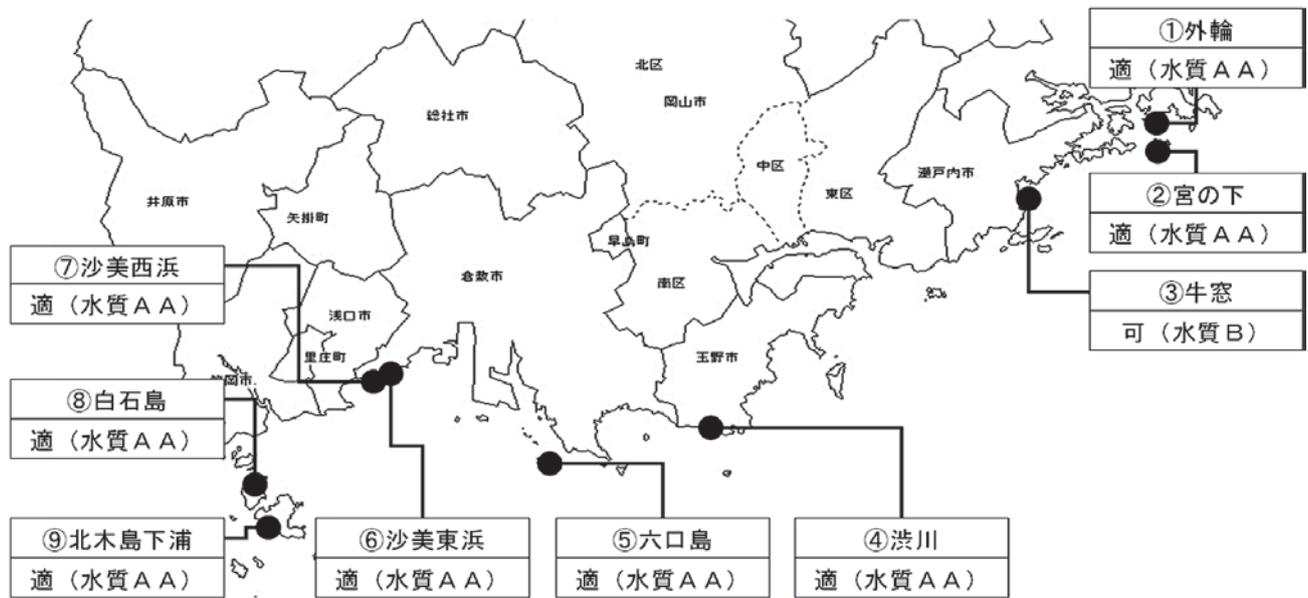
(5) 海水浴場水質調査

水質調査結果 (開設前)

(令和6(2024)年度)

番号	海水浴場名	所在地	調査機関	調査日		判定項目				水質判定
						ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	油膜	COD (mg/L)	透明度	
①	外輪	備前市日生町日生	備前市	4/23	4/30	不検出	認められない	1.6	1m以上	適 (水質AA)
②	宮の下	備前市日生町大多府	備前市	4/23	4/30	不検出	認められない	1.6	1m以上	適 (水質AA)
③	牛窓	瀬戸内市牛窓町牛窓	瀬戸内市	4/8	4/15	不検出	認められない	2.2	1m以上	可 (水質B)
④	渋川	玉野市渋川	玉野市	5/10	5/20	不検出	認められない	1.2	1m以上	適 (水質AA)
⑤	六口島	倉敷市下津井	倉敷市	4/15	4/22	不検出	認められない	1.1	1m以上	適 (水質AA)
⑥	沙美東浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	4/15	4/22	不検出	認められない	2.0	1m以上	適 (水質AA)
⑦	沙美西浜	倉敷市玉島黒崎	倉敷市	4/15	4/22	不検出	認められない	1.9	1m以上	適 (水質AA)
⑧	白石島	笠岡市白石島	笠岡市	5/2	5/9	不検出	認められない	1.4	1m以上	適 (水質AA)
⑨	北木島下浦	笠岡市北木島	笠岡市	5/2	5/9	不検出	認められない	1.7	1m以上	適 (水質AA)

海水浴場位置図



(6) 水質関係法令及び岡山県環境負荷低減条例に基づく設置届出等件数

(令和 6(2024)年度)

施設の種類	設置	変更	その他	計
水質汚濁防止法	49	31	99	179
瀬戸内海環境保全特別措置法	14	13	40	67
環境負荷低減条例	0	1	1	2
合計	63	45	140	248

(注)岡山市及び倉敷市の処理件数を除く。

(7) 水質関係法令及び岡山県環境負荷低減条例に基づく特定事業場

(令和 6(2024)年度)

区分		県	岡山市	倉敷市
水濁法 瀬戸法	日平均排水量 50 m ³ 以上	319	133	108
	日平均排水量 50 m ³ 未満	2,453	913	578
	小計	2,772	1,046	686
県条例	規制基準の適用されるもの	5	11	4
	規制基準の適用されないもの	105	62	35
	小計	110	73	39
合計		2,882	1,119	725

(8) 自然海浜保全地区指定状況

(令和 7(2025)年 3 月 31 日現在)

自然海浜 保全地区名	所在地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇	瀬戸内市牛窓町鹿忍	つり	公衆便所の設置(S58)	S57.3.26
宝伝	岡山市東区宝伝	海水浴、つり	養浜事業(S57)	S57.3.26
鉾島	玉野市番田	潮干狩り		S57.3.26
北木島楠	笠岡市北木島町	海水浴、キャンプ、つり	公衆便所の設置(S57)	S57.3.26
北木島西の浦	笠岡市北木島町	海水浴、キャンプ、つり		S57.3.26
沙美東	倉敷市玉島黒崎	海水浴、つり	養浜事業(H21)	S58.3.22 H27.3.27 区域変更
前泊海岸	瀬戸内市邑久町福谷	つり、潮干狩り		S58.3.22 H27.3.27 区域変更
唐琴の浦	倉敷市児島唐琴	海水浴、つり	養浜事業(H21)	S59.3.27 H27.3.27 区域変更
計 8 地区	5 市	-	-	-

第6章 騒音・振動・悪臭関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)

（1）騒音に係る環境基準

区分		類型			
		AA	A	B	C
環境基準	昼間 (6:00～22:00)	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜間 (22:00～6:00)	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
道路に面する地域	区分	—	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼間 (6:00～22:00)	—	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜間 (22:00～6:00)	—	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(2) 騒音に係る環境基準のあてはめ地域 (一般地域・道路に面する地域)

(令和7(2025)年3月31日現在)

市町村名		当てはめ地域		
現在	合併前	類型A	類型B	類型C
岡山市	岡山市 灘崎町 瀬戸町 御津町 建部町	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
		御津新庄及び御津矢原の各一部		類型A以外の地域
倉敷市	倉敷市 船穂町 真備町	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
津山市	津山市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
玉野市	—	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠岡市	—	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外 (島しょ部を除く。)	近商、商業、準工、工業
井原市	井原市	一低、一中高	一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
総社市	総社市 山手村 清音村	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
高梁市	高梁市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
新見市	新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業
備前市	備前市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
赤磐市	山陽町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工
	熊山町	一低	一住	近商、準工
真庭市	北房町 勝山町 落合町 湯原町 久世町 美甘村 川上村 八束村 中和村	一低、一中高	一住、二住	近商、準工、工業
美作市	美作町	一低、一中高	一住、二住	近商、商業、準工
浅口市	金光町	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、準工
和気町	和気町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工
早島町	—	一低、一中高	一住、用途以外	近商、準工、工業
里庄町	—	新庄グリーンクレストの全域及び 浜中の一部		類型A以外の地域
矢掛町	—	一中高、二中高	一住	近商、準工、工業
勝央町	—	一低、二中高	一住、準住	近商、準工
吉備 中央町	加茂川町 賀陽町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工

- (注)1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
- 2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。
- 3 「市町村名」の欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。
- 4 「御津新庄及び御津矢原の各一部」と書かれた地域は、岡山市環境保全課に備えられている別図を示す。

（3）新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域以外の地域のうち別途図面に表示する地域
II	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域のうち別途図面に表示する地域

- (注) 1 地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等8市町の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m（橋りょうに係る部分は400m）以内で別図に定める地域
 2 「別途図面に表示する地域」と書かれた地域は、県環境管理課及び市町村に備えられている別図のとおり。

（4）航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値（Lden）	当てはめ地域
I	57デシベル以下	なし
II	62デシベル以下	岡山市のうち岡山空港周辺地域の一部 概ね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km、西へ約3.5km、滑走路中心線から左右にそれぞれ約400m以内の地域

(備考)

- Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、国際的に採用されている等価騒音レベルを基本とした航空機騒音に係る評価指標で、1機ごとの騒音エネルギーを、聞こえ始めから聞こえ終わりまで測定したものをから算出した値である。
- 類型Iを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、類型IIを当てはめる地域は類型I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域としている。現在、岡山空港の周辺には類型Iを当てはめている地域はない。

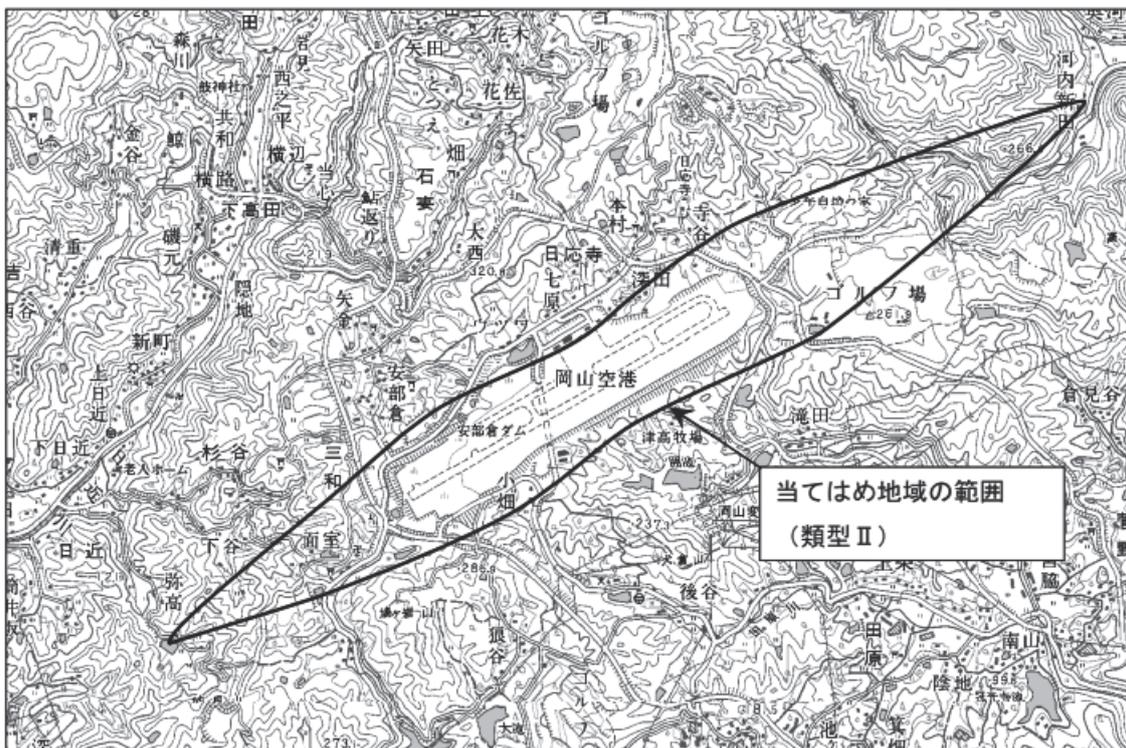


図 3-10 航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域

(5) 一般地域(道路に面する地域を除く。)の騒音測定結果

(令和7(2025)年3月31日現在)

番号	測定地点	地域類型	用途地域	測定結果 (dB)		適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市北区伊島町	A	3	47	43	○	○
2	岡山市南区若葉町	B	5	49	40	○	○
3	岡山市北区広瀬町	B	6	43	40	○	○
4	岡山市東区瀬戸町瀬戸	C	9	42	37	○	○
5	倉敷市新田	C	11	50	44	○	○
6	倉敷市船穂町船穂	A	4	53	41	○	○
7	倉敷市児島塩生	B	5	49	50	○	×
8	津山市西中	-	13	50	35	-	-
9	津山市坂上	-	13	42	37	-	-
10	津山市高野本郷	-	13	43	36	-	-
11	津山市南方中	-	13	39	35	-	-
12	津山市中北下	-	13	55	48	-	-
13	津山市川崎	B	5	45	40	○	○
14	津山市中之町	C	9	60	46	○	○
15	津山市平福	-	13	48	41	-	-
16	津山市神戸	B	5	50	42	○	○
17	津山市山北	A	4	42	36	○	○
18	笠岡市富岡	A	4	50	42	○	○
19	笠岡市今立	B	13	46	40	○	○
20	笠岡市中央町	C	9	61	54	×	×
21	笠岡市横島	B	5	53	48	○	×
22	笠岡市旭が丘	A	3	44	39	○	○
23	笠岡市六番町	C	10	44	34	○	○
24	井原市西江原町	A	1	42	36	○	○
25	井原市西江原町	A	3	47	36	○	○
26	井原市高屋町	B	5	52	31	○	○
27	井原市下出部町	B	5	46	36	○	○
28	井原市井原町	B	5	43	33	○	○
29	井原市西江原町	B	5	50	41	○	○
30	井原市木之子町	B	5	44	33	○	○
31	井原市高屋町	C	11	45	38	○	○
32	井原市高屋町	C	12	48	33	○	○
33	井原市東江原町	C	11	47	42	○	○
34	井原市井原町	B	13	46	36	○	○
35	井原市東江原町	B	13	48	43	○	○
36	井原市芳井町吉井	B	13	47	40	○	○
37	井原市美星町三山	B	13	41	29	○	○

(注) 類型：騒音に係る環境基準の類型

用途地域の区分：

- 1：第一種低層住居専用地域
- 2：第二種低層住居専用地域
- 3：第一種中高層住居専用地域
- 4：第二種中高層住居専用地域
- 5：第一種住居地域

- 6：第二種住居地域
- 7：準住居地域
- 8：田園住居地域
- 9：近隣商業地域
- 10：商業地域

- 11：準工業地域
- 12：工業地域
- 13：用途地域以外の地域

環境基準との比較：適合○ 不適合×

（6）道路に面する地域の騒音測定結果

面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況（過年度評価を含む。）

（令和6(2024)年度）

市町	対象路線	区間延長距離 (km)	評価対象戸数	昼間・夜間とも 環境基準以下	昼間のみ 環境基準以下	夜間のみ 環境基準以下	昼間・夜間とも 環境基準超過
岡山市	山陽自動車道、一般国道2号、 一般国道30号 他	732.4	69,156	68,081 98.4%	468 0.7%	113 0.2%	494 0.7%
倉敷市	一般国道2号、一般国道30号、 一般国道429号 他	326.4	33,249	32,345 97.3%	343 1.0%	30 0.1%	531 1.6%
津山市	中国自動車道、一般国道53号、 一般国道179号 他	231.1	9,710	9,661 99.5%	0 0.0%	4 0.0%	45 0.5%
玉野市	一般国道30号、一般国道430号、 倉敷玉野線 他	76.3	5,335	5,267 98.7%	2 0.0%	0 0.0%	66 1.2%
笠岡市	山陽自動車道、一般国道2号、 井原福山港線 他	67.4	2,432	2,289 94.1%	101 4.2%	0 0.0%	42 1.7%
井原市	一般国道313号、一般国道486号、 井原福山港線 他	133.1	3,270	3,269 100.0%	0 0.0%	1 0.0%	0 0.0%
総社市	一般国道429号、一般国道486号、 倉敷清音線 他	46.2	2,486	2,254 90.7%	101 4.1%	2 0.1%	129 5.2%
高梁市	岡山自動車道、一般国道180号、 一般国道313号 他	49	1,535	1,451 94.5%	10 0.7%	2 0.1%	72 4.7%
新見市	中国自動車道、一般国道180号、 新見日南線 他	156.2	2,796	2,616 93.6%	164 5.9%	9 0.3%	7 0.3%
備前市	山陽自動車道、一般国道2号、 一般国道250号 他	127.9	3,266	3,079 94.3%	135 4.1%	0 0.0%	52 1.6%
瀬戸内市	一般国道2号、岡山牛窓線、 西大寺備前線 他	78.2	2,270	2,246 98.9%	12 0.5%	1 0.0%	11 0.5%
赤磐市	山陽自動車道、一般国道374号、 一般国道484号 他	88.2	1,842	1,790 97.2%	0 0.0%	50 2.7%	2 0.1%
真庭市	中国自動車道、岡山自動車道、 米子自動車道 他	375.1	4,826	4,826 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
美作市	中国自動車道、一般国道179号、 一般国道373号 他	68.8	1,926	1,905 98.9%	1 0.1%	8 0.4%	12 0.6%
浅口市	倉敷長浜笠岡線、倉敷笠岡線、矢掛 寄島線 他	67.0	1,987	1,919 96.6%	55 2.8%	0 0.0%	13 0.7%
和気町	一般国道374号、御津佐伯線、岡山 赤穂線 他	23.3	491	424 86.4%	0 0.0%	13 2.6%	54 11.0%
早島町	一般国道2号、倉敷妹尾線、早島松 島線 他	9.1	596	358 60.1%	55 9.2%	0 0.0%	183 30.7%
里庄町	一般国道2号、倉敷長浜笠岡線、里 庄地頭上線	7.7	352	298 84.7%	21 6.0%	0 0.0%	33 9.4%
矢掛町	一般国道486号、倉敷成羽線、 笠岡美星線	21.9	441	419 95.0%	15 3.4%	0 0.0%	7 1.6%
勝央町	一般国道179号、一般国道429号、 勝央勝北線 他	18.0	768	741 96.5%	0 0.0%	23 3.0%	4 0.5%
久米南町	一般国道53号	9.8	246	225 91.5%	10 4.1%	0 0.0%	11 4.5%
美咲町	一般国道429号、久米中央線	2.6	71	71 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
吉備中央町	岡山自動車道、一般国道484号、 高梁御津線 他	32.9	256	256 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計		2,749	149,307	145,790 97.6%	1,493 1.0%	256 0.2%	1,768 1.2%

（注）上段：住居等戸数

下段：割合(四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。)

(参考) 点の評価

番号	測定地点	対象道路名	地域類型	車線数	近接空間	測定結果(dB)		適合状況	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋	山陽自動車道	B	4	○	57	57	○	○
2	岡山市北区田益	山陽自動車道	B	4	○	54	49	○	○
3	岡山市北区佐山	山陽自動車道	B	4	○	61	57	○	○
4	岡山市北区津津	山陽自動車道	B	4	○	51	48	○	○
5	岡山市北区岩井	一般国道180号	B	2	○	70	65	○	○
6	岡山市北区平田	一般国道180号(岡山西バイパス)	C	4	○	55	51	○	○
7	岡山市北区橋津	一般国道180号(総社・一宮バイパス)	B	2	○	54	49	○	○
8	岡山市北区大元上町2	岡山児島線	C	6	○	62	55	○	○
9	岡山市南区大福	岡山児島線	B	2	○	69	65	○	○
10	岡山市南区内尾	岡山児島線	B	2	○	70	65	○	○
11	岡山市南区中畦	岡山児島線	B	2	○	67	65	○	○
12	岡山市南区橋松	倉敷玉野線	C	2	○	70	64	○	○
13	岡山市北区大内田	箕島高松線	C	4	○	69	65	○	○
14	岡山市北区加茂	箕島高松線	B	2	○	65	60	○	○
15	岡山市北区加茂	箕島高松線	B	2	○	63	55	○	○
16	岡山市北区撫川	早島吉備線	B	2	○	66	60	○	○
17	岡山市北区平野	岡山倉敷線	C	2	○	67	64	○	○
18	岡山市北区庭瀬	岡山倉敷線	C	2	○	68	65	○	○
19	岡山市南区妹尾	妹尾停車場線	C	2	○	58	51	○	○
20	岡山市北区中仙道	当新田中仙道線	B	2	○	58	49	○	○
21	岡山市北区川入	真金吉備線	B	2	○	62	56	○	○
22	岡山市南区藤田	藤田妹尾線	B	2	○	64	57	○	○
23	岡山市北区加茂	清音真金線	B	2	○	64	61	○	○
24	岡山市北区吉備津	吉備津松島線	B	2	○	65	59	○	○
25	岡山市北区吉備津	吉備津松島線	B	2	○	59	54	○	○
26	岡山市北区中撫川	吉備津松島線	B	4	○	66	59	○	○
27	岡山市北区下中野	今西市線	B	4	○	64	57	○	○
28	岡山市北区北長瀬表町	中仙道北長瀬線	C	4	○	55	47	○	○
29	岡山市北区中撫川	川入中撫川2号線	B	4	○	67	62	○	○
30	倉敷市藤戸町	市道新田天城線	B	2	×	68	64	×	×
31	倉敷市笠沖	市道倉敷足高吉岡線	B	1	×	60	53	×	×
32	倉敷市連島中央	藤戸連島線	B	1	○	63	56	○	○
33	倉敷市下庄	市道山地栗坂線	B	2	×	60	51	○	○
34	津山市新野東	一般国道53号	-	2	×	61	56	-	-
35	津山市新野東	県道348号	-	2	×	56	45	-	-
36	津山市志戸部	県道394号	B	4	○	62	51	○	○
37	津山市金井	一般国道179号	-	2	○	61	56	-	-
38	津山市南方中	一般国道181号	-	2	○	61	56	-	-
39	津山市戸島	一般県道159号	-	2	○	55	53	-	-
40	津山市小田中	県道68号	B	2	○	54	45	○	○
41	津山市皿	一般国道53号	-	2	○	65	60	-	-
42	津山市二宮	一般国道53号バイパス	C	4	○	58	49	○	○
43	津山市山北	小原船頭線	C	2	○	64	56	○	○
44	玉野市宇野	一般国道30号	C	4	○	65	54	○	○
45	玉野市淡川	一般国道430号	C	2	○	66	58	○	○
46	玉野市八浜町八浜	岡山玉野線	B	2	○	66	60	○	○
47	玉野市長尾	堀ヶ原日比線	C	2	○	69	63	○	○
48	笠岡市園井	山陽自動車道	B	4	○	54	52	○	○
49	笠岡市小平井	山陽自動車道	B	4	○	54	53	○	○
50	笠岡市笠岡	倉敷笠岡線	C	4	○	62	51	○	○
51	井原市西方町	上福木東江原線	B	2	○	68	61	○	○
52	井原市上出部町	上出部七日市南線	C	2	○	62	53	○	○
53	井原市井原町	一般国道313号	C	2	○	63	57	○	○
54	井原市高屋町	一般国道313号	C	2	○	64	61	○	○
55	井原市東江原町	一般国道486号	B	2	○	65	60	○	○
56	井原市岩倉町	笠岡井原線	B	2	○	63	56	○	○
57	井原市芳井町	一般国道313号	B	2	○	66	59	○	○
58	井原市美星町	笠岡美星線	B	2	○	61	56	○	○
59	井原市下出部町	一般国道313号	C	4	○	66	60	○	○
60	総社市北溝手	岡山自動車道	B	4	○	55	46	○	○
61	総社市北溝手	岡山自動車道	B	2	×	43	37	○	○
62	高梁市津川町今津	一般国道313号	B	2	○	70	64	○	○
63	新見市高尾	一般国道180号	C	4	○	67	63	○	○
64	新見市養生	一般国道180号	-	2	○	65	59	-	-
65	備前市三石	一般国道2号	B	2	○	78	77	×	×
66	赤磐市河本	岡山吉井線	-	4	○	67	60	-	-
67	赤磐市町岡田	岡山吉井線	-	2	○	70	62	-	-
68	赤磐市桜が丘東	可真上万富停車場線	C	2	○	63	53	○	○
69	瀬戸内市邑久町山田庄	箕輪尾張線	-	2	○	65	58	-	-
70	瀬戸内市長船町服部	福里八日市線	-	2	○	64	57	-	-
71	真庭市宮地	一般国道313号	B	2	○	68	60	○	○
72	美作市真加部	一般国道429号	B	2	○	63	57	○	○
73	漢口市金光町大谷地内	一般国道2号(玉島・笠岡道路)	-	2	○	50	44	-	-
74	漢口市金光町占見新田	倉敷笠岡線	C	2	○	67	62	○	○
75	和気郡和気町宇生	岡山吉井線(美作岡山道)	-	2	○	56	51	-	-
76	都窪郡早島町早島	一般国道2号	C	6	○	68	68	○	×
77	都窪郡早島町早島	早島停車場線	A	4	○	67	61	○	○
78	勝田郡勝央町黒坂	国道179号線	-	2	○	70	64	-	-
79	加賀郡吉備中央町加茂市場	高梁御津線	-	2	○	64	57	-	-
80	加賀郡吉備中央町湯山	総社吉備線	-	2	×	54	46	-	-

類型：騒音に係る環境基準の種類
 近接空間の区分幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 ○ 該当しない ×
 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び(4車線以上の)市町村道
 近接する空間の範囲：2車線以下は15m、3車線超は20m
 環境基準との比較：適合 ○ 不適合 ×

（7）新幹線鉄道騒音・振動調査結果

番号	測定場所	測定年月日	地域の 類型	路線構造	防音壁の 種類	騒音測定結果 (dB) 25m	振動測定結果 (dB) 25m
1	岡山市東区東平島	令和6年5月20日	I	高架橋	直防遮音板	71	56
2	倉敷市上東	令和6年11月19日	I	高架橋	逆L型かさ上げ	73	58
3	倉敷市船穂町船穂	令和6年11月21日	I	高架橋	直防かさ上げ	75	55
4	倉敷市玉島道越	令和6年11月21日	I	高架橋	直防遮音板	71	55
5	笠岡市有田	令和6年10月29日	I	高架橋	直防遮音板	75	54
6	備前市伊部	令和6年10月24日	I	盛土	直防遮音板	69	51
7	備前市香登本	令和6年10月24日	II	高架橋	直防ラムダ	72	57
8	浅口市鴨方町地頭上	令和6年10月10日	I	高架橋	直防遮音板	76	57

(8) 瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定結果(評価値)の推移

番号	西暦	測定年月日	評価値(デシベル)	測定目的
1	1988	S63.4.25 ~ 26	83 ~ 85	供用開始直後
2	〃	S63.6.21 ~ 22	82	深夜・早朝4本の列車減速効果の確認
3	〃	S63.7.1 ~ 2	80 ~ 83	ディーゼル特急4本の車両変更効果の確認
4	〃	S63.10.11 ~ 12	78 ~ 83	下面吸音板設置効果の確認
5	1989	H元.7.24 ~ 25	77 ~ 80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	〃	H元.11.29 ~ 30	76 ~ 80	努力目標遵守状況の確認
7	1990	H2.3.13 ~ 14	78 ~ 81	努力目標遵守状況の確認
8	〃	H2.4.23 ~ 24	77 ~ 82	車輪削正効果の確認
9	〃	H2.12.17 ~ 18	78 ~ 80	諸対策効果の確認
10	1991	H3.6.20 ~ 22	76 ~ 78	試験走行の監視
11	〃	H3.7.24 ~ 25	75 ~ 76	諸対策効果の再確認
12	〃	H3.8.26 ~ 27	75 ~ 76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	〃	H3.12.16 ~ 17	77 ~ 79	速度復元後の監視
14	1992	H4.7.22 ~ 23	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
15	1993	H5.4.22 ~ 23	77 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
16	1995	H7.5.15 ~ 16	76 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
17	1997	H9.1.21 ~ 22	75 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
18	〃	H9.12.4 ~ 5	75 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
19	1998	H10.11.2 ~ 3	74 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
20	1999	H11.10.21 ~ 22	74 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
21	2000	H12.10.27 ~ 28	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
22	2001	H13.11.16 ~ 17	75 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
23	2002	H14.10.25 ~ 26	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
24	2003	H15.10.17 ~ 18	73 ~ 75	新型マリンライナー導入の影響把握
25	2004	H16.11.5 ~ 6	74 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
26	2005	H17.10.28 ~ 29	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
27	2006	H18.11.17 ~ 18	74 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
28	2007	H19.10.12 ~ 13	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
29	2008	H20.10.10 ~ 11	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
30	2009	H21.10.16 ~ 17	74 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
31	2010	H22.10.22 ~ 23	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
32	2011	H23.10.14 ~ 15	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
33	2012	H24.10.19 ~ 20	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
34	2013	H25.11.8 ~ 9	74 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
35	2014	H26.9.26 ~ 27	73 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
36	2015	H27.10.23 ~ 24	74 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
37	2016	H28.10.14 ~ 15	73 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
38	2017	H29.10.6 ~ 7	76 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
39	2018	H30.10.19 ~ 20	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
40	2019	R元.10.11 ~ 12	74 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
41	2020	R2.10.16 ~ 17	74 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
42	2021	R3.10.22 ~ 23	76 ~ 81	努力目標遵守状況の確認
43	2022	R4.10.21 ~ 22	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
44	2023	R5.10.13 ~ 14	76 ~ 79	努力目標遵守状況の確認
45	2024	R6.10.18 ~ 19	77 ~ 79	努力目標遵守状況の確認

（9）騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分（自動車騒音に係るものを除く）

（令和7(2025)年3月31日現在）

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市 灘崎町 瀬戸町	一低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工	工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	御津町		御津新庄及び御津矢原の各一部	第2種区域及び第4種区域以外	御津河内、御津宇垣、御津高津、御津宇甘、御津紙工、御津伊田及び御津矢原の各一部	御津新庄及び御津矢原の各一部	第1種区域以外
倉敷市	倉敷市 船穂町 真備町	一低、二低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工	工業	一低、二低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
津山市	津山市	一低、二低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工	工業	一低、二低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			第4種区域以外	くめ		全ての地域
玉野市	—	一低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工	工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠岡市	—	一低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外 （都市計画区域内に限る）	近商、商業、準工	工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外 （都市計画区域内に限る）	近商、商業、準工、工業
井原市	井原市	一低	一中高、一住、用途以外	近商、商業、準工	工業	一低、一中高、一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	芳井町			芳井町梶江及び芳井町吉井の各一部			
総社市	総社市 山手村 清音村	一低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工	工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
高梁市	高梁市	一低	一中高、二中高、一住、二住	近商、商業、準工	工業	一低、一中高、二中高、一住、二住	近商、商業、準工、工業
新見市	新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工	工業	一低、一住、二住	近商、商業、準工、工業
	神郷町		神郷下神代の一部			神郷下神代の一部	
備前市	備前市	一低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工	工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	日生町		日生町日生、日生町寒河、日生町大多府及び日生町寺山の各一部	日生町日生及び日生町寒河の各一部	日生町日生及び日生町寒河の各一部	日生町日生、日生町寒河、日生町大多府及び日生町寺山の各一部	日生町日生及び日生町寒河の各一部
	吉永町			吉永町金谷、吉永町福満、吉永町南方、吉永町吉永中、吉永町三股、吉永町岩崎、吉永町今崎、吉永町神根本及び吉永町高田			吉永町金谷、吉永町福満、吉永町南方、吉永町吉永中、吉永町三股、吉永町岩崎、吉永町今崎、吉永町神根本及び吉永町高田

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張、邑久町山田庄、邑久町福元、邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	第2種区域及び第4種区域以外	邑久町豆田、邑久町福元、邑久町福山、邑久町上笠加及び邑久町下笠加の各一部	邑久町尾張、邑久町山田庄、邑久町福元、邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡、長船町服部及び長船町長船の各一部	第2種区域及び第4種区域以外	長船町土師の一部	長船町福岡、長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の各一部	第2種区域以外		牛窓町長浜の各一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低	一中高、一住、二住、用途以外	近商、準工		一低、一中高、一住、二住、用途以外	近商、準工
	赤坂町		第3種区域以外	町苅田、西窪田、山口、東軽部、多賀及び坂辺の各一部		第2種区域以外	町苅田、西窪田、山口、東軽部、多賀及び坂辺の各一部
	熊山町	一低	第1種区域及び第3種区域以外	近商、準工、釣井、徳富及び小瀬木の各一部		第2種区域以外	近商、準工、釣井、徳富及び小瀬木の各一部
	吉井町		第3種区域以外	周匝、福田、仁堀東及び仁堀中の各一部		第2種区域以外	周匝、福田、仁堀東及び仁堀中の各一部
真庭市	北房町 勝山町 落合町 湯原町 久世町 美甘村 川上村 八束村 中和村	一低	一中高、一住、二住、湯原都市計画区域	近商、準工、宮地、山田及び五名	工業	一低、一中高、一住、二住、湯原都市計画区域	近商、準工、工業
美作市	勝田町		第3種区域以外	久賀の一部		第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低	一中高、一住、二住	近商、商業、準工		一低、一中高、一住、二住	近商、商業、準工
	作東町		第3種区域以外	宮原、瀬戸、土居、竹田及び上福原の各一部		第2種区域以外	宮原、瀬戸、土居、竹田及び上福原の各一部
浅口市	金光町	一低	一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、準工		一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第2種区域及び第4種区域以外	六条院西の一部	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町			全域			全域

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
和気町	佐伯町		津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田			津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田	
	和気町	一低	一中高、一住、二住	商業、準工、用途以外		一低、一中高、一住、二住	商業、準工、用途以外
早島町	—	一低	一中高、一住、用途以外	近商、準工	工業	一低、一中高、一住、用途以外	近商、準工、工業
里庄町	—		新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	第2種区域及び第4種区域以外	新庄の一部	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	第1種区域以外
矢掛町	—		一中高、二中高、一住	近商、準工	工業	一中高、二中高、一住	近商、準工、工業
勝央町	—	一低	二中高、一住、準住	近商、準工		一低、二中高、一住、準住	近商、準工
久米南町	—			下弓削、下二ヶ、上二ヶ、仏教寺び上神目の全域 別所及び山手の各一部			下弓削、下二ヶ、上二ヶ、仏教寺び上神目の全域 別所及び山手の各一部
美咲町	柵原町		第3種区域以外	百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部		第2種区域以外	百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町 賀陽町	一低	一中高、一住、二住	商業、準工		一低、一中高、一住、二住	商業、準工

- (注)1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
- 2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。
- 3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。
- 4 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分

(令和7(2025)年3月31日現在)

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市 灘崎町 瀬戸町	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	御津町		御津新庄及び御津矢原の各一部	b区域以外	御津新庄及び御津矢原の各一部	第1種区域以外
倉敷市	倉敷市 船穂町 真備町	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業	一低、二低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
津山市	津山市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業	一低、二低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	勝北町		c区域以外	都市計画区域	第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			全ての区域		全ての区域
玉野市	—	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠岡市	—	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商、商業、準工、工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商、商業、準工、工業
井原市	井原市	一低、一中高	一住、用途以外	近商、商業、準工、工業	一低、一中高、一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	芳井町			芳井町梶江及び芳井町吉井の各一部		
総社市	総社市 山手村 清音村	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
高梁市	高梁市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業	一低、一中高、二中高、一住、二住	近商、商業、準工、工業
新見市	新見市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業	一低、一住、二住	近商、商業、準工、工業
	神郷町		神郷下神代の一部		神郷下神代の一部	
備前市	備前市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	日生町		日生町日生、日生町寒河、日生町大多府及び日生町寺山の各一部	日生町日生及び日生町寒河の各一部	日生町日生、日生町寒河、日生町大多府及び日生町寺山の各一部	日生町日生及び日生町寒河の各一部
	吉永町			吉永町金谷、吉永町福満、吉永町南方、吉永町吉永中、吉永町三股、吉永町岩崎、吉永町今崎、吉永町神根本及び吉永町高田		吉永町金谷、吉永町福満、吉永町南方、吉永町吉永中、吉永町三股、吉永町岩崎、吉永町今崎、吉永町神根本及び吉永町高田

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張、邑久町山田庄、邑久町福元、邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	b区域以外	邑久町尾張、邑久町山田庄、邑久町福元、邑久町百田及び邑久町下笠加の各一部	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡、長船町服部及び長船町長船の各一部	b区域以外	長船町福岡、長船町服部及び長船町長船の各一部	第1種区域以外
	牛窓町		牛窓町長浜の一部	b区域以外	牛窓町長浜の一部	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低、一中高	一住、二住、用途以外	近商、準工	一低、一中高、一住、二住、用途以外	近商、準工
	赤坂町		c区域以外	町苅田、西窪田、山口、東軽部、多賀及び坂辺の各一部	第2種区域以外	町苅田、西窪田、山口、東軽部、多賀及び坂辺の各一部
	熊山町	一低	a区域及びc区域以外	近商、準工、釣井、徳富及び小瀬木の各一部	第2種区域以外	近商、準工、釣井、徳富及び小瀬木の各一部
	吉井町		c区域以外	周匝、福田、仁堀東及び仁堀中の各一部	第2種区域以外	周匝、福田、仁堀東及び仁堀中の各一部
真庭市	北房町 勝山町 落合町 湯原町 久世町 美甘村 川上村 八束村 中和村	一低、一中高	一住、二住、湯原都市計画区域	近商、準工、工業、宮地、山田及び五名	一低、一中高、一住、二住、湯原都市計画区域	近商、準工、工業
美作市	勝田町		c区域以外	久賀の一部	第2種区域以外	久賀の一部
	美作町	一低、一中高	一住、二住	近商、商業、準工	一低、一中高、一住、二住	近商、商業、準工
	作東町		c区域以外	宮原、瀬戸、土居、竹田及び上福原の各一部	第2種区域以外	宮原、瀬戸、土居、竹田及び上福原の各一部
浅口市	金光町	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、準工	一低、一中高、二中高、一住、二住、用途以外	近商、準工
	鴨方町		鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	b区域以外	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町			全域		全域

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a区域	b区域	c区域	第1種区域	第2種区域
和気町	佐伯町		津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田		津瀬、米沢、佐伯、父井原、矢田部、宇生、田賀、小坂、加三方、矢田及び塩田	
	和気町	一低、一中高	一住、二住、用途以外	商業、準工	一低、一中高、一住、二住	商業、準工、用途以外
早島町	—	一低、一中高	一住、用途以外	近商、準工、工業	一低、一中高、一住、用途以外	近商、準工、工業
里庄町	—	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部		a区域以外	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	第1種区域以外
矢掛町	—	一中高、二中高	一住	近商、準工、工業	一中高、二中高、一住	近商、準工、工業
勝央町	—	一低、二中高	一住、準住	近商、準工	一低、二中高、一住、準住	近商、準工
久米南町	—			下弓削、下二ヶ、上二ヶ、仏教寺び上神目の全域 別所及び山手の各一部		下弓削、下二ヶ、上二ヶ、仏教寺び上神目の全域 別所及び山手の各一部
美咲町	柵原町		c区域以外	百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部	第2種区域以外	百々、行信、書副、周佐、藤田上、柵原、高下、飯岡、塚角、大戸下、藤原及び吉ヶ原の各一部
吉備中央町	加茂川町 賀陽町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工	一低、一中高、一住、二住	商業、準工

(注)1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。

4 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

（11）騒音規制法に基づく特定施設の設置状況等

（令和7(2025)年3月31日現在）

市町村	金属加工 機械	空気圧縮 機等	土石用破 砕機等	織機	建設用資 材製造機 械	穀物用製 粉機	木材加工 機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂 用射出成 形機	鋳造型 機	合計
岡山市	172 932	662 5,167	65 306	8 171	22 29	2 7	71 265	2 8	91 541	13 116	8 29	1,116 7,571
倉敷市	134 563	319 2,309	30 111	58 3,610	12 14	0 0	48 136	0 0	43 145	7 57	8 29	659 6,974
津山市	59 595	144 1,086	14 43	5 112	8 19	0 0	54 241	1 10	39 105	5 120	2 9	331 2,340
玉野市	39 138	57 440	3 21	11 241	6 6	2 12	17 75	0 0	9 31	1 8	0 0	145 972
笠岡市	21 143	45 398	8 47	14 194	2 11	1 5	11 25	0 0	10 49	2 9	1 9	115 890
井原市	27 460	40 332	2 3	149 2,523	1 1	0 0	11 36	1 2	2 12	3 102	0 0	236 3,471
総社市	51 396	65 544	15 69	12 298	14 19	1 1	12 29	0 0	9 37	4 28	4 20	187 1,441
高梁市	1 8	4 43	0 0	0 0	2 3	0 0	2 7	0 0	0 0	1 6	0 0	10 67
新見市	0 0	7 20	2 5	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 6	0 0	0 0	10 31
備前市	24 134	56 1,627	52 625	2 34	5 7	0 0	11 89	1 2	5 9	1 21	0 0	157 2,548
瀬戸内市	7 49	31 633	1 4	1 4	1 2	0 0	0 8	0 0	42 55	0 0	0 0	83 755
赤磐市	12 207	22 289	2 12	0 0	0 0	0 0	2 14	0 6	2 30	4 58	0 0	44 616
真庭市	3 14	11 137	0 0	0 0	2 3	0 0	1 2	0 0	0 0	2 25	1 13	20 194
美作市	6 46	5 37	1 2	0 0	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	13 87
浅口市	5 26	19 156	0 0	0 0	0 0	0 0	2 4	0 2	2 14	3 38	0 0	31 240
和気町	3 10	18 111	1 3	0 0	2 2	0 0	2 2	0 0	0 0	3 32	3 42	32 202
早島町	2 3	18 64	0 0	2 7	0 0	0 0	1 2	0 0	1 3	0 0	0 0	24 79
里庄町	10 40	21 190	0 0	1 29	1 1	0 0	3 27	0 0	0 0	3 28	0 0	39 315
矢掛町	2 17	3 8	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 7	0 0	6 32
新庄村	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
鏡野町	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
勝央町	3 17	7 80	1 5	0 0	1 1	0 0	2 3	0 0	1 5	0 0	1 6	16 117
奈義町	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
西粟倉村	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
久米南町	1 2	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	3 4
美咲町	4 26	10 110	1 24	0 0	1 4	0 0	0 0	0 0	0 0	1 29	0 0	17 193
吉備中央町	1 14	4 28	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	5 42
合計	587 3,840	1,568 13,809	198 1,280	264 7,224	80 123	6 25	250 965	5 30	257 1,042	56 686	28 157	3,299 29,181

（備考）上段は工場・事業場数、下段は施設数

(12) 振動規制法に基づく特定施設の設置状況等

(令和7(2025)年3月31日現在)

市町村名	金属加工 機械	圧縮機	土石用破 砕機等	織機	コンク リートブ ロックマ シン等	木材加工 機械	印刷機械	ロール機	合成樹脂 用射出成 形機	鋳型 造型機	合計
岡山市	168 1,041	322 1,213	70 334	7 172	7 9	3 6	74 306	7 31	11 126	8 25	677 3,263
倉敷市	126 500	203 685	32 105	49 3,139	3 4	6 7	17 68	3 18	6 60	7 18	452 4,604
津山市	48 488	80 221	12 35	6 109	6 11	10 15	14 44	0 0	2 20	1 3	179 946
玉野市	38 137	36 163	3 23	11 226	5 5	5 8	1 7	0 0	2 10	0 0	101 579
笠岡市	14 141	28 337	10 60	19 224	1 5	2 2	8 24	1 1	2 51	1 1	86 846
井原市	27 460	39 317	2 3	149 2,523	1 1	0 36	11 12	1 2	2 102	0 0	232 3,456
総社市	44 387	28 182	13 72	5 221	4 10	0 0	4 11	0 0	4 28	3 15	105 926
高梁市	3 35	5 23	0 0	0 0	0 0	0 2	0 0	0 0	0 7	0 0	8 67
新見市	0 0	6 11	2 5	0 0	0 0	0 0	1 7	0 0	0 0	0 0	9 23
備前市	25 117	34 411	59 588	1 17	2 2	2 4	2 2	3 28	11 21	0 0	139 1,190
瀬戸内市	5 44	28 330	1 2	1 4	1 22	0 0	6 39	0 0	0 0	0 0	42 441
赤磐市	2 79	17 156	2 11	0 0	0 0	0 0	0 0	1 8	4 49	0 0	26 303
真庭市	2 22	5 174	0 0	0 0	1 2	0 0	0 0	0 0	2 21	0 0	10 219
美作市	6 42	5 22	1 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	13 67
浅口市	4 19	9 56	0 0	0 0	0 0	1 2	0 2	0 0	4 6	0 0	18 85
和気町	3 10	13 65	1 3	0 0	1 1	1 1	0 0	0 0	4 33	3 42	26 155
早島町	1 4	14 49	0 0	1 1	0 0	0 0	1 3	0 0	0 0	0 0	17 57
里庄町	7 24	21 70	0 0	1 29	0 0	0 0	0 0	0 0	3 28	0 0	32 151
矢掛町	1 15	1 3	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 4	1 6	0 0	4 28
新庄村	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
鏡野町	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
勝央町	2 13	5 28	1 5	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 16	9 62
奈義町	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
西粟倉村	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
久米南町	1 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1	0 0	2 3
美咲町	4 24	7 52	2 20	0 0	0 3	0 0	0 0	0 0	1 30	0 0	14 129
吉備中央町	0 13	3 9	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	3 22
合計	531 3,617	909 4,577	211 1,268	250 6,665	32 75	30 83	139 525	17 92	61 600	24 120	2,204 17,622

(備考) 上段は工場・事業場数、下段は施設数

（13）工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼間	7:00～20:00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
朝・夕	5:00～7:00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル	
	20:00～22:00					
夜間	22:00～5:00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル	
振動	区分		第1種区域	第2種区域		
	昼間	7:00～20:00	60デシベル	65デシベル		
	夜間	20:00～7:00	55デシベル	60デシベル		

（注）学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

（14）特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

規制種別	区域の区分	騒音	振動
基準値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作業時間帯	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
※1日当りの作業時間	1号	1日10時間を超えないこと。	
	2号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

- （注）
- 1 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
 - 2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
 - 3 2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

(15) 要請限度 (自動車騒音・道路交通振動の規制)

騒音	区 分		a 地域		b 地域		c 地域
			1 車線	2 車線以上	1 車線	2 車線以上	1 車線以上
	昼間	6:00~22:00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
夜間	22:00~6:00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル	
上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値が適用される。 昼間：75デシベル 夜間：70デシベル							

- (注) 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(L_{Aeq})によるものとする。
- 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道のうち以下の範囲とする。
- 2車線以下の車線を有する道路の場合：道路の敷地境界から15m
- 3車線以上の車線を有する道路の場合： // 20m

振動	区分		第1種区域	第2種区域
	昼間	7:00~22:00	65デシベル	70デシベル
	夜間	22:00~7:00	60デシベル	65デシベル

（16）悪臭防止法に基づく規制地域と区域区分

ア 特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域

（令和7(2025)年3月31日現在）

市町村名		規制地域	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域
岡山市	瀬戸町	用途地域	第1種区域以外の地域
倉敷市	倉敷市	用途地域	第1種区域以外の地域
	船穂町 真備町		
津山市	津山市	用途地域	第1種区域以外の地域
	勝北町 久米町		すべての地域
玉野市	—	用途地域	第1種区域以外の地域
笠岡市	—	用途地域	第1種区域以外の地域
井原市	井原市	用途地域	第1種区域以外の地域
総社市	総社市	用途地域	第1種区域以外の地域
	山手村 清音村		
新見市	新見市	用途地域	第1種区域以外の地域
	大佐町 哲西町		すべての地域
備前市	備前市	用途地域、久々井、鶴海の各一部	第1種区域以外の地域
	日生町 吉永町		すべての地域
瀬戸内市	牛窓町		すべての地域
	邑久町 長船町		
赤磐市	山陽町	用途地域	第1種区域以外の地域
	赤坂町		臭気指数規制地域以外の地域
	熊山町	用途地域	都市計画区域のうち第1種区域以外の地域
	吉井町		すべての地域
真庭市	勝山町	用途地域	第1種区域以外の地域
	久世町	用途地域	
美作市	勝田町		すべての地域
	美作町	用途地域	第1種区域以外の地域
	作東町		すべての地域
浅口市	金光町	用途地域	第1種区域以外の地域
	鴨方町 寄島町		すべての地域
和気町	佐伯町		すべての地域
早島町	—	用途地域	第1種区域以外の地域
里庄町	—		すべての地域
矢掛町	—	用途地域	
勝央町	—	用途地域	
美咲町	中央町		すべての地域
吉備中央町	加茂川町 賀陽町	用途地域	

（注）1 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

2 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。

イ 臭気指数に係る規制地域

(令和7(2025)年3月31日現在)

市町村名		規制地域		
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域
岡山市	岡山市 御津町 灘崎町	一低、一中高、二中高、 一住、二住	近商、商業、準工	第1種区域、第2種区域以外の地域
赤磐市	赤坂町		坂辺、惣分、小原の各一部	
和気町	和気町	用途地域(準工業地域を除く)	第1種区域以外の地域	
鏡野町	富村 奥津町 上齋原村 鏡野町		すべての地域	
奈義町	奈義町		すべての地域	
美咲町	柵原町		すべての地域	

- (注) 1 「用途」、「一低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「近商」、「商業」及び「準工」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。
- 2 関係図面は、岡山県環境文化部環境管理課及び関係市役所又は町役場に備え縦覧に供する。
- 3 「市町村名」欄の「合併前」欄は、平成16年10月～平成19年1月に行われた市町村合併以前の市町村名を示す。

(17) 悪臭の規制基準

特定悪臭物質

①敷地境界における規制基準

物質名	敷地境界の基準(単位ppm)		気体排出口 の規制	排出水中 の規制
	第1種区域	第2種区域		
アンモニア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫化水素	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.05		○
二硫化メチル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	○	
イソブタノール	0.9	4	○	
酢酸エチル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
トルエン	10	30	○	
スチレン	0.4	0.8		
キシレン	1	2	○	
プロピオン酸	0.03	0.07		
ノルマル酪酸	0.001	0.002		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	0.001	0.004		

②気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次式により算出した流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

{

q

流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

{

He

補正された排出口の高さ（単位 メートル）

}

Cm

法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

なお、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

③排水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次式により算出した排水中の濃度を許容限度とする。

$$CLm=k \times Cm$$

{

CLm

排水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

{

k

下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排水の量ごとに定められた値（単位 1リットルにつきミリグラム）

}

Cm

法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

排水量(m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
$Q \leq 0.001$	16	5.6	32	63
$0.001 < Q \leq 0.1$	3.4	1.2	6.9	14
$0.1 < Q$	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

臭気指数

①敷地境界における規制基準

（令和7(2025)年3月31日現在）

市町村名		①敷地境界における規制基準（臭気指数）		
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域
岡山市	岡山市 御津町 灘崎町	12	15	18
赤磐市	赤坂町		13	
和気町	和気町	12	14	
鏡野町	富村 奥津町 上齋原村 鏡野町		14	
奈義町	奈義町		14	
美咲町	柵原町		14	

②気体排出口における規制基準

次式により算出した臭気排出強度又は臭気指数を許容限度とする。

a 排出口の実高さが15メートル以上の施設

$$q_t = (60 \times 10^A) / F_{max}$$

$$A = L / 10 - 0.2255$$

q_t 排出ガスの臭気排出強度 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎分)

F_{max} 排出口からの風下における地上での臭気強度の最大値 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)

L 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準値として定められた値

b 排出の実高さが15メートル未満の施設

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = L / 10$$

I 排出ガスの臭気指数

K 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値

H_b 周辺最大建物の高さ (単位 メートル)

L 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準値として定められた値

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ (単位 メートル) の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径(m)	D < 0.6	0.6 ≤ D < 0.9	0.9 ≤ D
K(1/m ³)	0.69	0.2	0.1

③排出水中における規制基準

次式により算出した臭気規制を許容限度とする。

$$I_w = L + 16$$

I_w 排出水の臭気指数

L 法第 4 条第 2 項第 1 号の規制基準として定められた値

第7章 有害化学物質関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
地下水質	1 pg-TEQ/L 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

(2) ダイオキシン類環境調査結果

調査地点数

媒体	調査地点数				
	岡山県	岡山市	倉敷市	国交省	計
大気	8	3	1	－	12
水質（水底の底質を除く。）	26	12	14	3	55
水底の底質	15	12	14	3	44
地下水質	13	6	3	－	22
土壌	13	10	8	－	31

大気

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調査地点		春季	夏季	秋季	冬季	平均値	環境基準	調査主体
	名称	所在地							
1	宇野港管理事務所	玉野市宇野	－	0.010	－	0.011	0.011	0.6 以下	岡山県
2	総社測定局	総社市中央	－	0.0068	－	0.0079	0.0074		
3	茂平測定局	笠岡市茂平	－	0.0070	－	0.012	0.0095		
4	高梁測定局	高梁市落合町	－	0.0055	－	0.0054	0.0055		
5	新見測定局	新見市金谷	－	0.0042	－	0.0043	0.0043		
6	美作県民局	津山市山下	－	0.0061	－	0.0062	0.0062		
7	真庭市役所	真庭市久世	－	0.0048	－	0.0046	0.0047		
8	勝英地域事務所	美作市入田	－	0.0038	－	0.0051	0.0045		
9	南輝小学校	岡山市南区南輝	0.0094	0.035	0.0090	0.012	0.016	岡山市	
10	陵南小学校	岡山市北区東花尻	0.0047	0.013	0.0051	0.0087	0.0079		
11	岡山市東区役所瀬戸支所	岡山市東区瀬戸町瀬戸	0.012	0.019	0.0052	0.012	0.012		
12	松江測定局	倉敷市松江	－	－	－	－	0.015	倉敷市	

(備考) 試料はいずれも1週間連続採取によるものである。

公共用水域

(単位：水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g)

No.	調査地点		水質		底質		調査主体	
	水域名	地点名	結果	環境基準	結果	環境基準		
1	高梁川 水域	高梁川上流	一中橋	0.023	1 以下	—	150 以下	岡山県
2		高梁川中流	中井橋	0.022		0.098		岡山県
3		高梁川下流	霞橋	0.087		4.0		国交省
4		西川	布原橋	0.017		—		岡山県
5		小坂部川	巖橋	0.034		—		岡山県
6		有漢川	幡見橋	0.026		—		岡山県
7		成羽川	神崎橋	0.033		0.12		岡山県
8		小田川上流	猪原橋	0.031		—		岡山県
9		美山川	栄橋	0.035		—		岡山県
10	旭川 水域	旭川上流	湯原ダム	0.020	3.7	岡山県		
11		旭川中流	落合大橋	0.029	0.076	岡山県		
12			乙井手堰	0.10	0.30	国交省		
13		新庄川	大久奈橋	0.018	—	岡山県		
14	砂川	新橋	0.38	2.9	岡山市			
15	吉井川 水域	吉井川上流	嵯峨堰	0.019	—	150 以下	岡山県	
16		吉井川中・下流	周匝橋	0.023	0.088	岡山県		
17			熊山橋	0.095	0.24	国交省		
18		加茂川	加茂川橋	0.025	—	岡山県		
19		梶並川	滝村堰	0.024	—	岡山県		
20		滝川	三星橋	0.036	0.27	岡山県		
21	吉野川	鷺湯橋	0.022	—	岡山県			
22	笹ヶ瀬川 水域	足守川上流	高塚橋	0.12	0.11	岡山市		
23		足守川下流	入江橋	0.087	0.22	岡山市		
24		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	0.17	2.5	岡山市		
25	倉敷川 水域	倉敷川	下灘橋	0.065	20	倉敷市		
26			盛綱橋	0.096	0.92	倉敷市		
27			稔橋	0.34	14	岡山市		
28			倉敷川橋	0.63	10	岡山市		
29		妹尾川	妹尾川国道 30 号線下	0.65	1.1	岡山市		
30		六間川	桜橋	0.24	13	倉敷市		
31	夕入川	県遊水池水門内	0.11	14	倉敷市			
32	高屋川	滝山堰	0.025	0.096	岡山県			
33	里見川	鴨方川合流点	0.064	0.097	岡山県			
34	伊里川	浜の川橋	0.018	0.23	岡山県			
35	小田川	御飯屋橋	0.059	0.42	倉敷市			
36	溜川	港橋	0.15	0.88	倉敷市			
37	湖沼	児島湖	湖心	0.75	0.74	岡山市		
38			樋門	0.61	6.9	岡山市		

No.	調査地点		水質		底質		調査主体	
	水域名	地点名	結果	環境基準	結果	環境基準		
39	海域	玉島港区	玉島港奥部	0.13	1 以下	12	150 以下	倉敷市
40		水島港区	呼松水路	0.087		4.6		倉敷市
41			水島港口部	0.040		1.7		倉敷市
42		水島地先海域 (甲)	玉島港沖合	0.042		1.4		倉敷市
43			上水島北	0.036		0.19		倉敷市
44			濃地諸島東	0.039		0.12		倉敷市
45		水島地先海域 (乙)	網代諸島沖	0.034		0.96		倉敷市
46		児島湾 (乙)	旭川河口部	0.090		7.6		岡山市
47			阿津沖	0.092		6.1		岡山市
48		児島湾 (丙)	別荘沖	0.037		5.1		岡山市
49			出崎東沖	0.050		2.8		岡山県
50		備讃瀬戸	青佐鼻沖	0.059		6.0		岡山県
51			北木島布越崎北	0.050		2.1		岡山県
52			久須美鼻東	0.051		0.11		倉敷市
53		牛窓地先海域	前島南西	0.045		8.5		岡山県
54		播磨灘北西部	大多府島東南沖	0.050		7.5		岡山県
55			鹿久居島東沖	0.047		6.8		岡山県

(備考) 試料採取時期：岡山県は10月～12月、岡山市は4月～5月、倉敷市は10月～12月

地下水質

(単位：pg-TEQ/L)

No.	調査地点所在地	結果	環境基準	調査主体	
1	玉野市沼	0.050	1 以下	岡山県	
2	瀬戸内市長船町磯上	0.080			
3	和気町大中山	0.050			
4	井原市芳井町吉井	0.057			
5	総社市赤浜	0.063			
6	高梁市有漢町有漢	0.050			
7	里庄町大字新庄	0.051			
8	矢掛町矢掛	0.052			
9	真庭市蒜山下和	0.052			
10	美作市宮原	0.051			
11	勝央町為本	0.051			
12	美咲町打穴下	0.050			
13	西粟倉村大茅	0.050			
14	岡山市南区箕島	0.029			岡山市
15	岡山市南区川張	0.030			
16	岡山市南区片岡	0.031			
17	岡山市南区東睦	0.032			
18	岡山市南区西高崎	0.063			
19	岡山市南区迫川	0.030			
20	倉敷市林	0.030		倉敷市	
21	倉敷市連島町矢柄	0.080			
22	倉敷市児島田の口	5.0			

(備考) 試料採取時期：岡山県は10～11月、岡山市は6月、倉敷市は9月

土壌

(単位：pg-TEQ/g)

No.	調査地点名称	調査地点所在地	結果	環境基準	調査主体
1	後閑中央公園	玉野市後閑	0.19	1,000 以下	岡山県
2	磯上ふれあいプラザ	瀬戸内市長船町福里	0.20		
3	大中山コミュニティハウス	和気町大中山	0.12		
4	井原市立芳井小学校	井原市芳井町吉井	0.015		
5	総社市立阿曾小学校	総社市西阿曾	0.012		
6	高梁市有漢総合グラウンド	高梁市有漢町有漢	0.0034		
7	千瓜公会堂	里庄町大字新庄	0.30		
8	矢掛町B & G海洋センター	矢掛町西川面	0.13		
9	中和多目的グラウンド	真庭市蒜山下和	0.0076		
10	旧美作市立吉野小学校	美作市五名	0.029		
11	勝央町立高取保育園	勝央町黒坂	0.0013		
12	みさキッズパーク	美咲町原田	1.4		
13	西粟倉村立西粟倉小学校	西粟倉村長尾	0.0059		
14	牟佐スポーツ広場	岡山市北区牟佐	0.023		
15	古都小学校	岡山市東区古都宿	0.18		
16	千種小学校	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋	0.050		
17	江西小学校	岡山市東区瀬戸町江尻	0.011		
18	角山小学校	岡山市東区才崎	0.25		
19	豊小学校	岡山市東区西大寺川口	0.069		
20	幸島小学校	岡山市東区水門町	0.45		
21	万富公園	岡山市東区瀬戸町万富	3.0		
22	御休小学校	岡山市東区西祖	0.65		
23	朝日小学校	岡山市東区西片岡	0.024		
24	茶屋町東幼稚園	倉敷市茶屋町早沖	0.45		倉敷市
25	郷内幼稚園	倉敷市林	0.72		
26	箭田幼稚園	倉敷市真備町箭田	0.025		
27	呉妹幼稚園	倉敷市真備町尾崎	0.58		
28	中洲認定こども園	倉敷市水江	0.12		
29	庄認定こども園	倉敷市上東	0.22		
30	穂井田認定こども園	倉敷市玉島陶	0.00085		
31	第五福田小学校	倉敷市水島西千鳥町	0.82		

(備考) 試料採取時期：岡山県は5月～7月、岡山市は7月、倉敷市は12月

（3）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設等の設置状況

（令和6(2024)年度）

区分		特定施設の設置状況		立入検査の実施件数	
		事業所数	施設数※	事業所数	施設数
大気基準 適用施設	廃棄物焼却炉	74	98 (36)	22	41
	アルミニウム合金製造施設	1	4 (0)	0	0
	小計	75	102 (36)	22	41
水質基準 適用施設	アセチレン洗浄施設	1	1	0	0
	廃棄物焼却炉に係る施設	15	21	15	20
	下水道終末処理施設	2	2	0	0
	小計	18	24	15	20
合計		93	126	37	61

- （注）1 ※括弧内はダイオキシン法施行日(H12.1.15)前に設置された施設及びダイオキシン法施行後に特定施設に追加された施設で法適用日前に設置されていた施設の数
2 岡山市及び倉敷市の区域に設置される特定施設は含まない。

（4）有害大気汚染物質等に係る環境基準（指針値）

No.	対象物質名	環境基準 (指針値)
1	アクリロニトリル	(2 μg/m ³)
2	塩化ビニルモノマー	(10 μg/m ³)
3	クロロホルム	(18 μg/m ³)
4	1,2-ジクロロエタン	(1.6 μg/m ³)
5	ジクロロメタン	150 μg/m ³
6	テトラクロロエチレン	200 μg/m ³
7	トリクロロエチレン	130 μg/m ³
8	1,3-ブタジエン	(2.5 μg/m ³)
9	ベンゼン	3 μg/m ³
10	塩化メチル	(94 μg/m ³)
11	トルエン	—
12	酸化エチレン	—
13	アセトアルデヒド	(120 μg/m ³)
14	ホルムアルデヒド	—
15	ニッケル化合物	(25 ng/m ³)
16	ヒ素及びその化合物	(6 ng/m ³)
17	ベリリウム及びその化合物	—
18	マンガン及びその化合物	(140 ng/m ³)
19	クロム及び三価クロム化合物	—
20	六価クロム化合物	—
21	水銀及びその化合物	(40ng/m ³)
22	ベンゾ[a]ピレン	—
23	ダイオキシン類※	0.6 pg-TEQ/m ³

※ ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき別途対応している。

(5) 有害大気汚染物質等環境調査結果

(令和6(2024)年度)

調査主体	岡山市						倉敷市						環境基準 (指針値)
	長津 測定局	茂平 測定局	美作 県民局	日比 測定局	南輝 小学校	陵南 小学校	倉敷美和 測定局	松江 測定局	塩生 測定局	春日 測定局	乙島東 小学校	呼松 測定局	
アクリロニトリル	0.014	0.016	0.010	0.020	0.018	0.010	0.013	0.20	0.076	0.018	0.014	0.10	0.041
塩化ビニルモノマー	0.013	0.018	0.0082	0.064	0.011	0.006	0.016	0.017	0.024	0.0074	0.0085	0.019	0.012
クロホルム	0.15	0.16	0.14	0.16	0.16	0.16	0.14	0.15	0.30	0.13	0.10	0.17	0.15
1,2-ジクロロエタン	0.17	0.19	0.15	0.21	0.10	0.10	0.13	0.21	0.17	0.10	0.096	0.24	0.14
ジクロロメタン	0.71	0.77	3.0	0.88	0.66	0.69	0.61	0.77	0.84	0.76	0.83	0.61	0.68
テトラクロロエチレン	0.044	0.047	0.032	0.054	0.014	0.016	0.042	0.19	0.072	0.018	0.025	0.27	0.066
トリクロロエチレン	0.051	0.093	0.051	0.049	0.069	0.018	0.031	0.76	0.15	0.041	0.010	1.0	0.054
1,3-ブタジエン	0.14	0.070	0.044	0.039	0.034	0.029	0.035	0.18	0.15	0.034	0.051	0.13	0.047
ベンゼン	1.3	1.2	0.56	0.87	0.60	0.52	0.74	1.5	1.4	0.96	0.94	2.0	1.3
塩化メチル	1.2	1.2	1.2	1.3	1.6	1.5	1.3	1.3	1.3	1.4	1.8	1.4	1.2
トルエン	7.3	3.0	2.9	2.3	2.5	3.5	4.0	5.0	3.4	6.2	9.1	3.0	5.4
酸化エチレン	0.069	0.056	0.059	0.060	0.032	0.033	0.052	0.080	-	-	-	-	-
アセトアルデヒド	1.6	1.1	1.1	1.2	1.3	1.0	2.1	3.0	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	1.9	1.7	1.5	1.9	1.7	1.8	2.5	2.9	-	-	-	-	-
ニッケル化合物	2.4	2.0	1.0	4.1	3.6	1.9	1.8	12	-	-	-	-	-
ヒ素及びその化合物	2.7	2.2	1.8	8.4	1.2	1.0	1.8	2.7	-	-	-	-	-
ベリリウム及びその化合物	0.020	0.020	0.0080	0.025	0.0034	0.0034	0.029	0.052	-	-	-	-	-
マンガン及びその化合物	42	42	8.3	42	36	20	44	140	-	-	-	-	-
クロム及び三価クロム化合物	4.4	3.9	1.7	5.8	3.3	2.5	3.1	9.9	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	1.8	1.8	1.5	1.8	0.13	0.14	0.059	0.12	-	-	-	-	-
水銀及びその化合物	0.22	1.1	0.10	0.62	0.19	0.14	0.29	1.6	-	-	-	-	-
ベンゾ[a]ピレン	0.22	1.1	0.10	0.62	0.19	0.14	0.29	1.6	-	-	-	-	-

(備考) 1 年12回、連続24時間のサンプリングを行い、年平均値を算出した。

2 岡山市では、クロム及び三価クロム化合物と六価クロム化合物は、クロム及びその化合物(全クロム)として分析している。

（6） 岡山県環境負荷低減条例に基づくベンゼン等排出施設の設置状況

（令和 6(2024)年度）

ベンゼン等排出施設	施設数
ベンゼンの製造施設	12
ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	22
ベンゼンの貯留施設	67
ベンゼンの出荷施設	6
ベンゼンの蒸留施設	13
コークス炉	12
合計	132

（7）岡山県化学物質環境モニタリング調査

対象物質

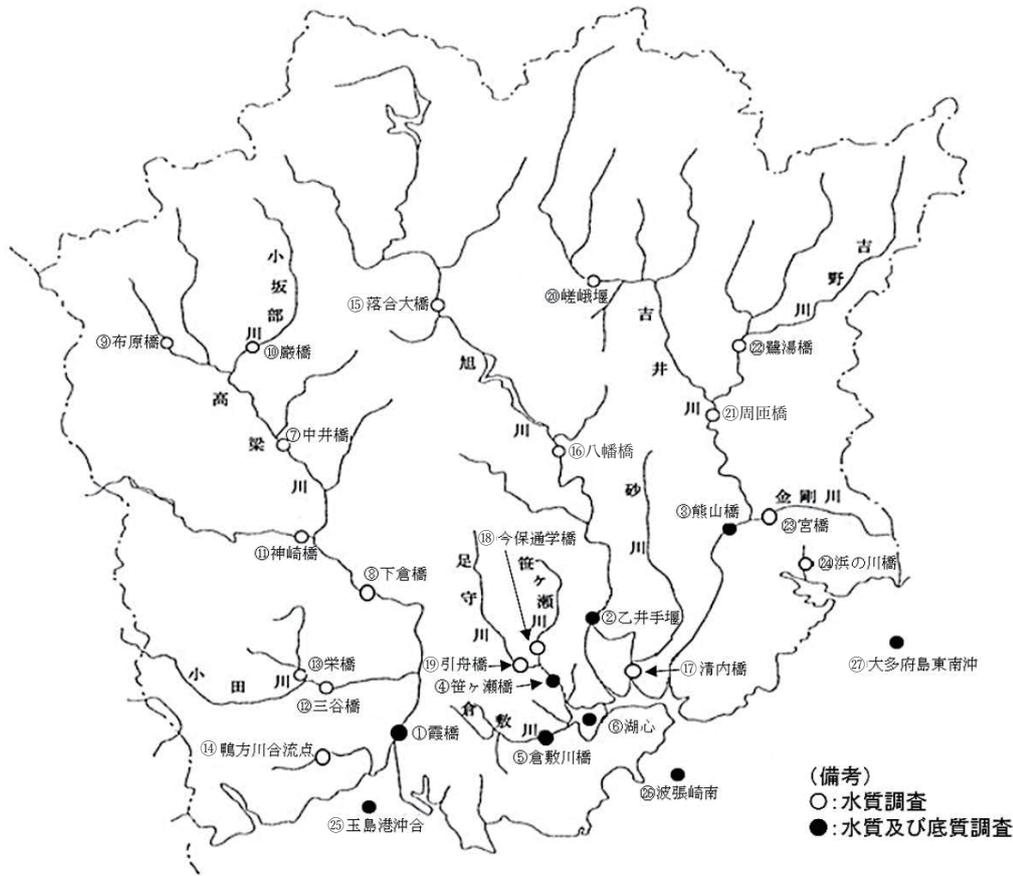
（令和6(2024)年度）

No.	物質名	用途
1	PCB（ポリ塩化ビフェニル）*1*2	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ヘキサクロロシクロヘキサン *1*2 α-ヘキサクロロシクロヘキサン β-ヘキサクロロシクロヘキサン γ-ヘキサクロロシクロヘキサン δ-ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
3	クロルデン *1*2 シス-クロルデン トランス-クロルデン	殺虫剤
4	DDT（ジクロロジフェニルトリクロロエタン）*1*2	殺虫剤
5	ディルドリン *1*2	農薬、殺虫剤、シロアリ駆除剤
6	HCB（ヘキサクロロベンゼン）*1*2	殺菌剤、有機合成原料
7	ペンタクロロベンゼン *1	農薬
8	ベンゾ[a]ピレン *2	非意図的生成物
9	シアナジン *2	農薬
10	アルキルフェノール類(C5～C9) *2 4-n-ペンチルフェノール 4-t-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
11	ビスフェノールA *2	樹脂の原料
12	PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）*1	撥水撥油剤
13	PFOA（ペルフルオロオクタン酸）*1*2	撥水撥油剤
14	ダイアジノン *2	農薬、殺虫剤
15	フェンバレート *2	殺虫剤
16	りん酸トリフェニル *2	合成樹脂、合成ゴム可塑剤、難燃剤
17	1-ナフトール *2	ナフタレンの代謝物質
18	ペンタクロロフェノール *1*2	農薬、除草剤
19	PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）*1	泡消火薬剤、界面活性剤
20	メトキシシクロル *1	農薬、殺虫剤

（注）*1 残留性有機汚染物質（ストックホルム条約の対象物質）

*2 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質

調査地点



固定点 (6 地点、水質・底質調査を毎年実施)			
<河川>①高梁川：霞橋、②旭川：乙井手堰、③吉井川：熊山橋、 ④笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋、⑤倉敷川：倉敷川橋 <湖沼>⑥児島湖：湖心			
準固定点 (21 地点、1回/3年水質調査のみ実施。海域は底質調査も実施。)			
	R4	R5	R6
河川	⑦高梁川：中井橋	⑮旭川：落合大橋	⑳吉井川：嵯峨堰
	⑧高梁川：下倉橋	⑯旭川：八幡橋	㉑吉井川：周匝橋
	⑨西川：布原橋	⑰百間川：清内橋	㉒吉野川：鷺湯橋
	⑩小坂部川：巖橋	⑱笹ヶ瀬川：今保通学橋	㉓金剛川：宮橋
	⑪成羽川：神崎橋	⑲足守川：引舟橋	㉔伊里川：浜の川橋
	⑫小田川：三谷橋		
	⑬美山川：栄橋		
	⑭里見川：鴨方川合流点		
海域	⑳水島地先海域：玉島港沖合	㉖児島湾：波張崎南	㉗播磨灘北西部：大多府島東南沖

全国調査結果との比較

No.	測定対象物質	水質(単位: ng/L)				底質(単位: µg/kg)					
		R6岡山県		(参考) 全国		R6岡山県		(参考) 全国			
		検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値	検出頻度	最大値		
1	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	3 / 12	0.4	1,889 /	2,213	220	5 / 7	12	2,118 /	2,219	5,600
2	ヘキサクロロシクロヘキサン	3 / 12	0.9	909 /	1,183	9.0	4 / 7	1.1	1,631 /	1,745	60
3	クロルデン	1 / 12	0.1	665 /	941	3.1	5 / 7	0.86	1,319 /	1,433	76
4	DDT (ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	0 / 12	N.D.	675 /	992	8.2	4 / 7	0.11	1,132 /	1,246	2,200
5	ディルドリン	0 / 12	N.D.	477 /	751	0.94	2 / 7	0.4	1,067 /	1,184	9.1
6	HCB (ヘキサクロロベンゼン)	0 / 12	N.D.	1,035 /	1,323	1.4	0 / 7	N.D.	1,810 /	1,924	65
7	ペンタクロロベンゼン	0 / 12	N.D.	573 /	621	0.5	0 / 7	N.D.	899 /	929	24
8	ベンゾ[a]ピレン	3 / 12	1.9	23 /	1,235	70	7 / 7	49	654 /	921	7,400
9	シアナジン	3 / 12	14	6 /	7	2.5	0 / 7	N.D.	0 /	0	-
	アルキルフェノール類(C5~C9)										
10	4-t-オクチルフェノール	0 / 12	N.D.	540 /	2,694	13,000	1 / 7	4	176 /	485	350
	ノニルフェノール	0 / 12	N.D.	897 /	2,840	21,000	2 / 7	100	299 /	488	12,000
11	ビスフェノールA	5 / 12	40	1,411 /	2,879	19,000	2 / 7	13	282 /	488	360
12	PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	12 / 12	2.8	640 /	650	230	2 / 7	0.2	812 /	831	2.2
13	PFOA (ペルフルオロオクタノ酸)	12 / 12	22	650 /	650	100	2 / 7	0.1	812 /	830	1.3
14	ダイアジン	2 / 12	3.5	7 /	10	19	0 / 7	N.D.	0 /	0	-
15	フェンバレート	0 / 12	N.D.	0 /	12	-	0 / 7	N.D.	0 /	27	-
16	リン酸トリフェニル	0 / 12	N.D.	3 /	18	24	1 / 7	1.5	0 /	0	-
17	1-ナフトール	0 / 12	N.D.	28 /	50	49	0 / 7	N.D.	1 /	12	110
18	ペンタクロロフェノール	0 / 12	N.D.	144 /	190	26	0 / 7	N.D.	182 /	184	7.4
19	PFHxS (ペルフルオロヘキサンスルホン酸)	11 / 12	1.6	219 /	236	2.6	0 / 7	N.D.	85 /	301	0.027
20	メトキシクロル	0 / 12	N.D.	0 /	135	-	0 / 7	N.D.	1 /	132	7.3

(注) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/測定地点数である。

2 「N.D.」とは、検出下限値未満のことである。

3 「全国」とは、平成10年度から令和4年度までに行われた環境省及び国土交通省の測定結果である。

測定結果が異性体ごとに区分されている場合は、各異性体の濃度の合計を表示している。

アルキルフェノール類については、検出下限値以上の検出が確認された物質のみ表示している。

4 シアナジンについては比較データが少なく、全国測定結果を超えているが、他都道府県が独自に測定した結果と比較すると低い値である。

（8）一般大気環境における大気中アスベスト濃度測定結果（総繊維数濃度）

（令和6(2024)年度）

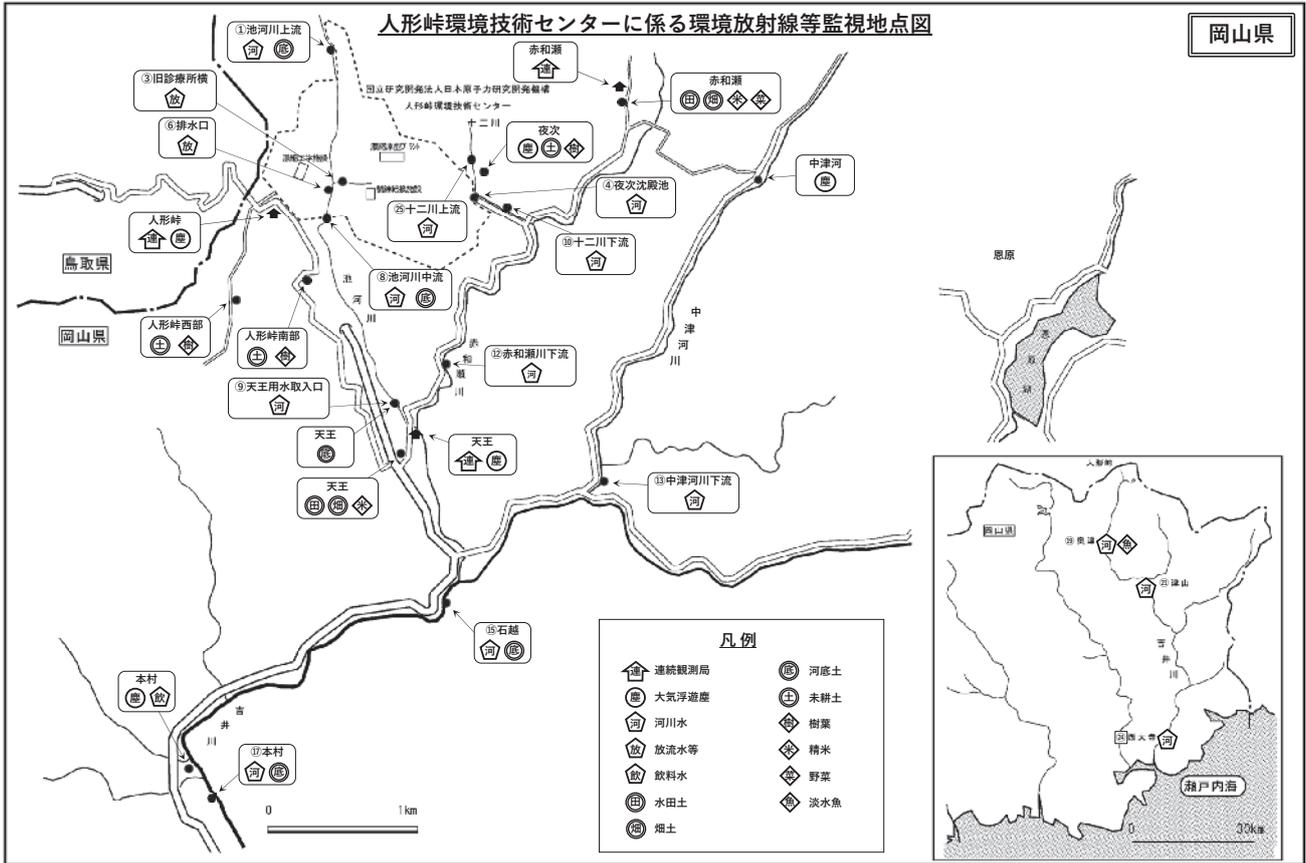
調査場所	濃度 (本/L)
岡山市中区藤崎	不検出
	不検出
岡山市北区建部町建部上	不検出
	不検出
岡山市中区国府市場	不検出
	不検出
倉敷市松江	0.056
	0.06
倉敷市上東	0.081
	0.056
津山市山下	0.11
津山市椿高下	0.14
玉野市玉	0.16
玉野市和田	0.12
笠岡市六番町	0.12
笠岡市笠岡	0.14
新見市高尾	0.17
新見市新見	0.13
備前市東片上	0.14
備前市西片上	0.11
早島町早島	0.17
早島町前潟	0.14
吉備中央町吉川	0.17
	0.12

- （注） 1 不検出とは、0.056（本/L）未満であることを表す。
 2 総繊維数濃度：位相差顕微鏡によって繊維状に見える粒子の計数結果から算出したもの。
 3 一般環境における濃度基準は定められていない。
 4 県が測定した地点は、2回の測定のうち、高い方の値を記載。

第8章 その他の環境関係(安全・安心な生活環境の保全と創出)

(1) 人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等監視測定結果 (令和6(2024)年度)

監視測定位置図



連続測定結果

① 空間γ線線量率

単位: $\mu\text{Gy/h}$

観測局	年月	測定結果												過去の測定結果					管理 目標値	法令値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	R5	R4	R3	R2			R元
人形峠	平均値	0.061	0.061	0.062	0.061	0.062	0.061	0.061	0.062	0.051	0.041	0.036	0.043	0.055	0.059	0.057	0.054	0.057	0.060	0.087	1mSv/年 [≒] 0.143 $\mu\text{Gy/h}$
	最大値	0.076	0.086	0.098	0.093	0.100	0.073	0.084	0.103	0.080	0.071	0.066	0.078	0.103	0.122	0.133	0.105	0.102	0.135		
赤和瀬	平均値	0.049	0.048	0.049	0.049	0.049	0.048	0.049	0.050	0.040	0.029	0.026	0.027	0.043	0.047	0.045	0.043	0.045	0.048	0.087	1mSv/年 [≒] 0.143 $\mu\text{Gy/h}$
	最大値	0.061	0.069	0.084	0.073	0.081	0.058	0.068	0.081	0.071	0.057	0.052	0.055	0.084	0.099	0.103	0.085	0.087	0.120		
天王	平均値	0.061	0.059	0.060	0.061	0.064	0.063	0.062	0.062	0.054	0.044	0.037	0.040	0.056	0.059	0.057	0.053	0.057	0.058	0.087	1mSv/年 [≒] 0.143 $\mu\text{Gy/h}$
	最大値	0.078	0.084	0.093	0.078	0.101	0.073	0.082	0.093	0.085	0.074	0.070	0.078	0.101	0.120	0.112	0.092	0.099	0.124		

注) 平常の変動範囲 (H26~R5) 人形峠: 0.020~0.135 赤和瀬: 0.015~0.120 天王: 0.019~0.124

②大気中ふっ素濃度

単位: 10⁻⁴mg/m³

観測局	年月	測定結果													過去の測定結果					管理 目標値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	R5	R4	R3	R2	R元		
人形峠	平均値	ND ^{※1}	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.51	3.3
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.56	
	出現回数 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
赤和瀬	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.87	ND	ND	0.48	
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2.49	ND	ND	0.48	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	
天王	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.41	
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.41	
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

※1 ND: 不検出(以下同じ。) ※2 出現回数: 検出された回数

サンプリング測定結果

①ウラン (U-238)

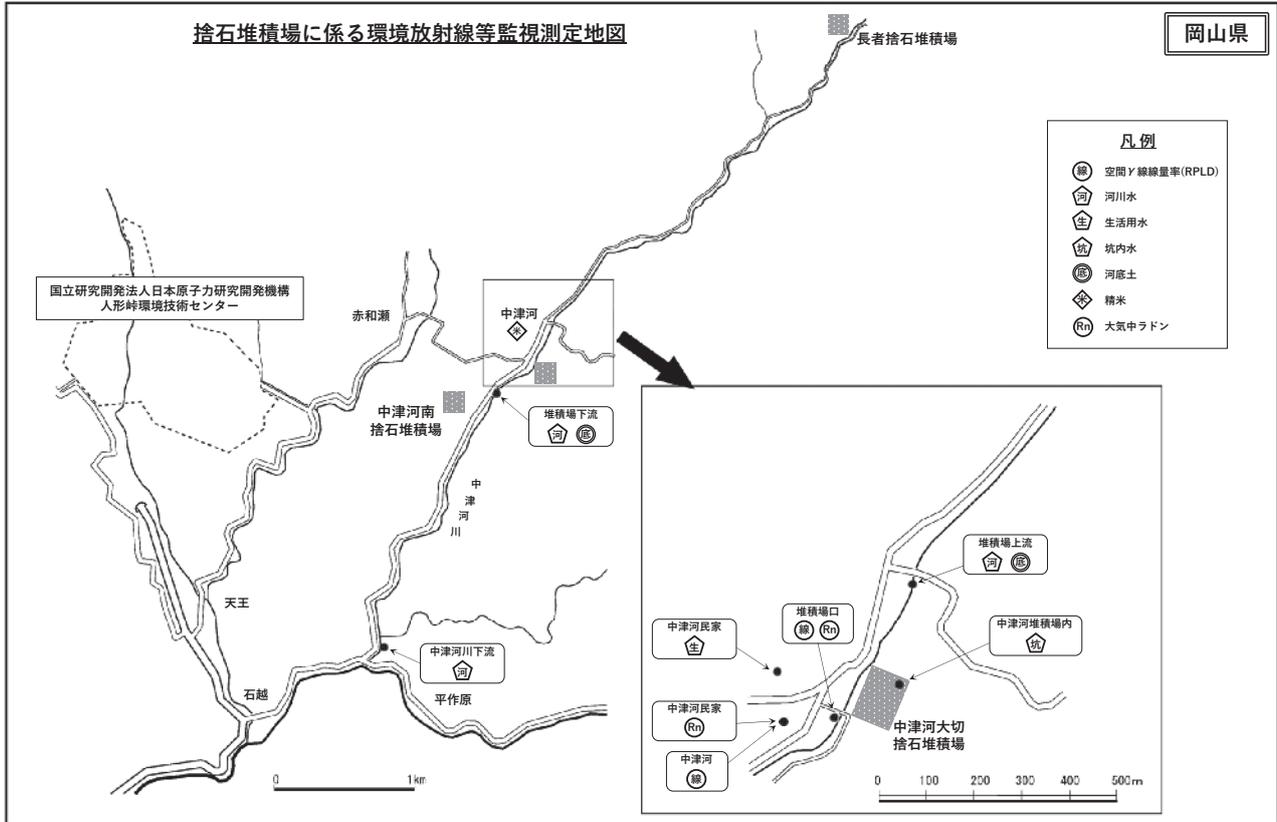
測定対象	測定 地点数	実施数/ 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
					R5	R4	R3	R2	R元		
大気浮遊塵 (×10 ⁻⁹ Bq/cm ³)	5	10/10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND			
河川水 (×10 ⁻³ Bq/cm ³)	13	46/46	平均値	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	1.1	20
			最大値	0.009	0.005	0.006	0.012	0.006	0.007		
河底土 (Bq/g乾)	5	10/10	平均値	0.015	0.014	0.016	0.017	0.021	0.018	1.8	-
			最大値	0.029	0.021	0.031	0.039	0.053	0.049		
土 壌 畑土 (Bq/g乾)	2	4/4	平均値	0.029	0.031	0.030	0.033	0.034	0.033	1.8	-
			最大値	0.036	0.038	0.036	0.052	0.050	0.042		
水田土 (Bq/g乾)	2	4/4	平均値	0.047	0.045	0.048	0.040	0.050	0.046	1.8	-
			最大値	0.066	0.059	0.058	0.059	0.065	0.066		
計	27	74/74									

②ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定 地点数	実施数/ 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
					R5	R4	R3	R2	R元		
大気浮遊塵 (×10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³)	5	10/10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND			
河川水 (×10 ⁻⁵ Bq/cm ³)	13	46/46	平均値	<0.7	<0.7	<0.7	<0.7	<0.7	<0.7	3.7	400
			最大値	<0.7	<0.7	<0.7	<0.7	<0.7			
河底土 (Bq/g乾)	5	10/10	平均値	0.049	0.052	0.046	0.054	0.058	0.052	1.8	-
			最大値	0.084	0.083	0.076	0.094	0.112	0.095		
土 壌 畑土 (Bq/g乾)	2	4/4	平均値	0.040	0.053	0.044	0.048	0.053	0.048	0.74	-
			最大値	0.044	0.065	0.055	0.059	0.064	0.061		
水田土 (Bq/g乾)	2	4/4	平均値	0.058	0.060	0.053	0.059	0.061	0.058	0.74	-
			最大値	0.075	0.086	0.066	0.073	0.072	0.072		
計	27	74/74									

(2) 中津河捨石堆積場周辺の監視測定結果

測定地点図



測定結果

①空間γ線線量率 (RPLD)

単位: $\mu\text{Gy/h}$

測定地点数	実施数/計画数	測定結果		過去の測定結果					管理目標値	法令値
				R5	R4	R3	R2	R元		
2	8/8	平均値	0.076	0.080	0.077	0.074	0.078	0.079	0.087	0.143
		最大値	0.096	0.095	0.093	0.092	0.094	0.092		

注) 平常の変動範囲 (平成26年度~令和5年度) 0.042~0.095である。

②ウラン (U-238)

測定対象	測定地点数	実施数/計画数	測定結果		過去の測定結果					管理目標値	法令値
					R5	R4	R3	R2	R元		
大気浮遊塵 ($\times 10^{-9}\text{Bq}/\text{cm}^3$)	5	10/10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河川水 ($\times 10^{-3}\text{Bq}/\text{cm}^3$)	3	12/12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 ($\text{Bq}/\text{g乾}$)	2	2/2	平均値	0.012	0.014	0.011	0.015	0.012	0.012	1.8	-
			最大値	0.014	0.015	0.012	0.016	0.013	0.015		
計	10	24/24									

注) 大気浮遊塵については、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定 (サンプリング測定) 結果の再掲である。

③ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数/計画数	測定結果		過去の測定結果					管理目標値	法令値	
					R5	R4	R3	R2	R元			
大気浮遊塵 ($\times 10^{-10}$ Bq/cm ³)	5	10/10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400	
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河川水 ($\times 10^{-5}$ Bq/cm ³)	3	12/12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200	
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河底土 (Bq/g乾)	2	2/2	平均値	0.034	0.035	0.027	0.029	0.031	0.037	1.8	-	
			最大値	0.037	0.035	0.028	0.036	0.035	0.039			
計	10	24/24										

注) 大気浮遊塵については、人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定 (サンプリング測定) 結果の再掲である。

(3) 管理目標値

項目	管理目標値	備考	
排水	管理区域における数値	→ 3月間についての平均値濃度	
	全α線又は全β線		$22(3.7) \times 10^{-3}$ Bq/cm ³
	ウラン		2.2×10^{-3} Bq/cm ³
	ラジウム		1.8×10^{-3} Bq/cm ³
	ふっ素	8~10 mg/L	
排気	管理区域における数値	→ 1月間についての平均濃度 → 3月間についての平均値濃度	
	全α線		$7.4(3.7) \times 10^{-9}$ Bq/cm ³
	ウラン		1.8×10^{-9} Bq/cm ³
	ラジウム		3.7×10^{-9} Bq/cm ³
	ふっ素	3.3×10^{-4} mg/m ³	
河川水	敷地境界における数値	→ 測定毎の濃度	
	ウラン		1.1×10^{-3} Bq/cm ³
	ラジウム		3.7×10^{-5} Bq/cm ³
	ふっ素	0.5 mg/L	
大気ダスト	敷地境界における数値	→ 測定毎の濃度	
	ウラン		1.4×10^{-9} Bq/cm ³
	ラジウム		7.4×10^{-10} Bq/cm ³
	ふっ素	3.3×10^{-4} mg/m ³	
土壌	河底土	→ 測定毎の濃度	
	ウラン		1.8 Bq/g
	ラジウム	1.8 Bq/g	
	畑土、水田土	→ 測定毎の濃度	
ウラン	1.8 Bq/g		
	ラジウム	0.74 Bq/g	
空間線量率	敷地境界における空間線量率	→ 3月間毎の線量率	
	γ線		0.087 μGy/h

(注) 1 () 内は、ウラン濃縮工場に係る数値

2 管理目標値は、県、鏡野町、日本原子力研究開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

3 管理目標値には、自然の放射線 (バックグラウンド) は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

第9章 自然と共生した社会の形成関係

（1）自然環境保全審議会開催状況（令和7(2025)年度）

開催年月日	区分	審議事項等
R6.9.5	鳥獣部会	・玉野鳥獣保護区深山公園特別保護地区の指定について ・成羽天神山公園鳥獣保護区特別保護地区の指定について ・毛無山鳥獣保護区特別保護地区の指定について
R6.9.17	自然保護部会	・高梁川上流県立自然公園に係る公園事業区域の変更について
R6.11.7	全体会議	・岡山県自然保護基本計画の見直しについて
R7.1.28	全体会議	・岡山県自然保護基本計画の見直しについて

（2）自然保護基礎調査の実績

調査事項名	年度	備考
植生調査	S47～49	
郷土自然環境調査	S48～49	
自然環境保全基礎調査（第1回）	S48	環境庁委託調査
鳥類分布調査	S48	
獣類分布調査	S49	
基礎調査（昆虫生息）	S50～51	
〃（両生・は虫類）	S52～54	
〃（自然保護地域候補地）	S53～55	
自然環境保全基礎調査（第2回）	S53～54	環境庁委託調査（特定植物群落、動物分布、海岸、海域、植生、河川、植生図）
基礎調査（湖沼湿地地域生物学術調査）	S56～58	
〃	S60～62	
〃高梁川上流県立自然公園	S59	
〃羅生門特別地域自然環境調査	S59	
自然環境保全基礎調査（第3回）	S58～62	環境庁委託調査（植生、特定植物群落、海域生物環境、河川、自然景観資源）
〃（第4回）	S63～H4	環境庁委託調査（植生、巨樹・巨木、河川、藻場・干潟）
基礎調査瀬戸内海島しょ部生物学術調査	S63～H2	S63鹿久居島、H1北木島、H2六口島
〃（原生林生物学術調査）	H3～4	H3若杉原生林、H4毛無山
自然環境保全基礎調査（第5回）	H5～10	環境庁委託調査（湿地、動植物分布、海辺、植生、特定植物群落調査、河川調査）
生物多様性調査（第1回）	H6～11	環境庁委託調査（種の多様性調査）
生物多様性調査（第2回）	H12～14	〃 〃
基礎調査（河川源流地域特別調査）	H6	新庄川・土用川
〃（郷土自然保護地域特別調査）	H7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	H11	環境庁委託調査（海棲動物調査）
生物多様性基礎調査	H23	生物多様性おかやま戦略に係る基礎調査

（3） 県自然環境保全地域等の指定

（令和7(2025)年3月31日現在）

年度	県自然環境保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷土記念物	計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	件数	地域・件数	面積(ha)
S48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
S49					5	70.75	2	7	70.75
S50					5	40.36	2	7	40.36
S51					3	19.39	2	5	19.39
S52					3	89.00	2	5	89
S53					1	163.50	2	3	163.5
S54					2	30.30	2	4	30.3
S55					2	143.18	4	6	143.18
S56					3	89.28	2	5	89.28
S57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
S58							3	3	0
S59					3	11.00		3	11
S60					1	2.00	1	2	2
S61							1	1	0
S62							2	2	0
S63							1	1	0
H1					1	6.54		1	6.54
H2							1	1	0
H3					1	6.78		1	6.78
H4							1	1	0
H5								0	0
H6							1	1	0
H7~10								0	0
H11							1	1	0
H12					1	10.26	3	4	10.26
H13							1	1	0
H14	1	35.29					1	2	35.29
H15							1	1	0
H16								0	0
H17							-1	-1	0
H18								0	0
H19								0	0
H20								0	0
H21								0	0
H22								0	0
H23								0	0
H24								0	0
H25								0	0
H26								0	0
H27								0	0
H28								0	0
H29								0	0
H30								0	0
R元								0	0
R2								0	0
R3							-1	-1	0
R4								0	0
R5								0	0
R6(2024)								0	0
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	38	80	972.34

（4）公有化の状況

（令和7(2025)年3月31日現在）

場所	年度	面積（㎡）	施設
高清水高原（鏡野町上斎原）	S48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両山寺（美咲町）	S49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼ノ城（総社市）	S50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安仁神社（岡山市東区西大寺一宮）	S51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢喰の岩前（岡山市北区高塚）	S55	3,759	（内153.19㎡をH5に譲渡）郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前（総社市）	〃	1,377	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢喰の岩前（岡山市北区高塚）	S57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前（総社市）	〃	51	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	S59	3,278	〃
吉備路北駐車場（総社市）	S62	2,209	〃
吉備路南駐車場（総社市）	〃	3,050	〃
備中国分寺前（総社市）	S63	781	〃
〃	H4	1,177	〃
〃	〃	748.91	〃
〃	H5	676	〃
矢喰の岩前（岡山市北区高塚）	〃	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛無山（新庄村）	〃	1,910,532	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前（総社市）	H6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	1,175.17	〃
毛無山（新庄村）	H7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前（総社市）	H10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	902	〃
毛無山（新庄村）	H14	701,123	ブナ林等天然林の保護
吉備路北駐車場（総社市）	H16	791	吉備路風土記の丘県立自然公園

(5) 「岡山県版レッドデータブック2020」選定種のカテゴリー別集計表

(令和7(2025)年3月31日現在)

分類群	カテゴリー	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	留意	計
哺乳類		3		12	8	1	2		26
鳥類				20	31	22	17		90
爬虫類					4		3		7
両生類				4	4	6	2		16
汽水・淡水魚類				9	15	14	10		48
昆虫類		9		30	51	74	87	14	265
昆虫類以外の無脊椎動物		74		160	58	55	64	6	417
維管束植物		15	3	163	154	206	18	16	575
コケ植物		1		15	6	9	2	15	48
計		102	3	413	331	387	205	51	1,492

絶滅：すでに絶滅したと考えられる種

野生絶滅：飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している種、もしくは、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種、もしくは、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：存続基盤が脆弱な種、現在のところ「絶滅危惧Ⅰ類」にも「絶滅危惧Ⅱ類」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位のランクに移行するような要素（脆弱性）を有するもの

情報不足：評価するだけの情報が不足している種

留意：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種

(6) 自然公園の許可申請、届出件数

自然公園の種類	保護計画及び事務権限	年度														
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (2024)		
国立公園	瀬戸内海	特別地域	環境大臣	2	3	4	3	9	9	6	3	7	1	2	3	4
		知事	30	28	40	37	25	26	28	32	33	34	40	34	41	
		普通地域	環境大臣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		知事	0	3	1	0	0	1	3	2	3	0	1	2	1	
	大山隠岐	特別地域	環境大臣	0	2	5	1	2	1	2	1	1	2	2	2	2
		知事	16	12	6	6	7	10	12	14	8	8	23	13	13	
		普通地域	環境大臣	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		知事	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	小計		48	48	56	47	43	48	51	52	52	45	68	54	61	
	公園	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知事	34	18	28	26	21	23	25	40	48	36	34	34
普通地域			〃	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
小計		34	18	28	26	21	23	26	40	48	36	34	34	37		
県立自然公園	高梁川上流	特別地域	知事	14	11	10	5	6	12	17	14	20	22	27	10	14
		普通地域	〃	10	16	9	4	5	0	0	2	1	2	1	2	2
	吉備史跡	特別地域	知事(市長)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
		普通地域	〃	0 (5)	0 (1)	0 (5)	2 (1)	1 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	1 (0)
	湯原奥津	特別地域	知事	12	25	25	18	16	6	13	19	26	28	21	13	19
		普通地域	〃	3	9	3	3	3	0	5	4	3	3	4	5	6
	吉備路風土記の丘	特別地域	知事(市長)	0 (0)	3 (0)	12 (0)	6 (0)	8 (0)	6 (0)	6 (0)	14 (0)	3 (0)	6 (0)	7 (0)	10 (0)	12 (0)
		普通地域	〃	2 (0)	1 (1)	2 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	1 (1)
	備作山地	特別地域	知事	2	3	1	3	2	0	0	1	1	0	2	0	0
		普通地域	〃	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	吉備清流	特別地域	知事(市長)	0 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	1 (1)	0	0
		普通地域	〃	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (5)	1 (9)	0 (1)	0 (6)
	吉井川中流	特別地域	知事	1 (0)	1 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	3	5
		普通地域	〃	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	3	5 (0)
小計		46	74	70	50	44	29	49	63	63	67	72	47	66		
合計		128	140	154	123	108	100	126	155	163	148	174	135	164		

(注) 1 平成18年4月から、岡山市（政令市）及び倉敷市（中核市）に県立自然公園に係る許可及び届出事務を移譲している。

2 件数（ ）は政令市、中核市処理分で外数

(7) 中国自然歩道岡山県ルートに興味地点

1 吉備高原横断ルート・中国山地横断ルート

市町村名	延長 (km)	通過興味地点	近傍興味地点
井原市 (旧芳井町)	13	上鴨地区(石灰岩台地の特徴)、高原荘(農村型リゾート)	天神峽
高梁市 (旧川上町)	14	高山市、磐窟谷(石灰岩景観)、弥高山(キャンプ場、360°の展望)	穴門山神社(社叢)、大賀押被、吉備川上ふれあい漫画美術館
高梁市 (旧備中町)	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山(標高777mからの360°の展望)	笠神文学岩展望公園
高梁市 (旧成羽町)	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪(石灰岩溪流)	高梁市成羽美術館、夫婦岩
高梁市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山(天然林、自然研究路、展望)、備中松山城、石火矢町ふるさと村(武家屋敷館)、木野山(木野山神社)、祇園山(祇園寺)	
高梁市 (旧有漢町)	13	大平山(大平山権現山県自然環境保全地域、標高697mからの展望)	権現山(599m)、長代池、備中鍾乳穴
吉備中央町 (旧賀陽町)	3	大平山(天福寺郷土自然保護地域)	
吉備中央町 (旧加茂川町)	20	総社宮(郷土記念物、加茂大祭)、円城ふるさと村(円城寺、道の駅)、吉備高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神社、本宮山
岡山市 (旧建部町)	18	志呂神社、三樹山(郷土自然保護地域)、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
美咲町 (旧中央町)	12	両山寺(郷土自然保護地域)、二上山(あまのじゃくの重岩)、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久米南町	14	誕生寺(法然上人誕生地、イチョウ、本堂)、誕生寺池(江戸時代築造)	仏教寺、清水寺
美咲町 (旧柵原町)	12	本山寺(本堂、三重塔)、本山寺国有林(学術参考保護林)、本経寺、月の輪古墳	月の輪郷土館、柵原鉱山跡、飯岡の断層
赤磐市 (旧吉井町)	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
和気町 (旧佐伯町)	4	田園風景(棚田)	
美作市 (旧英田町)	17	大芦高原、長福寺(三重塔)、真木山(郷土自然保護地域)	天石門別神社(溪流)
備前市 (旧吉永町)	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社(社叢)、兵庫県「近畿自然歩道」との接続地点	八塔寺山(行者山)
美作市 (旧作東町)	26	白水の滝(男滝、女滝)、蓮花寺(庭園)、杉坂峠(史跡)、長城寺、大聖寺	
美作市 (旧大原町)	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道(本陣、脇本陣)	竹山城跡
美作市 (旧東栗倉村)	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山(行者山)、日名倉山(遊歩道)
西粟倉村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若林溪谷、若林原生林(自然研究路)、後山若林登山歩道	ストーンサークル、あわくら温泉
11市町村	320		

市町村名	延長 (km)	通過興味地点	近傍興味地点
高梁市	3	高梁美しい森	
吉備中央町	11		
総社市	50	豪溪、天柱山、井風呂谷川砂防公園、秋葉山、井山宝福寺、十二ヶ郷用水、ヒイゴ池湿地、砂川公園、鬼城山ビジターセンター、鬼ノ城、岩屋、鬼の釜、血吸川、備中国分尼寺跡、備中国分寺、吉備路もてなしの館、サンロード吉備路、作山古墳、やよい広場、三輪山遺跡群、軽部神社、福山城跡	矢喰神社、雪舟生誕地、岩屋皇の墓、こうもり塚古墳、角力取山古墳、幸山城跡
岡山市	28	最上稲荷奥之院、最上稲荷、龍王山、備中高松城跡、葦守神社、近水園、足守の町並み、吉備津彦神社、吉備の中山、茶臼山古墳、吉備津神社、造山古墳	高松城跡附水攻築堤跡、古代吉備文化財センター、黒住教本部
倉敷市	48	鯉喰神社、安養寺、倉敷美観地区、大原美術館、いりふねの道、藤戸寺、熊野神社、五流尊龍院、由加山、由加神社、蓮台寺、さくら園地、ふれあいの森、野崎家旧宅、風の道、祇園神社、むかし下津井回船問屋、鷺羽山、鷺羽山ビジターセンター	楯築遺跡、倉敷少年自然の家
5市町	140		

(8) 狩猟免許者数の推移

(単位：件)

年度	区分	試験 (初心者)				更新 (経験者)					合計					
		網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
H20		0	92	55	2	149	33	351	273	12	669	33	443	328	14	818
H24		6	213	51	5	275	46	1,141	1,765	26	2,978	52	1,354	1,816	31	3,253
H25		8	249	93	14	364	15	343	234	19	611	23	592	327	33	975
H26		8	324	110	9	451	25	542	284	8	859	33	866	394	17	1,310
H27		10	466	143	15	634	39	1,208	1,423	23	2,693	49	1,674	1,566	38	3,327
H28		18	395	130	10	553	14	445	252	21	732	32	840	382	31	1,285
H29		19	471	152	11	653	30	691	334	11	1,066	49	1,162	486	22	1,719
H30		20	388	118	10	536	37	1,429	1,279	22	2,767	57	1,817	1,397	32	3,303
R元		12	378	108	14	512	15	649	311	25	1,000	27	1,027	419	39	1,512
R2		8	277	68	7	360	28	883	377	14	1,302	36	1,160	445	21	1,662
R3		21	429	139	8	597	39	1,457	1,102	23	2,621	60	1,886	1,241	31	3,218
R4		21	349	117	9	496	19	764	343	26	1,152	40	1,113	460	35	1,648
R5		20	314	94	9	437	26	902	352	10	1,290	46	1,216	446	19	1,727
R6(2024)		17	363	116	5	501	45	1,497	966	20	2,528	62	1,860	1,082	25	3,029

(注) 平成19年度から「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に区分された。

（9） 狩猟者登録数の推移

（単位：件）

区分 年度	県内者					県外者					合計				
	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網猟	わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
H20	13	1,530	2,693	82	4,318	0	7	85	4	96	13	1,537	2,778	86	4,414
H24	15	1,914	2,094	88	4,111	0	15	74	5	94	15	1,929	2,168	93	4,205
H25	19	2,011	1,963	101	4,094	0	13	61	5	79	19	2,024	2,024	106	4,173
H26	22	2,164	1,884	109	4,179	0	11	63	4	78	22	2,175	1,947	113	4,257
H27	24	2,434	1,819	116	4,393	0	14	52	4	70	24	2,448	1,871	120	4,463
H28	23	2,555	1,807	127	4,512	0	17	61	5	83	23	2,572	1,868	132	4,595
H29	16	2,692	1,774	143	4,625	0	17	59	4	80	16	2,709	1,833	147	4,705
H30	16	2,775	1,726	133	4,650	0	19	54	3	76	16	2,794	1,780	136	4,726
R元	17	2,888	1,671	128	4,704	0	19	54	5	78	17	2,907	1,725	133	4,782
R2	15	2,932	1,612	126	4,685	0	19	53	3	75	15	2,951	1,665	129	4,760
R3	18	3,080	1,572	112	4,782	0	15	53	5	73	18	3,095	1,625	117	4,855
R4	19	3,074	1,528	113	4,734	0	20	65	3	88	19	3,094	1,593	116	4,822
R5	22	3,094	1,474	115	4,705	0	21	63	3	87	22	3,115	1,537	118	4,792
R6(2024)	13	3,038	1,414	112	4,577	0	20	61	3	84	13	3,058	1,475	115	4,661

（10） 鳥獣による農林水産業被害状況

（単位：千円）

年次	鳥類					獣類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
H20	36,772	10,717	66,650	29,590	143,729	139,736	26,495	39,192	28,251	233,674	377,403
比率	(10%)	(3%)	(18%)	(8%)	(38%)	(37%)	(7%)	(10%)	(7%)	(62%)	(100%)
H24	21,106	3,708	49,247	27,485	101,546	142,374	32,918	83,244	22,482	281,018	382,564
比率	(6%)	(1%)	(13%)	(7%)	(27%)	(37%)	(9%)	(22%)	(6%)	(73%)	(100%)
H25	18,942	3,880	49,204	29,621	101,647	146,884	34,950	88,325	23,012	293,171	394,818
比率	(5%)	(1%)	(12%)	(8%)	(26%)	(37%)	(9%)	(22%)	(6%)	(74%)	(100%)
H26	18,620	3,272	42,954	30,175	95,021	158,638	34,690	80,948	17,013	291,289	386,310
比率	(5%)	(1%)	(11%)	(8%)	(25%)	(41%)	(9%)	(21%)	(4%)	(75%)	(100%)
H27	20,175	3,005	44,002	36,355	103,537	127,613	26,698	61,261	15,964	231,536	335,073
比率	(6%)	(1%)	(13%)	(11%)	(31%)	(38%)	(8%)	(18%)	(5%)	(69%)	(100%)
H28	31,285	2,105	36,360	39,744	109,494	93,103	29,526	34,297	15,076	172,002	281,496
比率	(11%)	(1%)	(13%)	(14%)	(39%)	(33%)	(10%)	(12%)	(5%)	(61%)	(100%)
H29	24,543	2,383	52,401	40,263	119,590	106,544	20,807	31,105	11,429	169,885	289,475
比率	(8%)	(1%)	(18%)	(14%)	(41%)	(37%)	(7%)	(11%)	(4%)	(59%)	(100%)
H30	18,263	1,309	40,841	46,919	107,332	124,423	20,305	35,292	15,789	195,809	303,141
比率	(6%)	(0%)	(13%)	(15%)	(35%)	(41%)	(7%)	(12%)	(5%)	(65%)	(100%)
R元	10,723	433	39,695	56,275	107,126	101,365	18,120	34,455	12,577	166,517	273,643
比率	(4%)	(0%)	(15%)	(21%)	(39%)	(37%)	(7%)	(13%)	(5%)	(61%)	(100%)
R2	12,556	153	41,787	48,060	102,556	94,705	24,854	32,196	9,789	161,544	264,100
比率	(5%)	(0%)	(16%)	(18%)	(39%)	(36%)	(9%)	(12%)	(4%)	(61%)	(100%)
R3	8,802	1,389	41,250	51,749	103,190	82,413	23,899	34,064	14,732	155,108	258,298
比率	(3%)	(1%)	(16%)	(20%)	(40%)	(32%)	(9%)	(13%)	(6%)	(60%)	(100%)
R4	5,189	371	41,334	56,719	103,613	88,365	15,845	36,130	19,112	159,452	263,065
比率	(2%)	(0%)	(16%)	(22%)	(39%)	(34%)	(6%)	(14%)	(7%)	(61%)	(100%)
R5	5,286	292	45,907	64,932	116,417	84,136	22,048	35,425	23,793	165,402	281,819
比率	(2%)	(0%)	(16%)	(23%)	(41%)	(30%)	(8%)	(13%)	(8%)	(59%)	(100%)
R6(2024)	4,723	348	40,869	73,708	119,648	110,068	19,644	27,801	27,447	184,960	304,608
比率	(2%)	(0%)	(13%)	(24%)	(39%)	(36%)	(6%)	(9%)	(9%)	(61%)	(100%)

(11) 鳥獣捕獲数 (狩猟及び有害鳥獣捕獲等)

年次	鳥類					獣類					合計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	ニホンザル	ニホンジカ	その他	計	
H20	3,920	4,917	878	15,888	25,603	12,779	123	3,408	4,394	20,704	46,307
H24	4,396	3,332	904	8,621	17,253	15,387	158	6,550	3,732	25,827	43,080
H25	4,209	2,460	1,155	7,653	15,477	18,722	184	10,014	3,808	32,728	48,205
H26	4,747	654	1,481	8,528	15,410	21,629	290	12,633	4,143	38,695	54,105
H27	4,919	354	1,174	7,389	13,836	20,031	190	14,799	3,462	38,482	52,318
H28	4,051	504	624	6,457	11,636	24,211	308	12,009	4,046	40,574	52,210
H29	4,826	292	599	6,715	12,432	23,010	379	11,897	5,339	40,625	53,057
H30	5,902	553	551	6,632	13,638	26,042	355	11,536	4,617	42,550	56,188
R元	6,162	206	395	5,082	11,845	31,945	458	13,826	5,144	51,373	63,218
R2	4,903	487	520	5,489	11,399	31,650	691	15,375	5,779	53,495	64,894
R3	4,271	29	654	4,747	9,701	24,708	505	16,365	5,857	47,435	57,136
R4	4,652	269	515	4,422	9,858	32,255	754	13,681	7,220	53,910	63,768
R5	3,340	16	787	3,740	7,883	30,245	548	15,999	6,820	53,612	61,495
R6(2024)	4,064	9	571	3,555	8,199	29,424	496	16,111	7,902	53,933	62,132

(12) みどりの少年隊結成状況

(令和7(2025)年3月31日現在)

局	単位	隊名	所在	隊員数
備前	地域	玉原緑化少年団	玉野市玉原	16
	地域	吉備中央町FOS少年団連盟みどりの少年隊	吉備中央町吉川	12
東備	地域	びぜん緑の少年隊	備前市伊部	16
	地域	フジみどりの少年隊	和気郡和気町矢田	10
	学校	いんべ緑の少年隊	備前市伊部	16
	地域	ひなせ緑の少年隊		11
備中	学校	真備町菌みどりの少年隊	倉敷市真備町市場	37
	学校	池田小学校みどりの少年隊	総社市見延	29
井笠	学校	真鍋島みどりの少年隊	笠岡市真鍋島	2
	学校	里庄東小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町里見	307
	学校	里庄西小学校みどりの少年隊	浅口郡里庄町新庄	356
新見	学校	神郷北小学校みどりの少年隊	新見市神郷釜村	19
	学校	哲西っ子みどりの少年隊	新見市哲西町矢田	68
	学校	本郷小学校みどりの少年隊	新見市哲多町本郷	15
	学校	塩城小みどりの少年隊	新見市上熊谷	22
美作	学校	喬松緑の少年団	津山市坪井上	0
	地域	草加部みどりの少年隊	津山市草加部	34
	地域	羽出みどりの少年隊	苫田郡鏡野町羽出	4
	地域	大埴和みどりの少年隊	久米郡美咲町境	21
勝英	学校	勝田東緑の少年隊	美作市大町	26
	学校	西栗倉村少年山岳パトロール隊	英田郡西栗倉村長尾	25
	地域	吉野川緑の少年隊	美作市栄町	0
計			22	1,046

第10章 環境の未来を支える担い手づくり関係

(1) 岡山県景観条例に基づく届出等件数

大規模行為届出件数

行為名	S63~H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)	計
建築物	6,609	44	23	41	37	27	31	30	37	23	31	6,933
工作物	8,437	24	47	107	193	115	311	181	264	40	22	9,741
物件	17	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	20
土石	119	0	1	2	0	2	3	1	0	1	2	131
計	15,182	68	71	151	230	144	345	212	303	64	55	16,825

景観モデル地区届出件数

①吉備高原都市景観モデル地区届出件数

行為名	S63~H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)	計
建築物	391	12	17	13	13	14	14	23	25	24	48	594
工作物	42	4	2	3	0	1	7	10	3	9	9	90
木竹伐採	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12
計	457	17	19	16	13	15	21	33	28	33	59	711

②渋川・王子が岳景観モデル地区届出件数

行為名	S63~H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)	計
建築物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
工作物	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6

背景保全地区事前指導件数

行為名	S63~H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(2024)	計
建築物	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

第11章 環境の未来を創る経済振興関係

(1) 環境影響評価の審査状況

事業の種類	年度 S52～ H10	H11～R2			R3			R4			R5			R6(2024)		
		配慮書	方法書等	準備書	配慮書	方法書等	準備書	配慮書	方法書等	準備書	配慮書	方法書等	準備書	配慮書	方法書等	準備書
道路	3(2)		4	4(2)												
鉄道	1		3	2												
工業団地・工場	20		8	5												
住宅団地	3(1)															
ダム・堰・放水路	(1)		(2)	(1)												
公有水面埋立	3		(2)	(2)												
発電所・電気工作物	1	(2)	1(3)	2(2)	(1)	(1)			(1)				(1)			
飛行場	1(2)															
レクリエーション施設	35		1	1												
廃棄物処理施設	1		8(1)	6(1)							1					
下水道終末処理施設	12		3	※4												
その他	14			1												
合計	94(6)	(2)	28(8)	25(8)	(1)	(1)			(1)	1			(1)			

(注) 1 ()内は、国要綱・法等による処理件数（外数）。

2 S52～H10は、国要綱・県要綱に基づく処理件数。

3 H11以降は、法・条例に基づく処理件数。ただし、※はH11に県要綱に基づき処理した1件を含む。

(2) 環境影響評価に関する処理状況

(令和6(2024)年度)

名称	事業主体	事業目的	事業概要	処理状況	備考
処理実績なし					